

平成28年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成29年9月13日 開会 10時00分 散会 16時59分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出席者

① 委員 (17名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘
野原恵子	中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	千葉幹雄
寺林俊幸	藤原 孟			

② 委員長 谷口和弥

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	乾 邦廣	教 育 部 長	岡田直之
企 画 総 務 部 長	山岸伸雄 (選挙管理委員会事務局長)	忠 類 総 合 支 所 長	伊藤博明
会 計 管 理 者	原田雅則	経 済 部 長	菅野勇次
住 民 福 祉 部 長	合田利信	建 設 部 長	須田明彦
札 内 支 所 長	坂井康悦	総 務 課 長	新居友敬 (選挙管理委員会書記長)
政 策 推 進 課 長	山端広和	糠 内 出 張 所 長	阿部麗子
地 域 振 興 課 長	小野晴正	商 工 観 光 課 長	亀田貴仁
土 木 課 長	寺田 治	税 務 課 長	川瀬吉治
経 済 建 設 課 長	川瀬康彦	福 祉 課 長	檜木良美
保 健 課 長	白坂博司	住 民 生 活 課 長	山本 充
防 災 環 境 課 長	天羽 徹	都 市 計 画 課 長	吉本哲哉
保 健 福 祉 課 長	金田一宏美	こ ど も 課 長	高橋宏邦
会 計 課 長	坂口惣一郎	農 林 課 長	萬谷 司
農 業 振 興 担 当 参 事	渡部賢一	農 林 課 参 事	松井公博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	廣瀬紀幸		

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

4 審査事件 平成28年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 谷口和弥

議 事 の 経 過

(平成29年9月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（谷口和弥） ただいまより、平成28年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入る前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

さきの本会議において設置されました本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。

議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し、評価をする極めて重要な意味を持っています。

来年度の予算編成や行政執行に生かされますよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆様の特段のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、審査の方法についてご確認させていただきます。

初めに、決算にかかわります幕別町一般会計、特別会計の資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計にかかわる総括的な質問をお受けします。

特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出を一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆様申し上げます。

質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成28年度幕別町一般会計決算認定から認定第9号、平成28年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。

最初に、平成28年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） お手元に配付しております決算資料に基づきまして、平成28年度の概要についてご説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

まず初めに、第1表、平成28年度の決算状況についてであります。

初めに、歳入であります。点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は、左側、平成28年度につきましては174億6,400万6,000円となりまして、前年比では0.4%の減となっております。

また、特別会計の決算額は82億1,242万5,000円で、前年比0.3%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計は256億7,643万1,000円でありますが、前年度と比較しまして、額で4,744万6,000円の減、率では0.2%の減となっております。

次に、歳出でございます。一般会計の平成28年度決算額は170億9,187万9,000円で、前年度と比較しまして0.3%の減となっております。

特別会計決算額は78億7,843万6,000円で、前年比1.8%の減となっております。

一般会計、特別会計を合わせた歳出の合計は249億7,031万5,000円でありますが、前年比1億8,649万7,000円の減、率にしますと0.7%の減となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額であります。10ページをごらんいただきたいと思います。

第8表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、七つの特別会計の決算額等をそれぞれ記載しておりますが、合計いたしますとC欄の支出済額の計にありますように、78億7,843万6,000円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をしておりますが、後段の歳出決算額につきまして説明をさせていただきます。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1億9,018万5,000円の減、率にいたしまして5.1%の減となっております。

主な歳出は、保険給付費、共同事業拠出金などであります。

(2)後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,029万5,000円の増、率では3%の増となっております。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと501万7,000円の増、率で0.2%の増であります。

主な歳出は、各種介護サービスに係る保険給付費であります。

次のページになりますが、(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと573万1,000円の減、率にしまして1.4%の減であります。

主な歳出は、公債費や駒畠簡水整備工事などの建設事業費であります。

(5)の公共下水道特別会計の歳出決算額であります、前年度と比較しますと465万円の減、率にして0.4%の減となっております。

主な歳出は、公債費や十勝環境複合事務組合負担金や更新工事などの建設事業費などであります。

(6)の個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと3,872万5,000円の増、率にいたしまして21.5%の増で、主な歳出は排水処理施設整備工事費や公債費などであります。

(7)の農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと488万5,000円の増、率にいたしまして7.7%の増で、主な歳出は公債費などであります。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、恐れ入りますが2ページにお戻りいただきたいと思ひます。

第2表、平成28年度一般会計収支の状況になりますが、歳入総額174億6,400万6,000円に対し、歳出総額は170億9,187万9,000円であり、歳入歳出差引額3億7,212万7,000円の歳計余剰金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許にかかわる繰越財源が5,520万1,000円でありますので、その差を差し引いた残りの3億1,692万6,000円が平成28年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に1億6,000万円を積み立ていたしましたので、残り1億5,692万6,000円が翌年度への繰越金となるものであります。

次に、歳入であります、3ページをごらんいただきたいと思ひます。

第3表、一般会計歳入決算額は、1款の町税から22款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値を記載しておりますが、C欄の収入済額の計の欄にありますように174億6,400万6,000円が平成28年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款の町税、13款の分担金及び負担金、14款の使用料及び手数料、21款の諸収入にありますが、これを合計いたしまして1,082万1,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で1億8,399万4,000円となっております。

次に、4ページをごらんください。

4ページ下段には、歳入の構成比を円グラフであらわしております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で34.3%、以下、町税が16%、町債は13%、国庫支出金8.7%、道支出金6.7%などといった構成となっております。

次に、3ページ中ほどの①町税以下をご説明いたします。

①の町税では、前年比3.6%の増となっております。

主な要因につきましては、給与所得、農業所得の増及び新築家屋の増等による家屋にかかる固定資産税の増などであります。

②の地方交付税は、前年比1億1,058万4,000円、率にして1.8%の減となっております。

これは、歳出特別枠である地域経済雇用対策費や個別算定経費の減などによる普通交付税の減が主なものであります。

次に、5ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比4億580万2,000円、率にして36.7%の増。

これは、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費国庫補助金、災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の皆増、社会資本整備総合交付金の増などが主なものであります。

④の道支出金につきましては、前年比7,060万6,000円、率にして5.7%の減となっておりますが、地域づくり総合交付金の減、担い手確保・経営強化支援事業道補助金の減が主なものであります。

⑤の町債につきましては、前年比11億9,008万4,000円、率にして34.3%の減となっておりますが、これは新庁舎建設事業債の減、札内川地区の国営土地改良事業債、札内中学校屋内運動場改修事業債の皆減などが主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5ページ下段からになります。まずは6ページをごらんください。

6ページに、第5表、平成28年度目的別歳出決算を記載しております。

1款議会費から14款災害復旧費までの、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B欄支出済額の一番下の欄にありますように170億9,187万9,000円であります。

この中で構成比が最も高いのは、3款民生費の20.5%、額で35億974万4,000円、続いて8款土木費、3番目が11款公債費の11.9%などという順番になっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページ下段に、第6表、性質別歳出決算額があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費が、前年度との比較で5,481万8,000円、率で3%の増であります。

なお、この表には記載しておりませんが、ラスパイレス指数で申し上げますと、平成26年度は97.3%、平成27年度が97.1%、平成28年度は96.9%と、27年度に比較し0.2ポイント減となっております。

次に、3の維持補修費であります。前年比2,585万7,000円、率にいたしまして6.1%の減となっており、これは町道管理委託料、除排雪機械借上料の減などによるものであります。

5の補助費等は、前年比5億5,058万8,000円、率で23.2%の減となっておりますが、主な要因といたしましては、国営事業償還金、企業開発促進補助金の減などによるものであります。

8の投資、出資金、貸付金は、前年比25.9%の増となっておりますが、主な要因といたしましては、地域振興公社出資金、工業団地取得資金貸付金などが主なものであります。

9の繰出金は、前年比4,365万円、率で2.4%の増となっておりますが、国民健康保険特別会計や公共下水道特別会計への繰出金などです。

次に、10の投資的経費であります。3億920万1,000円、率にして7.9%の減となっております。

内訳といたしましては、普通建設事業費の補助事業費が12億2,757万2,000円の大幅な減、単独事業では、7億3,684万8,000円の増であります。これは主に新庁舎建設事業の減、コミュニティプラザ建設事業の増などによるものであります。

以上が、一般会計歳出についての説明でございます。

次に、平成28年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては、別冊になりますので、お手数ではありますが、一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、276ページに掲載しておりますのでごらんください。

上段の表、3、基金の表であります。それぞれ一番右側の額が平成28年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思っておりますが、現金が39億71万円、土地が1億8,068万7,000円となっております。

これを合算しました基金総額であります。40億8,139万7,000円で、前年度と比較いたしまして2億8,658万円の減ということになっております。

また、下の表、4、その他に備荒資金組合への納付金の表を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました、平成28年度の決算剰余金からの積立金、財政調整基金へ1億6,000万円につきましては、ここの残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成29年度予算におきまして、財政調整基金から3億円、地方債の償還財源としての減債基金から1億円、庁舎建設基金から5,483万7,000円、まちづくり基金から3億

1,535万7,000円を取り崩し、一般会計に繰り入れをいたしております。

次に、また資料のほうへお戻りいただきたいと思います。

12ページをお開きください。

12ページの中ほどに、第9表、一般会計財政状況として、各種指数等をあらわした表がありますが、表の下から3行目に財政力指数、一番下に実質公債費比率を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、財政力指数ですが、数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになります。本町の財政力指数につきましては、平成26年度0.323、平成27年度は0.331、平成28年度は0.337となりまして、若干上向き傾向にあります。

次に、実質公債費比率について申し上げますが、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や一部事務組合への負担金のうち、公債費に充当される負担金等を加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりますと、18%以上25%未満が起債発行に対して許可制となり、25%以上になりますと起債発行において制限を受けることとなります。平成28年度の幕別町の実質公債費比率は12.7となり、前年度より0.6ポイント下がったところであります。

これまで公債費負担適正化計画に基づき、借入金の抑制や繰上償還を実施したのに加え、借り入れに当たっては、交付税措置率の高い優良な起債の借り入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、平成24年度の決算をもちまして、目標値である18%を下回り、毎年着実に低下しているところであります。今後引き続き適正管理に努めていかなければならないものと考えております。

次に、16ページをお開きください。

下段の第12表、地方債の状況であります。一般会計の地方債の残高を一覧表として掲載しております。

表の一番下の計欄で、右から3列目が地方債の平成28年度末残高となりますが、差し引き現在残高191億3,988万3,000円であります。

次に、17ページ上段には、特別会計の地方債の残高を掲載しております。

簡易水道特別会計から農業集落排水特別会計まで4会計の合計の平成28年度末残高は、差し引き在 high の計の欄、110億2,774万3,000円であります。

次に、その下の段の(2)につきましては、これら地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載した表であります。

一般会計を申し上げますと、表の右側「左の利率別内訳」という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しております。

一番右の欄の4%超えの欄につきましては、合計が2億5,440万6,000円で、構成比にいたしますと全体の1.3%ということになります。したがって、残りの98.7%が金利4%以下の借入利率ということになります。

これは、過去に行った高利率の地方債の繰上償還あるいは近年の低金利による影響であると分析をしているところであります。

なお、平成28年度起債借入利率は、銀行縁故債で0.45%となっております。

次に18ページ、下段の13表、債務負担行為の状況についてごらんいただきたいと思います。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

29年度以降支出予定額の欄にあります。金額の欄の一番下、計欄にありますとおり6億8,135万7,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち(2)のその他の物件4,030万円は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3番のその他にあります6億4,105万7,000円ですが、これは国営土地改良事業に係る償還金の債務負担が主なものとなっております。このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金あるいは農業関係の利子補給金等が含まれております。

これらにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中ではその取り扱いについて、十分留意していかなければならないものと考えております。

次に、19ページをごらんください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況を表にしたものであります。

さきの本会議におきまして報告させていただいたところではありますが、一般会計における実質赤字比率など平成 26 年度から 3 カ年を掲載しております。また、中ほどの資金不足比率につきましても、各会計ごと掲載しておりますが、赤字がないことにより算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段のほうに各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、20 ページをごらんください。

20 ページでは、第 14 表としまして、各款における節ごとの決算額を記載しております。

次に、21 ページ、15 表になりますが、団体等に対する各種補助金・交付金の一覧としまして、次の 23 ページまで記載しております。

次に、24 ページからは、最近 5 カ年間における各款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ 32 ページまで掲載しております。

次に、33 ページになりますが、平成 26 年度からの地方消費税の引き上げに伴い、地方消費税交付金を含む引き上げ分の地方消費税は、全て社会保障施策に要する経費に充て、その用途についても明確にすることとされたことから、平成 26 年度決算資料から新たに追加した資料であります。

歳入、本町における平成 28 年度の地方消費税交付金の引き上げ分は 2 億 83 万 5,000 円で、その全額を歳出の社会保障関係経費に充当したものであります。

次に、34 ページ、平成 28 年度指定管理者施設管理評価シートでございます。この評価シートにつきましては、今年度決算から新たに追加した資料であります。

現在、本町において、指定管理者制度を導入している施設について、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、及び各指定管理の基本協定書に基づき、毎年度施設の管理業務、経理の状況等に関し、実地調査及び報告書等により、これまでも評価を行っていたところでもあります。しかしながら本年度から、共通した様式により平成 28 年度指定管理者制度を導入している 3 施設について評価を行うこととし、その結果がまとまりましたので、その評価概要について評価シートということとして、35 ページから 37 ページに掲載するものであります。

35 ページをごらんください。

シートの内容等についてご説明いたします。

上段に指定管理しています施設の名称を記載しております。

本シートは幕別町立札内青葉保育所の評価シートでございます。

次に、指定管理者の名称、その右には指定期間として本施設が指定管理されている期間について記載しております。

次に、1、予算決算の推移であり、上段が予算、下段が決算状況を示しており、3 カ年の状況について記載されております。

予算・決算の下段、現管理者による管理の有無の欄につきましては、本施設が現管理者において、指定管理されている期間について記載されております。

次に、2、評価項目であります。

評価につきましては、1 点目として事業運営に関することとして 8 項目、2 点目として施設の維持管理に関することとして 5 項目、3 点目として会計処理に関することとして 3 項目についてそれぞれ評価を行い、その評価については、その下段、3 評価に記載の 4 段階の評価基準に基づき実施したところがあります。

評価の結果につきましては、その下段に記載しておりますが、札内青葉保育所につきましては、(1) 事業運営に関する評価は S、水準以上、(2) 施設の維持管理に関する評価は A、適正、(3) 会計処理に関する評価は A、適正と評価したところでもあります。

次に、今ご説明いたしました、大きく 3 項目に対する評価について、指定管理者の総合評価を実施しておりますが、その総合評価の評価ランクを一番下段の表に基づき、総合評価のランクとしております。

その総合評価結果として、札内青葉保育所は、良好と評価したところでもあります。

次に、5、前年度評価結果を受けた対応と今後の課題等として、評価結果について今後の課題等について記載しているものであります。

以上が評価シートの内容であり、同様の評価方法を持って、36 ページにはアルコ 236 及び道の駅忠類の指定管理に関する評価を、37 ページは幕別町百年記念ホールの指定管理に関する評価結果についてあらわしたものであります。

次に、38 ページからになりますが、平成 28 年度の主要な施策の成果としてまとめております。

39 ページの議会活動の項目以降、最終 175 ページ上水道事業まで、各項目にわたる主な施策につつま

して、具体的な数字を含め掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

- 委員長（谷口和弥） 総括的な説明が終わりましたけれども、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） ないようですので、これより認定第1号、平成28年度幕別町一般会計決算、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます
企画総務部長。

- 企画総務部長（山岸伸雄） 1款議会費につきましてご説明申し上げます。

90ページをお開きください。

1款1項議会費、予算現額1億304万4,000円に対しまして、支出済額1億208万4,907円でありま

す。
議員報酬、議員共済費のほか、議会だよりの印刷費、会議録反訳委託料など、各議会運営に係る経費

などがあります。
なお、議会活動内容等につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の39ページに

記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

- 委員長（谷口和弥） 1款議会費につきましては質疑がないようですので、以上を持って終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

- 企画総務部長（山岸伸雄） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

92ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額14億8,423万4,000円に対しまして、支出済額14億5,220

万5,961円であります。

1目一般管理費の4節共済費及び7節賃金は、事務補助の臨時職員などに係る費用であります。

11節需用費は、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13節委託料、細節5は顧問弁護士委託料であります。平成28年度の相談実績につきましては、4

件でございます。

細節8庁舎宿日直等業務委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を民間事業者に委託

したものであります。

次のページになります。

細節12ファイリングシステム構築指導委託料は、公文書の管理手法を改善し、住民サービスの向上

に資するものとして、導入から定着までの4年間の3年目の経費であります。

14節使用料及び賃借料、細節2の複写機借上料ほか各種借上料であります。

2目広報広聴費については、11節需用費は、月1回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであ

ります。

次のページになります。

3目財政管理費、本目の主なものは、11節需用費の予算書の印刷製本費であります。

4目会計管理費は、出納室に係る経費で、11節需用費は、細節30の決算書の印刷製本費、12節役務

費の細節15派出業務取扱手数料は、役場庁舎の銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

5目一般財産管理費、本目は役場庁舎及びパークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費

次のページになりますが、細節 13 は白銀町に分譲地に係る地質調査、細節 14 は白銀町団地道路 6 号歩道測量の調査設計委託料であります。

15 節工事請負費、細節 3 白銀町分譲地歩道整備工事につきましては、6 号歩道の改良工事であります。

6 目近隣センター管理費、本目は 46 カ所の近隣センターと 6 カ所のコミセンの光熱水費を含めた管理運営に係る経費であります。

次のページになりますが、13 節委託料では、細節 1 と 3 のコミセンにかかわる管理、警備の委託料が主なものであります。

15 節工事請負費の細節 1 は、日新近隣センターの改修工事が主なものであります。

18 節備品購入費、細節 1 の管理用備品につきましては、近隣センター用のテーブル、椅子、暖房器具などを購入したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 近隣センター運営交付金は、46 カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

7 目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両 24 台及び町長公用車に係る車両維持管理費用であります。

11 節需用費は、燃料費や修繕料が主なものであります。

次のページになりますが、18 節備品購入費は、庁用車両としてクリーンディーゼル車 2 台を購入したものであります。

5 目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、15 節、細節 1 の町有林整備工事につきましては、下草刈り 87.06 ヘクタール、除間伐 44.13 ヘクタールなどを実施いたしております。

9 目の町有林造成費、本目は町有林の造成に係る費用で、15 節工事請負費、細節 1 皆伐工事につきましては 15.70 ヘクタール、細節 2 造成工事は植栽 14.44 ヘクタール、地ごしらえ 16.14 ヘクタールを実施いたしております。

10 目企画費、本目は町の施策の総合企画や広域行政に係るもので、8 節報償費及び 16 節原材料費は、小学生による手づくりの椅子を札内コミュニティプラザに設置するために実施した、ワークショップに係る謝礼、資材購入に係る経費であります。

9 節旅費、細節 1 費用弁償は、第 6 期総合計画策定に当たってのまちづくりワークショップ、4 回開催にかかわる経費が主なものであります。

13 節委託料は、町の公共施設等の現状と、長期的な維持管理や更新についての方針を定めた、総合管理計画の策定委託料、19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 十勝圏活性化推進期成会負担金、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関連する経費であります。

次のページになりますが、細節 16 はコミュニティバス運行に係る運行事業者への補助金、細節 17、18 は駒島線、古舞線の予約型乗り合いタクシーの運行に係る経費を補助するもの、19 節のマイホーム応援事業補助金は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、移住促進と町内居住者の定着に資するため、町内に住宅を新築、または購入する場合に補助金を交付するもので、平成 28 年度の交付実績は 107 件であります。

細節 21 は、プラス 8 プロジェクト in 幕別実行委員会補助金は、海外からの旅行客など本町への滞在を 8 時間延長することを目的に、モデル的な取り組みを実施するため、宿泊施設など関係者で組織する実行委員会に対する補助金であります。

11 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島出張所に係る費用で、事務用経費が主なものであります。

次のページになります。

12 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、28 年度は延べ 669 人が研修に参加したものであります。

12 節役務費は、職員健康管理のための人間ドックなど各種健康診断手数料であります。

13 目公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費であります。公平委員 3 名に係る報酬及び費用弁償であります。

14 目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策に係る費用で、1 節報酬は交通安全指導員 33 名に係る経費、7 節賃金は交通安全推進員である嘱託職員賃金、11 節需用費、次のページになりますが、細節 21 は防犯灯に要した電気料であります。

13 節委託料、細節 8 は、29 年度実施する防犯灯の LED 化に伴う実施設計委託料、15 節工事請負費、細節 2 は新庁舎建設に伴う北海道総合行政ネットワーク設備の移設工事、細節 3 は幕別地域に建設した

防災備蓄庫の建設工事であり、18 節備品購入費は防災対策用備品として、バルーン型投光器及び発電機を購入したものであります。

次のページになります。

15 目諸費、本目は各種委員会開催に係る経費や他の科目に属さない経費の支出科目であります。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8 節報償費は、細節 2 の町功労者表彰に係る記念品、細節 4 はふるさと寄附に対する返礼品に係る経費であります。

12 節役務費、細節 15 ふるさと寄附クレジット決済手数料は、クレジットによるふるさと寄附における決済手数料、及び 13 節委託料、細節 5 のふるさと寄附記念品配送等業務委託料は、返礼品事業の発注、発送等業務を民間事業に委託した経費であります。

なお、ふるさと寄附の平成 28 年度の実績は、ふるさと寄附において返礼品を送付した件数として 2 万 2,664 件、金額にしまして 2 億 7,194 万 4,254 円であります。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 十勝町村会に対する負担金、細節 8 は地方バス路線維持に対する補助金などであります。

次のページになります。

24 節の投資及び出資金、地域振興公社出資金は、昨年の台風 10 号で被害を受けたゴルフ場の復旧費用を賄うため、新規に発行した 1,300 株のうち 1,223 株を取得したところであり、通年分 10 株を合わせ出資したところあります。

なお、幕別町の持ち株総数は 2,003 株、合計の 69.1%の保有率であります。

16 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

なお、細節 3 はふるさと寄附金をまちづくり基金に積み立てたものであります。

また、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明いたしましたとおり、本決算書の 276 ページに掲載しているとおりであります。

17 目電算管理費、本目は電算処理業務に係るものであります。

11 節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

13 節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料などで、細節 11 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間事業者に委託したものであります。

細節 13 は、マイナンバー制度にかかわって各種電算システムの改修に要した経費であります。

次のページになりますが、18 節備品購入費、細節 7 の情報セキュリティ強化対策用備品は、ネットワークの分離に係る機材等の購入をした費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 はマイナンバー制度の運用に向けて整備された中間サーバーにかかわる負担金であります。

18 目協働のまちづくり支援費であります。1 節報酬、細節 1 の公区長報酬を初め公区活動や協働のまちづくり支援事業に対する交付金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は町内 114 公区に対する運営交付金であります。

細節 4 協働まちづくり支援事業交付金は、住民と行政が協働して行う各種事業に対して交付する公区活動支援事業ほか 6 事業、合計 207 件について交付金を交付したものであります。

19 目総合支所費であります。1 節報酬は忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬、次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 忠類地域魅力発信事業実行委員会補助金は、忠類地域の交流人口の拡大を目的として実施された魅力発信事業に補助金を交付したものであります。

細節 4 忠類地域民間賃貸住宅建設事業促進事業補助金は、忠類地域の定住対策のため賃貸住宅を建設する民間事業者に対し、建設面積に応じて建設費の一部を補助するもので、1 事業者 4 棟 4 戸の建設に対して補助を行ったものであります。

20 目新庁舎建設事業費、この目は新庁舎建設に係るもので、13 節委託料、細節 5 は新庁舎への引越にに係る委託料、細節 6 は新庁舎外構に係る実施設計委託料、15 節工事請負費、細節 2 は旧庁舎の解体に要した費用であります。

21 目合併 10 周年事業費、本目は昨年 2 月に迎えた合併 10 周年に当たり、継続的に各種記念事業を実施した費用で、日本ハムファイターズの応援大使や、NHK のど自慢などに要した経費であります。

8 節報償費は、応援大使トークショーに係る謝礼、次のページになりますが、11 節需用費は各種町内

イベントに係る応援大使グッズなどの制作や、のど自慢のポスター、チラシ作成などに要した経費、13節委託料、細節3はのど自慢と応援大使トークショーの駐車場警備、細節6は8月31日の東京ドームの試合に実施した、町のPRに要した経費が主なものであります。

14節使用料及び賃借用、細節10は応援大使18市町村によるグルメイベント、なまらうまいっしょグランプリに要した経費、細節20はファイターズ応援バスツアーに要した経費であります。

次に、2項徴税費、予算現額3,100万2,000円に対しまして、支出済額2,795万8,675円であります。

1目税務総務費、本目は9節旅費など賦課事務に係る事務用経費が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金の細節4十勝圏複合事務組合負担金につきましては、滞納整理機構の管理運営にかかわる幕別町の負担金であります。

次のページになりますが、細節9地方税電子化協議会運用関係費負担金については、地方税の電子申請に係るシステム運用に係る維持管理に要する経費の本町負担分であります。

2目賦課徴収費、本目は賦課徴収に係る費用で、12節役務費、細節19コンビニ収納手数料の平成28年度の実績は、2万7,816件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いしたものであります。

細節31電子申告審査システム利用料は、税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など合計7,160件の受け付けを行ったところであります。

23節償還金利子及び割引料は、過誤納還付金などであります。

3項戸籍住民登録費、予算現額2,491万9,000円に対しまして、支出済額1,862万4,712円でありませ

す。1目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務に係る経費であります。

次のページになります。

13節委託料、細節9はマイナンバー制度に係る個人番号等の作成委託料であります。

14節使用料及び賃借料、細節20の戸籍総合システムブックレスソフト使用料は、戸籍の電算化に伴うものであります。

18節備品購入費、細節1平成26年度に更新した戸籍電算システムの備荒資金組合への支払経費であります。

次に、4項選挙費、予算現額1,183万3,000円に対しまして、支出済額1,055万2,334円あります。

1目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員の報酬ほか選挙管理委員会開催に係る費用であります。

次のページになります。

2目参議院議員選挙費、本目は昨年7月10日執行の参議院議員選挙に係る経費で、1節報酬は、選挙管理委員、投票立会人などの報酬、13節委託料、細節7は選挙公報配布委託料、15節工事請負費は、ポスター掲示場の設置に要した経費であります。

5項統計調査費、予算現額150万9,000円に対しまして、支出済額118万6,422円あります。

1目統計調査費、本目は1節経済センサス活動調査等に係る調査員等報酬や、次のページになりますが、7節臨時職員賃金、11節需用費のほか、統計調査に要する事務用経費であります。

6項監査委員費、予算現額248万2,000円に対しまして、支出済額244万2,468円あります。

1目監査委員費、本目は監査委員報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 総務費の説明が終わりましたけれども、総務費について質問を予定している委員の方は挙手をお願いしていいですか。

（挙手する者あり）

はい、どうぞおろしてください。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わったところですが、この際11時ちょうどまで休憩をいたします。

10:50 休憩

11:00 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2款総務費の質疑をお受けします。

寺林委員。

○委員(寺林俊幸) 総務費内の1項1目総務管理費の中の11節需用費、この中のページ数が93ページ、燃料費11、12、それと15番プロパン、21番の電気料金という項目に当てはまるかと思えますけれども、昨年5月から新庁舎に業務を移りまして、その間数カ月でありますけれども、28年の予算額から見ていきますと、決算額が減っているものもあればふえいてるものもあるという中において、新庁舎での省エネの計画の中で、いろんな施設も建設をしながら運用しているわけですがけれども、省エネの計画段階での今の決算時期での到達率をご説明いただきたいと思えます。

○委員長(谷口和弥) 総務課長。

○総務課長(新居友敬) 光熱費につきましては、旧庁舎においては重油及び灯油、それからそういうもので暖房等を賄っていたと。また、あとこれが新庁舎においては主に電気になったと、ヒートポンプということでもありますけれども、それで重油については当然減っているわけですがございますけれども、電気料については昨年約2倍強というような状況になっております。

旧庁舎と新庁舎で比較するという事はなかなか難しいのですが、面積の換算という形で考えますと、旧庁舎では重油という、電気において平米当たり年額でいきますと2,118円ということになります、平成27年の決算では。それが新庁舎では、灯油、電気です平米当たり2,171円という形になりまして、面積換算での比較においては、ほぼ同額というような形になっております。

省エネの今の到達率ということでございますけれども、この28年1年間のヒートポンプの稼働であったり、エコボイドの活用ということで、その時々々の環境状況に応じて、その中身といいますか、一定な形で進められなかった。エコボイドの開閉においても、言ってみればナイトページということで夜開けてやってみたのですが、湿度が部屋中に入りましてコピー機が詰まってしまったと、そういうようなこともございまして、なかなかうまくそれが一定なマニュアルのもとと言いますか、形で進めてこられなかったというのが現状でございまして、今後そういった、今、データの的には室内の温度、湿度、それから外気の温度、湿度、そういったデータを蓄積しております。そういったデータをもとに、ある一定の基準といいますか、マニュアルといいますか、そういうものを今後、データを蓄積しながら考えていきたいというふうに思っております。

その中では、専門家などのご意見も伺いながら、今後できる限り効率的な運転の管理をしていきたいというふうには思っております。

○委員長(谷口和弥) 寺林委員。

○委員(寺林俊幸) 大体内容等は理解したわけですが、建設当時、多額の費用を講じて設備を建設したわけで、これはやはり今後うまく利用して、元をとっていかなきゃならないのは当然でありますし、当初から省エネに向けて計画していたわけですから、これはやはり運用を初めからしっかりと使っていくということが大事なのだろうというふうに思うのですが、今のところ、なかなか諸事情が許さないというか、うまく施設が運用できていないということでもありますけれども、なるべく早い時期にしっかりと省エネに向けて努力を重ねていただきたいというふうに思います。

終わります。

(関連の声あり)

○委員長(谷口和弥) 藤谷議員。

○委員(藤谷謹至) 庁舎の電気料については、平成29年度の予算のときに、私、質問させていただきました。

5月6日から庁舎に入ったということで、4月1カ月分の電気料がこれに加算されて、積算どおりいきますと、大体今回の決算書ぐらいの値になってくるものかなというふうに感じているところでございます。

29年の予算のとき、そのエコボイドの使用法について質問させていただいたわけなのですが、その管理方法については、その当時はエコボイドの近くにいる方が、感覚で感じたときに閉開するというふうに聞いてございました。その方法が、その後どういうふうには是正されているのか。

それと、エコボイドの関係でただいま説明ございましたナイトページのほうで、開けたらコピー機が詰まるということは、設計当初から想定がなかったのか。夜の冷たい空気を取り入れなければ、エコボイド機能しないわけですよね。ということは、エコボイド要らないということになると思うのですよね。その辺、やはり専門家の意見も聞かないとならないと思えますし、その辺のことを聞きたいと。

それと、やはり省エネ対策で、太陽光パネル設置してございます。そのほかに、地中熱ヒートポンプですか。その設置金額が大体8,000万から9,000万ぐらいだと認識しておりますけれども、この太陽光パネルの発電量について、その発電量がどのように使用されているのか、それもあわせて聞きたいと思

います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） まず、エコボイドの使用方法につきましては、やはり今もそういった室内が暑いときといった形で開けるということは、実際には今は、総務課のほうで開け閉めを行っております。その日に応じて、外の湿度が低いときに開ける。それから雨の時は自動的に閉まるという形になっておりますので、そういった利用方法で、また今は夕方、例えば2時間で、朝来たら2時間程度開ける。これも外気にもよりますけれども、そういったことで前にエコボイドの利用の中で、夜中ずっと開けっ放しという状況でやったときに、やはりそういったコピー機の詰まりとかが出たものですから、そういった開ける時間をある程度設定して、そこで冷たい空気を入れるというようなことで今やっております。

それが、ナイトパージの関係もあくまでも手動なものですから、言ってみれば職員が残っている間、夜暑いときに入れて、その時間、朝まで閉めるという形はとらざるを得ないのですが、今後そういったナイトパージも利用するに当たっては、タイマーなどを設置して、自動的に時間帯を設定して開ける、閉めるができるかどうか、それは今後調査、検討していきたいというふうには思っております。

太陽光パネルの発電量については、今、手元に資料はないのですけれども、全体の使用料の約0.2%程度の発電量ということで、実際には蓄電池のほうに充電はされるような仕組みになっておりまして、それが蓄電されている間は、満杯のときは通常の電力に使われているという状況で、非常用のコンセントの電源として、その電源を使うということになっております。

○委員長（谷口和弥） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 今、いろいろ苦勞されて運用されているということでございますけれども、まずこのエコボイドに関しては、建設当初、庁舎建設検討委員会の中でも、かんかんがくがいろいろな意見が出されたところでございます。そして、それとさらに、住民監査請求ということで、住民の皆様から監査請求が上がってきたと。これはやはり重く受けとめて運用しなければならないというふうには私を感じているところでございます。

最初にこのエコボイドを採用するに当たって、庁舎のランニングコスト、エコボイドを採用した場合と採用しなかった場合、この差についてどのように庁内で検討されたのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（谷口和弥） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 新庁舎建設に当たりまして、エコボイドの採用の際に、主な目的として一つは採光と、それと換気による夏の期間の冷房低減ということがメインで考えておりまして、換気を行わなかった場合の冷房負荷というのを想定いたしまして、その差と冬における暖房、要は外壁と同じです。暖房負荷との比較をいたしまして、収支がプラスになるということで採用したという結果になっております。

細かな数字はないのですが、一応考え方としてはそういう形で採用しております。

○委員長（谷口和弥） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 今、エコボイドの採用のことについて受けましたけれども、やはり私も新庁舎に移ってから、夏はちょっと涼しいなという感じは受けます。ただし、それがエコボイドの影響が、聞いているとそんなにないような感じが受けます。

で、採光とエアコンの使用をできるだけ少なくするというところでございますけれども、この庁舎におけるエアコンによる電気料、使った場合とエアコンを使用しなかった場合、多分夏と冬で出てくると思うのですけれども、その辺のデータというのはとってあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 28年度の電気料という中で、夏期と冬期ということで考えますと、夏期に対して冬期においては約1.5倍ぐらいの冬期の電力量ということになっております。

○委員長（谷口和弥） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） やはりエアコンの使用によって、やはり電気料というのはこれ結構左右されるのではないかと想像できるわけなのですけれども、そうなれば庁舎の運用に関して、例えばエアコンを入れる際、何度になったらエアコンをいれるのか、そういう管理はどのようになっているのか、その辺をお伺いします。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 現状では、室温28度以上になった場合に、エアコンをつけるというような形で考えております。

- 委員長（谷口和弥） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 庁舎におけるエアコンの設置場所なのですけれども、会議室がほとんど記憶しているのですけれども、職員におけるエアコンの使用頻度というのは、どのようになっているかわかれば教えていただきたい。
- 委員長（谷口和弥） 総務課長。
- 総務課長（新居友敬） 庁舎全体といたしますか、会議室を除いて、ヒートポンプの地下熱を利用して夏の間冷たい空気を送るということは、執務室自体で行っている状況でございます、それについては、執務室自体が28度以上になった場合、そういった夏、稼働するというところで進めております。
- また、エアコンが設置されているのは、会議室等でございますので、そちらも会議室自体の室温が28度以上になっているときには、会議室のエアコンをつけるというような形で管理しています。
- 委員長（谷口和弥） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 細かなところをお聞きしましたがけれども、寺林委員が言われたとおり、やっぱりデータをしっかり、本来は運用当初からしっかりしていただきたいのでありますけれども、これなかなかデータをとれていないという現状で、エコボイドのしっかりした運用にはなっていないと。で、やはり専門家による調査依頼というの、しっかり視野に入れて検討すべきだと考えるところでございます。
- これから何十年と使っていく庁舎でございますから、その管理方法によって、ランニングコストというのは、非常に左右していくものだと思います。最初にしっかりレクチャーを受けて、それによってしっかりした運用をしていくということが大切だったと思いますけれども、その辺の意見をお聞きしたい。
- 委員長（谷口和弥） 企画総務部長。
- 企画総務部長（山岸伸雄） 今、地中熱ヒートポンプとかエコボイドとかの総体的な庁舎の冷暖房に関する管理のあり方のことを総体的にお聞きしているかと思いますが、課長からご説明ありましたとおり、現実エコボイドとか地中熱ヒートポンプにつきましては、基本的には建設当初の施設の機器類のマニュアルに沿って運用はしております。
- ただし、それはあくまでも基本的な運用のマニュアルでございます、実際、人が活動し、またさまざまな気象条件等の影響等もございますから、そこは人間がやはりそのマニュアルをどう運用していくかということに入っているかなという面からいくと、私は、今、実際私どものやっている運用方法で、ある程度の運用はできているかというふうに考えております。
- 額的にも、先ほど課長からお話あったとおり、旧庁舎と新庁舎の平米当たりの単価を比べても、2,100円程度、平米当たり単価でいうと2,100円程度かかっている状況でございますけれども、面積が実際大きくなって、そして職員数もまた、旧庁舎では130人ほどの職員でしたけれども、新庁舎は185人の職員がいるという面から見ても、ある程度の効果を発揮しているのかなというふうに考えております。
- 今後におきましては、去年1年間いろんな試行錯誤をやったデータというのもございますので、内部でそこは十分見ながら、例えばナイトパーージについても、いつ開けていつ閉めれば一番効果があるのか、また湿度の高いときはどうしたらいいのかというの何となくわかってきている状況がございますので、そこは実践して29年度はやっております。
- 例えば、夏の間も去年はずっとつけていたのですけれども、こまめにヒートポンプを動かしたり消したりだとか、そういうこともやったりとか、エコボイドに関しても10時ぐらいまで開けてみて、それから閉めてみてだとか、朝は7時ぐらいから、すぐ開けるとかというようなこともやったり、少しずつ成果が見えてきているところもございますので、それらをもうちょっと突き詰めてやっていきたいなど。その後、専門家に依頼しても、結果、私は、現実には基本的な動作ぐらいしか見えてこないのかなと。それよりは、運用の中で、そこはきちんとみずからが、そこにいる職員がいろんな感じたことを、いかにシステムに反映させていくというのでしょうか、システム化していくかということのほうが大切だというふうに思いますので、そこはご理解いただきたいなというふうに思っております。
- 委員長（谷口和弥） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 中心はエコボイドのナイトパーージで、コピー機が使えなくなったということがちょっと引っかかるのですけれども、それは想定内だったのか、想定外だったのかというのはあるのですけれども、そういう危険性が多分あったとしたら、その対処方法というのこれは出てきているはずでございます。やはりこれ、宝の持ち腐れにならないように、しっかりと研究をしていただいて、運用していただきたいと思います。
- 以上です。
- 委員長（谷口和弥） 答弁はよろしいですか。

次の質問をお受けします。

小田委員。

- 委員（小田新紀） 95 ページ、1 項総務管理費、1 目一般管理費、13 節委託料、細節 12 ファイリングシステムの構築指導委託料になります。

先ほども説明の中で、4 年間のうちの 3 年目ということで、28 年度を終了したかというふうに思いますが、3 年目になりまして職員の皆さんも要領を得てきて、より発展的な研修が行われたかというふうに考えます。専門家からのいろいろな指導を受けているかと思いますが、その専門の先生による平成 28 年度における評価というものが、どのような評価を受けたのかということをご説明いただきたいと思えます。

- 委員長（谷口和弥） 総務課長。

- 総務課長（新居友敬） このファイリングシステムの委託については、平成 26 年から開始しておりまして、今年度をもってこの委託業務が完了するというようになっております。

それで、評価といいますか、今進めているのは、1 年目、2 年目である程度ファイリングシステムの概要であったり、書類の整理において、導入時に廃棄文書的なものは約 20 トンぐらいあったということで、今現在、昨年は新しい庁舎に移ってきました、言ってみればオープンフロアという形になりまして、前の庁舎に比べると、住民の目というものも、かなり見えるような形になったというところでいけば、言ってみれば、書類がきちんと整理されて、机の上も帰りにはきちんと滑走路になっているというようなことを目標に、今、進めてきておりまして、大分それが 3 年目を終えたところでは、各課に浸透してきているという状況でございます。

それで、今年度、29 年度、最終年なのですが、来年度から今度、町独自の管理をしていくという形になりますので、今、文書管理委員会というのを立ち上げまして、その委員会が中心となって、そういったファイリングの書類の関係を今度管理していくという体制をつくっております。

その文書管理委員会についても、今、委託業者のほうから指導をいただきまして、そういった組織で、今後、管理していくというようなことでございまして、ファイリング自体、これでいいというものはないというふうに考えておりまして、今のファイリング状況を日々改善していくと、で、できる限り見やすくわかりやすくしていくというのが、このファイリングの目的ですので、現状においてはある程度一定の形はできた、これからはその運用をきちんとしていって、なおかつそういった日々続けていくというような形で考えておりまして、今、委託を受けている先生からの評価としても、まだまだというような評価はいただいています。それは、これでいいというものがないということでございまして、やっぱりこれからも、どんどんどんどん独自で、そういった形をつくっていくのだよというような形で指導をされているところでございます。

- 委員長（谷口和弥） 小田委員。

- 委員（小田新紀） 終わりはないと、ゴールはないということについては重々わかりましたが、いろんな町の中でも、この幕別町として 3 年取り組んできてという中で、職員の皆さん自体もその実感という、データのものはなかなかないと思うのですけれども、実感としてその効果的なもの、効率的に仕事が進んでいると、あるいは最終的には、そういった仕事が進むことによって、職員の皆さんも勤務時間が短縮になったりとか、あるいは住民サービスの向上というところにつながっていかねば意味はないというふうに思うわけなのですけれども、そういった部分でも、専門家の、その委託業者から、今後、今年度ということも含んでしまうと、決算委員会の話にはそれるかもしれませんが、そういったことも含めて、例えばということで、具体的にどのような指導を受けているのかということを改めて伺いたいと思えます。

- 委員長（谷口和弥） 総務課長。

- 総務課長（新居友敬） 自分の仕事自体のファイリングということは、そのファイリング状況というのは、自分は把握している。ただ、それが同じ課の中で違う者が、その職員がいないときに、果たしてそれがきちんと、説明、書類を出してちゃんと説明できるか、そういった訓練も、今しておりまして、実際にやはりそこで町民が来られて、担当者がいませんから説明できないとか、そういうようなことをできる限りなくしよう。課の中でみんなそれを共有して、書類の場所はここにあるよということをしちんとわかるということが、まず第一だというふうに思っておりますので、異動時期ということもあって、職員は異動しますので、その時期は非常に新たな場所に行きますので大変なのですが、そういったやはり訓練も今後続けていった上で、実際にそういったファイリングのやり方自体を、もっともっと検討していきたいというふうには思っております。

○委員長（谷口和弥） 小田委員。

○委員（小田新紀） 承知しました。

先ほど答弁にありました、当初は、システム研修を受けたときということで、10トンほどの書類を整理したというようなことありましたが、それは廃棄したわけではなく、恐らく保管してあるということになるかというふうと思いますが、そちらのほうの整理という部分は、今、どのような状況になっているでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 今、新庁舎になりまして、新庁舎の倉庫という形でファイリング、26年から始めた書類については、今、役場の書庫に入っております。

また、その以前の書類については、猿別の旧浄水場、それから JA 幕別の旧店舗をお借りしまして、そちらのほうに書類を入れております。

ただ、旧浄水場の書類については、やはり永年保存等が多くて、まだまだ整理が、今進めているところなのですが、まだまだ整理がされていない状況もございますので、今後やはりそういった永年保存文書の見直しですとか、そういうことも文書管理委員会の中で検討していきながら、そういった書類をきちんと整理して行って、保管していくというような形で考えております。

（関連の声あり）

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ただいまの質問の関連ですが、総額で6,000万以上の予算を使っての事業であるというふうに認識しておりました。ことしが最後なのですけれども、3年間やってみて一番大事なのは、職員の皆さんにとっての評価はどうか。つまり、ファイリングシステムを導入することによって、ありましたけれども事務整理の効率化、あるいは関係プレーのしやすさ、それですとか時間の短縮とか、いろいろなその効果を期待して、この事業を入れたと思うのですよね。で、もちろん見た目ですっきりというのはあるのですけれども、それはあくまでも外部的なことであって、実務をされる皆さん自身の評価がどうか。ことし1年残っていますけれども、そこをお伺いしたいのが一つです。

で、もう一つは、昨年から比べましたら委託料が下がっていますが、平成28年度1,064万の決算であります。これ、この委託料の内訳、確か指導される先生は1人だったと思うのですが、その方と、いわゆるシステム、頭腦的なものをきちっと委託料として積算しているのだと思うのですが、いわゆる1,064万の委託料の積算の内訳、示していただければ示してください。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 初めに、職員の評価ということでございますが、やはり始めた当初については不なれといいますか、そういった文書をドッチファイルなり、ファイルで今までとじてきて、それがあればそこで用が足りるというような管理の仕方をしてきたわけで、それを年度別にきちっとファイリングという形で、必要な部分だけを残して管理していくという中では、やはり当初は、いろいろ戸惑いがあったというところはありましたけれども、やはり1年、2年、3年、やはり研修なり委託の先生からの指導等も含めて、ようやくそういったことが職員にも理解されてきているのではないかというふうに思っております。

で、やはり自主的にそういった課ごとのファイリングの日というのをつくって、そういった中で毎月1回、そういうファイリングの見直しなりをやっていくということも、今現在行っているところでございますので、職員としても、今後もそういった形で進めていくことに対しては、理解を得たのではないかなというふうには思っていますし、職員自体のやる気も出てきたのではないかなというふうには思っております。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 積算の根拠といたしましては、技術指導料としまして、その日に来てブロックごとに、各課ごとにやっておりますので、その課の人数に単価をかけるような技術指導料という考え方が一つ、それと役務費として、実地指導役務費ということで、定額でさまざまな構築にする考え方に対する役務の提供ということでの考え方が1点、それと実地指導の旅費が計算の根拠となっております。大きいのは技術指導料が大半でございます、例えば、今、額がちょっとはっきりしないのですけれども、実際1回来て指導するのに、1人当たり大体4万円ぐらいだったというふうに考えておりますけれども、その単価がほとんどの積算の単価の基本となっております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 日にちを設けて、ファイリングシステムの日ということでありますが、このときに

先生に来ていただいて進めていらっしゃるのが、年間どのぐらい来られているのか。

役務費のことはちょっとわからないのですが、例えばこのシステムを入れることによって、必要な機材といいますか、書庫も含めて、出てきますよね。そういったものは、町が独自に、業者から購入して活用していいのか。それとも、やはりそれも指導の一環で、そういった人の関連の中から調達されているのか伺います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 年間、先生においては2回来ていただいておりまして、その中で事前の研修と、言ってみれば実地研修、各課においての指導を行っていただいております。

それから、ファイリングの書庫といいますか、棚ですとか、そういうものは、独自で調達している状況でございます。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） システムを構築した際のさまざまなそういうファイリングに関するファイルだとか、あと什器だとかという部分のことかなというふうに思うのですが、今回導入しましたファイリングシステム自体が、本当に今までないような考え方、システムチックな考えのもとで整理されている事業でございます。

ですので、そういうことから、それに合ったフォルダだとか、それとか住基の導入を進めているところでありまして、それらにつきましては、確かほとんどがうちの業者のほうから、町内の業者から導入しているところがございます。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 多分、そういう一つのシステムの中で、何でしたかシステムチックといいましたか、必要とされるものだと思いますので、そういった規格に合ったものでないと、指導される先生の思いのようなファイリングができないという、そういうものなのじゃないかなというふうに思うのですよね、違いますか。

もし、全て地元の業者の方を通してということであれば、特別問題はないかなというふうには思うのですが、そういった特殊なものであれば、なかなか地元業者とのかかわりというのも、どちらかという、指導する先生側の示されるとおりの流れで導入されてくるというようなことになっているのではないかなというふうに思うのですよね。

全体で契約をしてやってきていることですから、部分的に改善ということにはならないとは思いますが、そういったところなどもチェックされながら、なるべく低コストで事業が完了するような努力が必要かなというふうには思いますが、その点は大丈夫でしょうか。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） ファイリングを行うに当たっての関連用品としましては、やはりある程度決まったものというのは確かにございます。

それについても、それじゃなければだめだというものという形ではなくて、やはりそれに類似したものも当然ありまして、言ってみれば、今の状況でいきますと、そのものも町内の業者で調達できるというような状況でございますので、今こういった関連用品については、町内の業者を通して調達しているというような状況です。

○委員長（谷口和弥） 次の質問をお受けします。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） ページ数が122、123ページになります。

3項戸籍住民登録費の13節委託料、9の通知カード・個人番号カード作成等委託料になります。マイナンバーです。28年度にどれだけの個人番号カードがつけられたのか。また現在、役場に本人に届いていない通知カードがどれだけあるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 個人番号カードにつきましては、平成28年度におきまして740枚交付しております。現状の、平成29年の8月末現在では、1,845枚を交付済みとなっております。

また、通知カードの保管状況でございますけれども、現在107通がまだ受け取りに来られていないということで、役場のほうで保管をしている状況です。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 1,845枚発行し、28年は740枚つけられたということですね。また現在、107通が

本人に届いていないというふうなことであります。

この、マイナンバー、個人番号、大変高度な個人情報に当たると思います。その取り扱いについて、慎重な運用が求められると思います。以前に、他自治体であった例だと思いますが、事業所といってしまうか、従業員のマイナンバーが記載された書類が、従業員の許可なく行政機関から事業者へ送付されるというようなことが、ほかの自治体であったというふうに聞いております。

慎重な運用を行っていくこと、それと、及び役場に現在とめ置かれている通知カード、今後どうしていくのか、この2点について伺いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） まず1点目の情報が漏れたということでございますけれども、そこにつきましては、やはり今後もそういった情報が漏洩しないように、きちんと職員も教育しながら、情報漏洩対策には努めていきたいというふうに考えております。

また現在、町で保管しているカードにつきましては、原則は3カ月で廃棄なのですけれども、107通も保管しております。その中で時々とりに来られる方もございますので、今のところは、廃棄しないでそのまま保管していくという考えでございます。

○委員長（谷口和弥） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） ぜひ、そのように、本人以外にマイナンバーが知れ渡るといったようなことがないように、慎重に運営していただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 答弁は要りませんね。

次の質問をお受けします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点だけお伺いいたします。

109ページの14項交通防災費、13節委託費、細節8の防犯灯現状把握調査委託料についてお伺いしたいと思います。

調査しているということなのですが、今年度調査で1,535灯、800万円ということですが、町では、この2カ年で、全5,253灯のLED化を目指すというような行政執行方針が示されたところであります。現在では調査だけで取りかえは進んでいないのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 町内の防犯灯のLED化につきましては、今年度決算書に載っていますとおり調査委託料のみでございまして、その調査委託を行いました約1,500灯につきまして、29年度に取りかえ及びリースということで、現在これから取りかえが進んで、12月いっぱいくらいまでには取りかえ工事が終わります。予定では来年1月から10年間のリースという契約になってまいります。

その後、今年度、調査委託もやっております、それにつきましては来年度以降取りかえ、リース契約という形になってまいります。

その後、まだ1,400灯ほど残りますので、3年間の事業で、同じくリース事業で計画しているところでございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） いつから3年間になったのか、もともと2年間という契約だったと思ったのですが、もしかしたら、そのように行政執行方針で示されているところでもありますので、どういう経緯で3年間になったのか、お聞きしたいと思います。

あと、年間4,400万円防犯灯にかかっていますので、なるべく早目に、計画どおりに進むことを求めたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 防犯灯のLED化事業につきましては、環境省の補助事業を活用いたしまして整備を進めているところでございまして、当初は2年計画で防犯灯のLED化というお話をさせていただいたかと思いますが、この環境省の補助事業によりまして、約1,500灯ぐらいがちょうどその調査委託の範囲という形になりますので、それを利用することによって、最後まで3年間の事業になってしまいますものですから、それが3年間になった理由でございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 次を質疑をお受けします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 3点ほど質問いたします。

まず、106 ページ 14 目交通防災費、11 節需用費、防災対策消耗品、防災訓練にかかわりまして質問いたしますが、資料の 51、52 ページの資料を見ますと、自主防災組織、この組織率がなかなか進まない状況が一覧表を見てわかります。今、異常気象などで、やはり災害は予測できない、こういう状況にもありますので、努力はされているとは思いますが、自主防災組織の組織率を上げて、町民がしっかり訓練することによって、何か緊急の事態があったときに対応がしやすい、そういうことが必要だと思いますが、この組織率がなかなか上がらない原因と、これからどのように組織率を上げていく手だてをとっていくのか、お聞きしたいと思います。

もう 1 点は、114 ページ 18 目協働のまちづくり、19 節負担金補助及び交付金、公区運営費交付金、ここでも資料の 56 ページですけれども、公区の加入率が幕別、札幌市街地で下がってきている状況に資料ではなっております。それで、やはり防災のこの訓練とも関係してくるのですけれども、公区の加入率が上がることによりまして、そういう防災関連でも組織しやすい、そういう状況も考えられるし必要なことではあると思います。それで、加入率の下がっていく一つの要因、それから加入率を向上させていくために、どのような手だてをこれから講じていくのか、お聞きしたいと思います。

それと、同じ協働のまちづくりの 4 のところなのですが、その支援事業交付金、資料の同じ 56 ページなのですが、支援事業は 6 区分に分かれております。その中でやはり一番活用されているのは、公区環境美化支援事業ですね。ここは地域の環境整備で、よく活用されているのですけれども、その雪かき支援など、ここでは町民から、冬になると非常に除雪の要望が多いです。ですので、こういうところをしっかりと活用して、地域で除雪、排雪していく、こういう対策も必要ではないかと思うのですが、その環境整備には活用されているのに、この雪かき支援がなかなか活用されないということに、何かこの事業に対する、町民にきちんと周知されていないのか、それともこの事業が使いづらいのか、その点どのように押えているかお聞きしたいと思います。

また、人材育成支援なのですが、ここもゼロになっていますね。ですから、資料を見ますと、幕別町の講演会とかそういうところに参加した方には助成するということが記載されております。これをもちよっと、十勝管内とかそういうところに広げることによりまして、なかなか公区の役員とかそういう方が受けてもらえないという状況もあると聞いておりますので、そういうところでしっかりと人材育成することによって、公区の役員を引き受けていただくとか、公区のいろいろな事業に協力してもらえとか、そういう状況に改善されるのではないかと思います。その点をお聞きいたします。

それともう 1 点、総務費の 122 ページ、4 項選挙費全般にかかわってです。決算では選挙事務にかかわる改善は資料から見えるのですけれども、その選挙人に対する改善が見られません。それで、今、高齢化ですとか、地域の過疎化などで、投票に行きたくても交通の手だてがとれなくて投票を諦めてしまう、そういう声も聞いております。やはり、選挙は一人一人がこの政治にかかわっていく大事な制度でありますので、やはりそういう意思のある方は投票にしっかりと行ける、そういう手だてを講じていくことが必要だと思います。その点をどのように捉えているのか、今までどのような対策をとってきたのかをお聞きしたいと思います。

また、投票所の改善ということで、何度も決算などでも取り上げてきているのですけれども、投票所の改善をどのように行ってきたか。例えば高齢者などは、靴を履いたり脱いだりするのなかなか大変。そういうので、靴を脱がなくても投票できるような方法ですとか、それから車いすの対応だとか、そういうことも求められていると思いますが、そういう改善をどのように行ってきたのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 私のほうから 1 点目の自主防災組織について申し上げたいと思います。

なかなか自主防災組織の組織化が進まない原因といたしましては、やはり農村部ににつきまして、なかなか組織化されていないところがほとんどということで、それが第一の原因だと思っております。この組織化率に影響しているのかなというふうに思っているところでございます。

それと、市街地につきましても、まだ防災に関してなかなか理解が進んでいないところがあるということも現実でありまして、ただいま平成 27 年度から地域防災訓練計画に基づいて、5 年間で市街地を中心とした防災訓練を行っておりますので、現在そういった組織化を上げるために、組織化されていないところの公区につきましては、積極的に組織化を進めているところでございまして、わずかではあり

ますが28年度につきましては、前年度と比べて2組織ふえているような状況でございます。

今後につきましても、公区長会議はもちろんですが、防災訓練等の実行委員会のときに、組織化に向けて啓発をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） まずご質問の1点目、加入率が上がらない、これにつきましては、やはり価値観の多様化とかライフスタイルの変化等によりまして、町内会活動に対する理解が薄れつつあるのかなという、そういう意識が高まっている状況で加入率が低いのかなというふうに思われます。

町といたしましても町内会活動の重要性、また町内会活動では、こういういろんなお祭りとか、いろんな活動を実施して町内の連携を図っているということ、広報やホームページ等を通じてお知らせするとともに、加入につきましては、今、空き家バンク等で宅建事業者と協定等を結んでおりますので、そういった宅建業者のほうに加入についての、アパート等に入られた方へのチラシ等の配付等をお願いしたいというふうにして、加入率を上げていく取り組みをしていきたいと考えております。

次に、雪かき支援ですが、確かに雪かき支援と雪堆積場の確保につきましては、利用があるのですが、その他の除雪機等の購入や、地域内排雪等は、特に地域内排雪は時々あるのですが、除雪機等の購入等にはなかなか手が挙がっていないという状況でございます。こういった状況につきましては、協働のまちづくり検討委員会というものがございますので、その中で今の利用状況、それと、なぜ取り組まないか等、公区長さんから意見をお伺いして、今後の支援メニューの検討をかけていきたいというふうに考えております。

人材育成につきましては、町が指定するというので、帯広の町内会連合会等でやる研修会等、そういったものも公区長さん等に案内させていただいております。なかなかやっぱり積極的に出向かれる方も少ないようですので、そういった今後の公区活動の活発化もありますので、そういったチラシ等を公区長さんに案内して、積極的な参加をしていただくよう進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） まず初めに、選挙民に対する支援ということでございますけれども、一応いろいろ高齢者の投票率という形で見ても、やはり多少低い状況は私どもも認識しているところでございます。その足の確保という面では、ちょっと今、まだ実際にこうしていく、ああしていくということは、まだ考えておりませんが、やはりそういったことも今後は必要になってくるのだろうなというふうにも思っておりますので、言ってみればいろいろなバスの利用でありますとか、そういったことも含めて、今後検討をしていきたいというふうには思っております。

また、投票所の改善においては、靴を履かないで上がっていくようにということで、一時投票所にシートなどを敷いて行ったことも過去にあったかと思っております。そういうこともやったことあるのですが、実際に天候によって、足元がビニールシートでありますとか、滑るとか、そういった逆に危険な部分も出てきて、今は実際に近隣センターなどは靴を脱いで上がっていただいているということもございます。施設によってはそのまま土足で上がれるところもありますので、そういったことで、今は、実際にそういった近隣センターでは靴を脱いで上がっていただく、また車いす等の対応についても、近隣センター、そういう施設にスロープをつくらしたり、入れるようにしたり、また実際にそういったところに整備されていないところは、職員が、来られたときに介助をするという指導もきちっとしている状況でございます。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 防災組織の組織率なのですが、農村部で組織率がなかなか上がらないという、こういう状況もということなのですが、農村は農村の事情があると思うのですが、やはり実際に防災訓練、私一度参加したことがあります。そうしますと、耳で聞いているのと、やはり実際に訓練するというのは随分と認識が変わるのですよね。ですから、農村部でなかなかその組織率が上がらないという、そういう状況であれば、そういう訓練しているところに、農村の役員とか、そういう方々に参加していただいて、訓練はこういうふうにします。そして、訓練した後の認識なんかもこういうふうに変りますよということも、実際に参加していただいて農村の組織率を上げていくという、そういう手だてを講じていくことも必要ではないかというふうに私は思っております。

また、市街地でも、これから進めていくということなのですが、やはりそういう、実際に防災訓練を役員の方に、市街地でもしてもらおうということの手だてが必要だというふうに思いますし、また高齢化

の進んでいる公区では、なかなか役員を選出することができないという声も聞いております。ですから、そういうところには、やはり町としても人の配置をどうするかですとか、そういう手だても相談に乗って、組織率を上げていくということが必要ではないかと思うのですよね。高齢化の進んでいる公区ではなおさら、避難するときの訓練をしておくということは、とっさの行動ですから、本当に訓練が必要だと思いますので、そういう点でのやわらかな頭で対応していくという、そういう対応が必要ではないかというふうに、いろんなところの経験を聞いて対策をぜひ講じていただきたいというふうに思います。

協働のまちづくりなのですが、この雪かき支援なのですよね。これ本当に協働のまちづくりで、こういうふうにいるいろいろ書いて、皆さんにわかるようにお知らせしているとは思いますが、公区の役員の中でも、公区長さんはこの資料をいただいているのでわかると思うのですが、役員の中でも、こういう雪かき事業だとか、そういう排雪の支援ですとか、そういう事業があるということが知らないという方も中にいらっしゃいます。ですから、公区長さんだけではなくて、公区の役員にもしっかりと説明して、こういう事業があるのですよというふうに周知がまだ不徹底ではないかというふうに思うのですよね。ですから、環境整備や何かに、本当に公区の皆さんが参加して事業が進んでいるわけですから、これだけ雪が降ったときに、除雪の苦情の電話が町に殺到すると思うのです。ですから、それを緩和するための手だてとして、この雪かき事業ですとか、この事業の手续ですとか、それから事業の内容ですとか、もっと利用しやすいような事業にしていくことが大事ではないかというふうに私思っております。その点もお聞きしたいと思います。

また、この人材育成支援ですけれども、これも町が指定した講演会とか、そういう年に1回というふうに表示されております。これ、町民が自主的にこういう講演会とか、こういう事業やなんかに参加して見聞を広めたいと言ったときに、そういうことは対象にならないのでしょうか。視野を広げていくという意味では、いろんな研修会は必要だと思うのですが、その点はいかがでしょう。

それと、選挙にかかわることなのですが、高齢者だけでなく障害のある方も含めると思うのですけれども、足の確保ということでは、池田町では新聞記事でバスを運行して、投票所まで有権者の方を迎えているという、そういうことも記事に載っておりました。ですから、そういうきめ細やかな対策が必要だと思うのですよね。これからいろいろな選挙がありますし、やはり一人一人の意思をしっかりと選挙に反映するということが、一人一人が政治にかかわって自分の意思を表明できる、本当に身近な政治にかかわる制度だと思いますので、そういう対策をしっかりと行っていくことが必要ではないかというふうに思います。

また、ブルーシートを敷いていたことも一時期あったということでしたけれども、雨の日なんかは危なくて取り除きましたということでしたが、やはりそれも何らかの、ブルーシートでなくて、雨の日でも滑らない対策でシートを敷くとか、そういうことは考えられないのでしょうか。その点をお聞きします。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 公区助け合い活動事業の雪かき支援の関係ですけれども、公区長さんには年2回、公区長会議がありますので、その中で協働のまちづくり支援事業については説明しております。また、広報紙、ホームページ等通じて広く周知はしているところでございますけれども、そういったお話も伺っておりますので、再度広報で冬場の利用を高めるのであれば、そういった記事の特集など、いろいろ検討していきたいというふうに考えております。

あと、事業メニューの使い方とか、基準とか、それにつきましては、協働のまちづくり検討委員会の中で、公区長さんの中で意見をお伺いしながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。

雪かき支援につきましては、公区数につきましては、今回、6公区ほど出てきておりますけれども、その中で多分近所づきあいで、協働のまちづくりの支援までしないで、そのまま近所づきあいで行われている方もいるとは思いますが、そういうことを公区が制度としてやっていただければ、そういったことも申請等していただけるように、お話等は検討委員会の中では進めていきたいというふうには考えております。

あと、人材育成ですけれども、一応1公区で2名ということで、公区の中の役員さん等で2名ということで、公区の中から出してもらおうということで、個人での参加というふうにはなっておりません。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 選挙の件でお答えいたします。

今、足の確保という面において、隣町の池田町なんかではバスを出して足の確保を図っているという

ことで、我が町もということだとはいうふうに思います。私もその報道を知っておりますが、そもそもうちの選挙区においては、今、23 投票所を設けております。そういう面で、他の町よりはきめ細かく地域ごとに投票所を設けてということが大きいのかなと。要は、足を確保しなければ、行けないということまでいきますと、やはり投票所までの距離が、相当距離が出てくるだろうと。そういう、今投票所の配置にはしておりませんので、そういう面での利便性は図っているというふうに考えております。

ただ、委員お話ありましたとおり、それでも相当の距離を歩くというのは、大変な方もいらっしゃるというのは承知しておりますから、今後については、例えばなのですけれども、コミバスを活用していただく。その際は無料化するだとか、そういうことも原課とも話していかなければならないかなというふうに考えております。また、それらも含めて選挙管理委員会の中で議論させていただきたいというふうに考えております。

もう一つ、投票所の環境という面においては、課長答弁しましたように、今までもさまざまな面で投票所の環境整備をしてきたつもりです。スロープの設置を初めやってきていました。ですから、シートも張ったことがあるのですけれども、どうしてもシートという性格上、張ったときはいいのですけれども、多くの選挙人の方が来られたときに、どうしても歩くとよれてくるのですね。それが一番やっかいな形で、上にそのままポンと乗せるのは、なかなか難しいのかなというふうに思います。

そういう面なるべく土足でそのまま入れるようなということでは考えているのですけれども、どうしても投票所の関係からいくと、そこまでは全部が全部できないかなと。ただ、今までの大投票区の中でも、東コミセンは今まで靴を脱いで投票所に入っていたのですけれども、今回コミプラになりましたので、その辺の投票所のあり方は考えて、なるべく靴は脱がないで入れるような仕組みはつくっていきなと。ただ、上に乗せるというのは、他の事故の問題もありますので、そこはその投票所投票所の状況を見て、対応はさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 協働のまちづくりの雪堆積所確保ですとか、雪かき支援とかなのですが、公区の公区長さんにも諮って、周知していきたいということでしたが、それと同時に公区の役員などに、この事業に対する意見、どうしたらこの事業を町内会として活用できるのか。もし改善点があったら、そういうところも聞きながら、この制度を活用してもらうことによって、一番町民の皆さんから苦情の多い道路の角のところですか、交差点のところですか、そういうところまでこの支援事業が使えるような手だてをとれば、もっとも町民の皆さんからの苦情も減るのではないかなと思うのですよね。ですから、使い勝手のいい制度に改善していくことも求めて、公区に周知していただくことをぜひしていただきたい。このことを質問して終わりにします。回答をお願いいたします。

○委員長（谷口和弥） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） ご意見いただいた公区の役員含めて、意見を聞くというのは大変大切なことと考えておりますので、今後どのような形で意見を聞くかというのは、内部で検討いたしまして、よりよい支援事業につながるよう努めていきたいと思っております。

ただ、先ほどの道路の角とかという部分の雪かきというのは、道路管理の部分がありますので、あくまでも公区内でどのような形で雪かきが進められるかというのも含めて、役員含めて意見を聞くような形を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 総務費について質疑を用意されている方はいらっしゃいますか。

（はいの声あり）

○委員長（谷口和弥） わかりました。

審査の途中ですが、この際、13 時ちょうどまで休憩いたします。

12：14 休憩

13：00 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 款総務費について、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 4 点について質問をさせていただきます。

まずページ数ですが104ページ、企画費になりますが、企画費の19負担金補助及び交付金の21プラス8プロジェクト in 幕別実行委員会補助金、初めての事業で、地方創生にかかわってつくられた事業というふうに認識しております。立ち上げの、28年度でなかったかと思いますが、3年間の目標を持って滞在を長くしていただく、結果として地域の経済効果を狙われた事業ではないかというふうに思うのですが、実際にどんなことをされて、その道をこれから開けていくようにされているのか伺います。

2点目、11の支所出張所費です。ここでは、札内の支所について伺います。平成28年度に機構改革が行われまして、新しい体制をつくり29年度につながってきています。特に札内出張所は新しい建物になったということもありまして、業務の中身や相談などもかなりふえてきて、地域の方たちにも大変喜ばれる施設になってきていると思うのです。この人員体制なのですが、28年度の終わりに新しく住民要望に応じて、15人体制で出発していくということをお聞きしておりました。実際にはどうなっているのでしょうか。

続きまして、ページ数では119ページ、2番の徴税費の19負担金補助及び交付金の4番十勝圏複合事務組合滞納整理機構であります。例年伺っておりますが、ことしはこれにかかわりましては、資料の69ページに詳しい中身を載せていただいております。一つには、3番の滞納整理機構の状況であります。機構全体の収納率が非常に下がってきております。また、幕別町自体を見ても、下がってきております。20.91%の収納率ということでありまして、負担しているお金以上は回収されておりますから費用対効果というふうにお尋ねすれば、多分それは目的は果たしているのだというふうにお答えになられると思うのですが、この機構そのものの必要性について、だんだん収納率が下がってきているということも見れば、私としては必要性を感じないわけですが、そんなことも予算のときにお話ししたことがあります。それらについてどのようなお話がなされて、方向性がもたれようとしているのか。

もう一つ、その資料の上に、滞納処分状況というのが一覧表に載せられております。給与の差し押さえ、預貯金の差し押さえが非常に多くなっておりまして、26年度、27年度から比べまして、28年度は全体で496件に上っています。もちろん、税を滞納されるということでもありますから、法に基づいた事務が進められるというのは当然のことだとは思いますが、どんな状況の中で496件というふうに入ってきたのかなというその背景と、あともう一つは、給与や預金の、これは現金でありますから、差し押さえをするとそのまま現金が入ることになるのでしょうかけれども、換価しなければ現金に、つまり滞納に補填されていかない、入っていかないということがありますよね。その換価などについては具体的にどんなふうになっているのか、伺いたいと思います。

最後です。忠類の総合出張所費のところでは聞いたらいいなかなと思うのですが、項目が特別なので、ページ数で116ページの19総合出張所費の負担金補助のところの忠類地域の魅力発信事業ということとはきっと違っているのではないかとはい思うのですが、シーニックカフェ、これがずっと事業を展開されてきて、かなり利用者がふえてきていると思います。利用状況をお伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） ご質問の1点目、プラス8プロジェクトにつきましてご説明を申し上げます。プラス8プロジェクトにつきましては、依田、日新地区のエリアにおきまして、外国人旅行者をターゲットにしまして、地域の事業者が連携をして受け入れ体制の整備であったり、地域素材を活用して観光客の滞在時間の延長を目指しまして、地域の経済効果を図ろうという取り組みでございます。28年度に始まりまして、2月にその組織、実行委員会を立ち上げたところであります。

事業の中身につきましては、28年度は外国人の旅行者に対しますアンケート調査、二つ目には実行委員を対象としました観光セミナーとワークショップの開催、そして三つ目に、地域の観光資源の調査分析ということで、事業を行ったところでございます。

29年度につきましても引き続いた事業は行っておりますけれども、今後どのように事業をつなげてまいりたいかということですが、28年に行いましたアンケート調査などの中から、パークゴルフの体験を中心として、体験型のコンテンツであったり、観光施設等を海外に向けて発信するとともに、その受け入れ体制につきましても十分協議をして、インバウンドの拡大につなげてまいりたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 札内支所長。

○札内支所長（坂井康悦） お尋ねのありました、札内支所の28年度末から29年度にかけての機構の変わりについてご説明いたします。まず、28年度自体は札内支所は二係で、9名体制で行っておりました。29年度におきましては、札内支所の二係が一係になりまして、次長職が課長職となり、9名体制プラス新しく住民相談室ができて、そちらのほうに参事職含めて、保健係の保健師が正職と嘱託含めて3

名と国保医療係から1名、収納係から1名、介護保険係から1名ということで15名の予定になっております。そして、9名から、参事職につきましては札内旧支所の業務を大幅に兼ねておりますので、人数的には変わらないというふうに考えております。ただ、介護係につきましては10月から配置予定、収納係につきましては午後配置ということ、国保医療係につきましては今現在週2日の配置になっております。

○委員長（谷口和弥） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 滞納整理機構の必要性についてというお尋ねですけれども、本年度になりまして、十勝管内の税務担当課長会議で、役員会のほうで検討いたしまして、役員会から各地域の課長に説明がありました。その後、7月に課長会の会議がありまして、そこでどういうふうによつていくということを検討いたしまして、会の中ではいろんな意見がありまして、全会一致というわけではありませんけれども、継続するというような方向性が出ておりまして、その後、副町長会のほうへ引き継いでいると、今はそういう状況になっております。

で、差し押さえの件数が増加した背景ということですが、前回もお話ししたかと思うのですが、大きな滞納額になって給与差し押さえが何年にもわたるといふようなことではなくて、どうしても払わなければならないものだということを理解いただいて、少額のものからでも差し押さえを執行したということで件数が増加しているということと、もう一つ、預金の差し押さえをしまして、CD機でおろせない1,000円未満の金額しか差し押さえができないような場合があります。そういうのがイタチごっこになっているという場面がありますので、件数がおのずとふえてきているという状況になっております。

換価しなければならない財産はどうしているのだということですが、この表の中に動産ということで、インターネット公売ということで、金額を書かせていただいております。6万8,000円程度の売り上げがありまして、ヤフーのインターネットオークションを利用して公売をいたしました。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） シーニックカフェの関係なのですが、昨年度の来場者数は、開催回数が25回ということで、来場者数は2,148人と聞いております。シーニックカフェは平成18年から実施されておりますが、過去に最大になりましたのが平成19年の来場者数で、26回開催いたしまして5,153人、27年度にも3,000人を超えてございますが、3,000人を超えたのは19年、20年、21年、それから27年の4回でございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 初めに、プラス8のほうであります。これ実施要項を見せていただきましたら、外国人の方に特に長く滞在していただく、経済効果も含めて期待をするということで、幕別町の発祥の地であるパークゴルフについて普及することや、あるいはその広大な農地や特産品をきちっと伝えるということで、ガイドの育成、ボランティアを養成してやるというような事業になっていたように思うのですが、実際そういう人たちは今育っているのか。ガイドはこれから3年間にわたって8万人近い、毎年7万人から8万人近い誘致を見込んでいるというふうに計画上はなっているのですが、ガイドはきちっと配置されていくようになっていきますか。

それから、支所のほうです。この支所が機構改革によって新しくスタートするときに、かなり地域住民の皆さんからいろんな意見が出ていたと思うのですよね。特に直接、この役場庁舎建てられるときにも、支所機能はどうなのだという住民の強い声もありましたし、また機構改革に当たって、町がパブリックコメントを実施したときにも、支所機能の充実というのは、項目の中ではたくさん挙げられておりました。それを受けて15名体制で出発されたと思っていたのですが、今のお答えでしたら、実際には、介護係が10月ということは、まだ配属されていないということですよ。それから税にかかわっても配置されると聞いていたのですが、午後から。国保は週2回ということで、最初の示していた職員の配置よりは、配置されていないということではないでしょうか。どういう理由でそうなっているのでしょうか。

次、税のほうです。これは幕別町だけで決めるわけにはいきませんので、滞納整理機構をなくしていくということについては、いろんなご意見があったのだろうというふうには思います。やはりこの実績というのが、一番大事だというふう思うのです。私は、有効なものが将来において継続されていくことは全然構わないと思うのですが、こういった経過を見ると、やはり立ち止まって、最終的にはそ

うなったということではありますが、今度は副町長の会のほうに委ねられると思いますので、そういったその実績だとか、本来の徴収義務というのは、やはり直接、町長、町にあるわけですから、そこが果たされるような、こういう別に機構をつくってどんどんどんどん収納が上がっていくということにはなっていないということを押えて、副町長のほうには臨んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、換価のことです。滞納がふえているというのは、やはりそれだけ納められない人がふえてきているのだろうというのは、わかります。ちょっと細かく聞きますけれども、例えば給与の差し押さえは実人数で11件になっています。金額では1,902万5,000円が滞納額として記載されておりますけれども、これももちろん生活費は置いておかなければなりませんので、そういった税法に則ってやっておられると思うのですが、ただ税法の中の差し押さえ、これは換価の猶予のところまでいくのですけれども、実際に事業主であるとか、生活されている方たちが、そのことによって事業維持、あるいは生活を維持することが困難だと判断された場合には、これを猶予すると、地方税の徴収法にのっていますよね。この辺の判断ですとか、そういうのはどんな議論もされて、判断もされて、踏み込まれているのかということでもあります。

あともう一つ、平成28年度ではないのですが、27年、生命保険の差し押さえというのがあります。これ差し押さえしているときに、生命保険でありますから、それは何かのときに保障するというもので、差し押さえしている期間に何かが生じるということも考えられないことはありません。こういったことに対する対処などは、どのようにされているのでしょうか。

インターネット公売をされて、これだけ収入得られているということでもあります。動産、不動産の差し押さえも、不動産で25件、動産で15件ということでもありますから、換価された金額から見たら随分もっと大きく押えられていらっしゃるのではないかなというふうに推察するのですよね。そういった、何ていうんでしょうか、一番差し押さえにおいて、そのことによって起き得る影響をできるだけ少なくする方向が大事だと思ひまして、前段の2点についてお答えをいただきたいと思ひます。

それから、シーニックカフェのことです。3,000人程度の利用ということでもありますから、多分これは、いろんなPRも広がりまして、随分スタッフの方たちもボランティアで頑張っているのを聞いております。ただ、カフェということで、コーヒーを出したり、飲み物を出したりということですが、実際にはああいふ施設ですから、トイレもないし保健所の許可もおりないということで、ほとんど訪問した人がそこに置いてあるインスタントコーヒーなどを入れて、いただいて帰ってくるというように、シーニックカフェという大々的にPRされている一方で、そういったボランティアの人だけにしか頼れないような、しかも施設上からもきちっとしたカフェとしての提供という、そういうことにはなかなかつながっていないということがあると思ひます。これ、多額のお金をかけてということにはならないと思ひますが、この状況のままカフェを運営されていくお考えなのか伺います。

○委員長（谷口和弥） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） プラス8プロジェクトの取り組みの中のガイドの育成についてであります。まず、パークゴルフのガイドでありますけれども、29年度国内の、首都圏からの観光ツアーにおきまして、幕別町でのパークゴルフ体験というものを組み込んでいただいたところであります。本年度もう既に3度にわたってツアー客の方が来られておりますけれども、その中で幕別町のパークゴルフ協会の方たちとも連携をいたしまして、初めてプレーされる方たちになりますので、パークゴルフプレーの仕方であったりルールなど、こういったものも一緒にプレーをしながら教えていくという、そういったガイドの育成を、今、試験的に進めているところでございます。

また、海外のモデルツアーのような形で、幕別町でのパークゴルフ体験というのもございましたので、国内の方だけでなく、そういった海外の方に対しましても、同様にそういった対応を今年度、させていただいているところであります。これらの経験を生かす中で、また反省点なりも含めながら、今後に生かしていこうというふうに考えております。

続いて、観光ガイドの取り組みであります。現在まだ、観光ガイドの取り組みについては進めてはいないところではありますので、今後の対応ということになりますけれども、今回、町の実行委員の中にも幕別温泉グランヴィリオホテルさんであったり、パークホテル悠湯館もこの実行委員の中に入っております。こういったホテルの担当の方に、観光コンシェルジュのような役割を担っていただく中で、そういった観光ガイドについても育成をするという形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 札内支所の人員の配置についてご説明させていただきます。先ほど支所長からお話ありましたとおりの状況になっておりますけれども、そのような配置になった背景という部分について、ご説明させていただきたいと思っております。

初め、保健課保健師については、今、3人は配置済みでございます。それとあと、介護の関係でございますが、今後これは10月以降配置する予定ということとしております。そのようになった背景としましては、保健師等が育休に2人ほど入ったということにおいて、全体の業務の中で調整がなかなか難しくなってきたということで、今の段階では、まだその部分が配置されていない状況になっていると。あと、国保の職員につきましては、今、週2回配置しているところでございますけれども、それも本来は毎日という予定でございましたけれども、職員が病休ということで1人欠けた部分がございましたことから、それにおいて十分な業務配置が、本庁の業務の流れがうまくできなかったという面において、現段階においては週2回ですけれども、配置ということとしていただいております。

税につきましては、これにつきましては当初から1人配置しております。ただ、午後からということでございますけれども、午前中につきましては、税の徴収業務を主に行うということにおいて、その関係で午後からの配置ということとしていただいております。

それと、これらに関して、今後については、なるべく早く通常の形でプラス6人の配置になるかというふうに思うのですが、それに関してはやっていきたいというふうに思っております。また、ことしから参事職をそこには配置しておりますことから、参事職において、参事は国保だと保健、介護、それらに精通しておりますから、それらの中でカバーしていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 給与差し押さえの禁止額のことをおっしゃっているのだと思っておりますけれども、法的に禁止額というのは決まっております。所得主は10万円、扶養者4万5,000円というような金額を積み上げて、収入からその禁止額を引いた残りを差し押さえということになっております。ですから、それをとめるということですかね、例えば残った2万円が差し押さえで収入するのだけれども、1万円にまけとくかというようなことはしていませんね。ですから、それは禁止額がもうすでに決められた計算の中で成り立っておりますので、それはそのまま収入しております。

おっしゃっている、徴収猶予とおっしゃいましたけれども、徴収猶予というのは、法律的には猶予はしますけれども、期限が来たら必ず滞納処分をするというものなので、我々はそれは使わないのですよね。ですから、それについては、分納誓約ですとかというところで話し合いをして、納入いただくことをしております。払えないと来て、期間が過ぎたから全部取り上げるというような、そういうことはしていませんよというお話です。

もう一つ、生命保険の配当のことをおっしゃっていただきましたけれども、生命保険かけていまして、差し押さえますと掛金をかけなくなるのですよね。掛け金をかけないと、期間を過ぎると、例えば月払いでしたら、積み立て部分がありますので、それをくっていくような形になりますよね、保険って。保険払わなかったことはないかと思っておりますのでわからないかと思っておりますが、掛け金をかけないと、積み立て部分から掛金をかけたことにしてくれるのですよ。ですからそれが、本体よりもなくなってしまったら入りませんので、結局は諦めてしまうということですから、それは払戻請求権を差し押さえして換価することです。

預金のこともおっしゃっていただきましたけれども、預金について余りにも大きな金額が入った場合ということをおっしゃっているのだと思うのですが、例えば本当にその月の生活費とまるきり同じくらいの金額がないということであれば、それは配当をしないということなのですね。差し押さえをして換価をして配当というのですけれども、換価というのは、現金ですから、預金の場合は、換価する必要はないのですよね。ですからいきなり配当になるということです。で、配当については、税金に入れる部分の配当と、本人に交付するという部分と分けて配当をすることはできますので、それは金融機関からお金が来て1週間以内に配当しなければならぬのですけれども、そこで相談があれば、そのわけ方といいますかね、返す場面もあります。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） シーニックカフェの関係なのですが、まずあその場所は共栄牧場内ということで、行政財産のあずまやのところで6月から9月まで申請を出していただいて、行政財産を借りて実施しているような状況です。土日運営しているのですが、昨年までは土日しか開いて

いないような状況でした。しかし、来ていただいているお客さんが、展望がいいということで、土日に来られない方もたまに共栄牧場の中に来て入れないという方もいらっしゃったものですから、28年度からなのですけれども、昨年度から平日も開けて、平日はシーニックカフェの人はいないのですけれども、見ていただけるような状況をつくっているような状況です。

その中で、あそこの施設は、構造改善事業の補助金を使って建てられたあずまやなのですけれども、あの施設自体は共栄牧場の管理施設、展望施設としてつくっているものです。ですから、運営は十勝シーニックバイウェイの南十勝夢街道の忠類支部会というところで運営しています。その中には、商工会、それから観光物産協会、それから地域の各団体が入って運営しているような状況ですが、昨年までは地域の代表者の方が代表を務めてられたのですけれども、ことしからは商工会の忠類支部長が代表を務めているような状況でやっております。

それとコーヒーなのですけれども、コーヒーは自分たちが下で入れてきて、それをあそこで人がついているときに飲んでもらうというような状況で、インスタントコーヒーをあそこに置いておいて飲んでもらうというような状況ではなくて、ほかのシーニックカフェではそういう場所もあるのですけれども、あそこはそういう状況ではないということです。

あと、トイレなのですけれども、トイレはこれも27年度からなのですけれども、バイオ式のトイレを実際に運営している中の方で、ボランティアとして出費して、あそこにバイオトイレを置いていただいているような状況で、トイレも実際あそことしてはあるというような状況です。

ですから、町として、先ほど総合支所費なのかなという話はあったのですけれども、支出している部分はありません。ただし、観光物産協会が地域の団体の中に入っていますので、その部分であそこのシーニックカフェというのは、合併した当時からやっているのですけれども、来ていただける方も喜んでいただいていますし、それから皆さんの認知も出たということの中で、観光物産協会の中でも重要な観光の施設だということで捉えていますので、昨年から10万円の補助金を観光物産協会から支出して、カフェの運営に役立てているというような内容になっています。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） プラス8の関係はわかりました。これからガイドの方たちも育つように期待したいと思います。

支所の関係なのですけれども、住民から見たら、あそこがコミプラとして開設して支所が新しくなったときに、お知らせ広報なんかでも伝えられておりましたから、全員きちんとそろってスタートされるのだろうなというふうに思っていました。業務は人がいることによってふえていくというような考えていたのですけれども、こういうふうに機構改革をやってスタートした場合、辞令発令されてそれぞれ職員の皆さんが配属されると思うのですけれども、伺うと、産休でありましたよとか、病欠でありましたよとかというのですが、配属そのもの、これは実際に15名の方、スタートの段階からきちんと札内支所として辞令発令されて、そこを軸にしながら徴収であるとか、いろいろなことをされていると思うのですけれども、そうなのですか。そういうふうになっていないのではないかなというふうに見えるものですから、伺います。

税のほうはわかりました。猶予期間というのは1年間ですよ。だから、この猶予期間、いろんな諸事情を考慮した場合に、換価せずに置いておくということ、猶予期間を使ってやる方法もあります。ただ、町の場合は、いずれにしても、その期限が切れたら払わなくてはいけないので分割を勧めると。これは手法としては、住民の方にとっても払いやすいといえますか、大事なことであるとは思いますが、しかしその辺の、今の課長のお答えで、違っていたらごめんなさいね、法律に基づいてこの金額だから、こういうふうに事務を進めるというふうにはやっつけられていると思うのですが、相手の方の事情というのをキャッチするというのは、どこでどんなふうに行われているのか。そこがきちんとされていて進んでいけば、全然問題ないと思うのですよね。そこはお答えいただけますか。

シーニックカフェ、もっと簡単にきちんと整備されることができるとは思いましたけれども、土地の性格上なども含めると、なかなか難しい面もあるのだなというふうには思いました。カフェという、一般的に広く観光パンフレットなどでシーニックカフェというふうになりますと、丘の上の喫茶店と、コーヒーが飲めるというようなそういうイメージで行くと、ちょっとそこまで整っていないというのが正直なところ。地域の方からも、もっと例えば建物をあずまやだけじゃなくて壁もほしいのだとか、きちんとしたトイレもほしいのだというようなことも伺っていたものですから、お尋ねしたところではありますが、そういう声も大きくあるということを受けとめていただいて、さらによい事業に展

開されるように、工夫、地域の方と連携をとりながら進めていただきたい。これはご答弁はいいです。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、委員からお話ありました職員について、辞令が交付されているのではないかということだというふうに思いますが、保健師として3名配置はしておりますという話をしましたけれども、この3名については札内支所の勤務の発令をしている職員でございます。そのほかにつきましても、当初からローテーションにおいて勤務をすると、要はいわゆる職務命令において勤務をするという形をとるとのこととしておまして、そういうことになった背景としましては、職員数全体、総数をふやせない中で、いかにサービスを向上させるかというような仕組みとして、ローテーションの方式をとってやっているということでございますので、そこはご理解いただきたいなというふうに思っております。

なお、実際、例えば介護におきましても、確かに、今段階においては育休に2人入っているという面において、正規の形で配置はされておられませんけれども、正規職員等が配置されている保健師3人がいらっしゃると思いますので、その中で、実際は介護の部分も対応していただいているということで、相談件数自体は増加しているということでございます。それぞれ国保においても、病休をとってるとのこと、これは当初から想定しておりませんでしたので、今は週2回ということになっておりますけれども、相談に関しては、先ほど申し上げました参事職だとか、また難しい相談においては、すぐ本庁から駆けつけ相談をする。また、時間がある場合は、そちらの支所のほうに出向いたときに、また行って相談するだとか、来てもらって相談するとかいうようなやり方で、何とか相談業務を維持しているということでございますので、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

○委員長（谷口和弥） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 情報をどうというふうに得ているかということですが、初めて行うというようなことはなくて、督促状を出して、催告書を出して、色を変えた催告書を出してみたり、差し押さえの予告書だとかというのも出すと、相談に来てくれて、一遍に払えないので分割させてくださいという話になります。そうすると、わかりましたということで、分割の納付書をつくってお渡しをすると。その約束が守られない方が相当数いるわけです。その方について、誓約するとき、この約束を守らなければ滞納処分になりますよと、もともと滞納処分の予告で皆さん来ているのですから、これが守られないと処分になりますよということを、口を酸っぱくして言いますし、誓約書にも文面が書いてありますので、わかってくださいということを何度も申し上げてから、差し押さえを執行しているというような状況がほとんどであります。

それともう一つ、滞納があるまま転出をされていると、遠くまで行っちゃっているというようなことは、そういう折衝がなくても調査をして、やれるものからやるというようなことで対応しております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 税のほうは、ぜひさらなるきめ細やかな対応をしていただきたい、このように思います。

支所のほうなのですけれども、政策的に新しい支所ができて、仕事の中身ももつと、今までと違った住民対応ができる支所にしますよということでスタートされましたよね。そうすると、初めからそういう体制をきちっととって、十分な議論をされて体制とられたわけだから、まずはスタートの段階で十分な状況をつくるということが大事ではないでしょうか。その病欠であります、あるいは育休であります、こういうのは、病気や育休ということになると本来は代替の方たちを置くようにするのではないのですか。

もう一つ、ローテーションというふうになれば、結局その15人体制というのは、いつまでたってもきちっと、そういう体制にならないということではないのですか。そこにいてもできる仕事というのは確かにたくさんあると思いますから、いろいろな仕事するなという意味ではなくて、支所を充実させるというところに、きちっと軸足を置いてやっていただくことが、期待している住民に対する答えになるのだと思うのですけれども、残念ながら、そうはなっていないというふうに思おまして、再度伺います。

○委員長（谷口和弥） 札内支所長。

○札内支所長（坂井康悦） まず、一部ではございますけれども保健係で受けています相談件数、従来どおり健康相談室ということで28年度までありました。そちらのほうの件数は、29年度の今現在におき

まして、およそ1.5倍、新しい支所になりまして相談はふえております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 間に合っているか、間に合っていないかということももちろん大事なのですが、そういった機能を強化する施設になりましたよというふうにスタートされたら、その機能をきちっと、恐らく8人からふえる、15人ですから、一気に1.5倍とかにすぐ翌月からなるかと思ったら、そうではないと思うのです。でも、ここが新しい体制になって、役場まで行かなくてもどんどん用事が済むのだということが、どんどんどんどん体制がつくられることによって、住民の方に知らされ、そしてまた利用がふえていくということを考えて、15人の体制をとられたと思うのですよね。やっぱりそれにやっていただきたいと。スタートしたときだからこそ、最大の注意を払ってやっていただきたい、このことに尽きるのですけれど、どうなのでしょう。

○委員長（谷口和弥） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 札内支所の体制につきましては、まずは基本的に従前より配置されている職員が対応していくというのが基本です。それと、機能強化をするというのは、特に民生関係のことにつきましては、今までの経験上相談が多い。特に例えば国保であれば、転入してきたときとか、転出してきたとき、また離職したとき、そういうときに国保料が果たして幾らぐらいになるのかな、そういうような相談も多いです。ですから、そういうような相談になりますと、やはり専門的な知識を持った職員がワンストップできちっと相談に対応できるように、そういうような狙いもありました。ですから、そういう意味で相談室を設けたというのは、直接住民の皆さんがワンストップで、そのときにいろいろなことが深く相談できるように、そういう狙いがありました。

で、職員の配置につきましては、保健師につきましては、これは保健師という資格を持った者ということになりますので、委員おっしゃるように、育児休業とかそういうものに入った場合は、町としても嘱託の職員を募集したり、いろいろと探すわけですが、今、そういう資格を持った人が、すぐに見つかるというのはなかなか困難なのが現実であります。ですから、保健師の業務につきましては、たまたま育児休業に2人入ってしまったので、その職員が復帰するときから、これは本庁のほうの機能もしっかりと損なうことなくできるということで、10月から保健業務に関しては配置可能かなと、そういうふうに思っております。

国保業務につきましても、これは職員がいろいろな関係で病休とかそういうのに入った場合に、臨時職員を入れて職務をやっていく、そういうことを当然考えたわけですが、この国保につきましては、国保税、それと資格、あと医療費関係、結構分野が難しく、底が深いという面がありまして、これはまずは、国保業務そのものが支障のないようにしなければならぬ。そういうようなことがありましたので、まずはその業務に支障が出ないように、週2日、これは職員を配置して相談業務に対応しようということになります。ですから、これは全ての体制がちゃんと整ったら、最初予定したように15人体制でいきたいと、そういうふうに思っております。

それと、相談件数というのものも、これは日々いろいろと記録していきまして、そしてどれぐらいの人数が適正なのか、これはやはりこれからの推移を見ながら、その辺のことはまた十分見直しをする必要性もあるのかなと、そのような思いであります。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ最初に描かれた体制が、きちっと築かれるようにしていただきたい、こんなふうに思います。

職員の方ですし、いろいろなことあると思うのです。病気や育休を否定するものでもありませんし、私は機構改革ですとか、新しくこういう政策でここにはこんな位置づけを持ってやるのだというようなことを打ち出されたときには、まずそのとおりに出発することが大事だと思うのですよね。その上で、もちろん1年を経過した上で、業務量ですとかふえ方がわかってきますから、そこで最終的な調整をされるのであれば理解するのです。そうやって打ち上げておきながら、スタートの段階から人を減らしておいて、そして十分相談には足りているのだからこれでいいのだと、いいのだとおっしゃいませんけれどね、そうではないということ、つまり機構改革はそれだけ慎重にやっていただきたい。そして、期待している札内の住民の皆さんに応え得る、これから防災のこととかたくさん出てきますから、ぜひそこを築いていただきたい、このことを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 答弁はいいですね。

次の質疑をお受けします。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） まず、93 ページ 13 節委託料、細節 8 の庁舎宿日直等業務委託料ですが、その次が 116 ページ、117 ページ合併 10 周年記念事業に関する 14 節の、これどこに当たるかわからないのですけれども、日本ハムファイターズに関すること、それと 123 ページ 4 項の選挙費、1 目選挙管理委員会費、19 節負担金補助及び交付金、3 点についてお尋ねします。

まず、一つ目の 13 節委託料、細節 8 の庁舎宿日直等業務委託料ですけれども、平成 27 年度では 415 万 2,600 円だった部分が、2 倍以上の 876 万 9,860 円に増額されました。これ予特のときの説明だったと思うのですけれども、人的委託料の増によるものというふうに説明を受けたような記憶がございますけれども、その増額された部分の詳細をお知らせください。

次に、116 ページの合併 10 周年記念事業の件でございますけれども、この事業における検証、経済効果も含めて、どのように見ておられるのか。また、10 周年記念事業としては最初は 124 万 7,000 円程度だった事業費を、途中補正で 315 万 8,000 円と増額してございます。最初からこの事業はもう少し予算をつけたほうがいいのかということ、議員の側からも言った経緯はございますけれども、最初の設定が、町長千載一遇のチャンスということで、大谷選手、有名な選手と市川捕手でございますけれども、本当に注目される選手が幕別町に 2 人来られたということで、最初の設計が甘かったのではないのかという感じもするところであります。それで、あと予算の使い方についてなのですけれども、これ住民のための予算になっていたのかどうか、その点についてお尋ねします。

それと、事業終了後の、この事業を行った後の効果的な継続と申しますか、利用方法ですね。アルコ 236 あたりでも、パネルとか、応援大使の手形を制作した札内スポーツセンターに展示することはされてございますけれども、さらなる利用方法というものはないのか、お尋ねします。

それと、これに関して、14 節の使用料及び賃借料、細節 20 の日本ハムファイターズ応援大使事業観戦ツアー入場料なのですけれども、最初は、これ個人に対する助成なのか、公費で負担すべきものなのかということをお聞きしようと思ったのですけれども、説明資料の主な施策の成果の 62 ページに、町民応援大使ツアーの開催ということで、(有料 66 名参加) となつてございまして、その事業費が 16 万 7,200 円。で、括弧書きで参加者負担金が 13 万 1,000 円となつてございますけれども、これはどのようなことで理解したらいいのか。この 16 万 7,200 円、800 円違うのですけれども、これが決算書に出てくる事業の観戦ツアー入場料と考えてよろしいのか、この中に 13 万 1,000 円の参加者負担も入っているのか、13 万 1,100 円を除いた額が、これなっているのか、その辺説明をお願いします。

それと、123 ページの 4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、19 節負担金補助及び交付金のところで、これはどこの項目で聞いていいのか、ちょっと定かでなかったのですけれども、参議院選挙におきまして幕別町の投票結果を見た複数の住民の方から、比例代表の候補者について、投票したにもかかわらず得票数がゼロになっているという連絡がありまして、選挙管理委員長が議会までお越しいただいて、陳謝されたところであります。これはやはり得票数がゼロになっているということで、誤りの可能性がやはり極めて高いところで、選挙管理委員長も判断した謝罪でございまして、この部分で開票作業の検証、改善の必要な作業の洗い出しを行ったという選管委員長の発言がございました。どのような検証、改善について行ったのかお尋ねします。また、今後のチェック体制の強化は、具体的にどのような方法で行われるかお尋ねします。

○委員長（谷口和弥） 審査の途中ですけれども、この際 14 時 5 分まで休憩したいと思います。

13 : 54 休憩

14 : 05 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お願いを申し上げます。委員の質問並びに説明の答弁は、簡潔にお願いをいたします。

それでは、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（選挙管理委員会書記長）（新居友敬） 初めに、日直業務についてでございます。

28 年 5 月から新たな新庁舎に移るということで、警備に係る内容につきまして見直しを行っております。もともと日直業務の内容、大きくは変わりませんが、今回、新庁舎になりまして、機械警備による操作が新たに出てくるということで、そういった正面玄関の戸締まりですとか、旧庁舎にはなかった業務が新たに含まれたということがまず一点ということと、あと業務の積算の内容において人件費の単価の見直しを行ったということで、従来、日直ということで単価を設定しておりましたが、今回この見直

しにおきましては警備業という単価に修正したということで、このような委託料の違いが出たというところでございます。

それと、選挙管理委員会書記長としてお答えさせていただきます。

前回の参議院選挙におきまして、開票において開票ミスがあったというところで、それを受けて、開票事務従事者はいろいろパートに分かれてはいるのですが、その班長を集めまして、当日のこの内容についての意見交換を行いまして、そういったところが何が悪かったのか、今後どういったことが必要なのかということを検討したところでございます。

それに、今後の改善点ということでありますけれども、やはり開票事務について、開票事務に従事する職員がたくさんいますので、やはりそういった一人一人にきちとした周知が必要だろうということで、投票日前日、土曜日になるのですが、今後、開票会場で全体的なりハーサルを1回やりましょうということで、そういった中で、事前に確認をしていくということと、開票をやっていく中で、そのパートの仕事が終わると次のパートに行く、サポートというのですが、そういったところの意思疎通がやはり図られていなかったと。ですので、例えば、そのパートの仕事は十分理解しているのだけれども、次の仕事が余り理解されていないというパターンもありますので、そういったサポートをする人間のきちとした業務の周知を図っていききたいということと。あと、やはり投開票の事務従事者においては、投票所の従事者というのも兼ねていまして、朝6時半から、そして開票も当たって夜11時までということで、やはりそういったところでは、肉体的にもかなり厳しいものがあるのだろうということもありまして、そこを投票従事者と、言ってみれば開票従事者をきちと分けられないかということで、人員的にも、ダブリは当然出てくるかと思っておりますけれども、なるべくそういったことがないように、人員の配置を少し考えていききたいということで、今後そういった中身を検討しながら、次回選挙があるまでにまとめていききたいというふうには考えております。

○委員長（谷口和弥） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 合併10周年のかかわるご質問の中の、まず評価等に係る部分でございます。

合併10周年の事業の実施に当たりまして、27年、28年各種メディアを通じて広く幕別町がPRができたのではないのかなというふうに検証しております。ちなみに平成27年度におきましては、例えば新聞ですとかテレビ合わせまして、合計で27回、報道関係者に町がPRされていると。28年度におきましては71回、これはテレビ、新聞、ラジオあるいは球場での大型モニターの活用、こういったことを含めまして2年度において98回活用、こういった形で広く幕別町の部分で特産品のPRも含めて、球団のメディア効果があったものというふうに考えております。

それと、次の予算の関係でございますけれども、当初予算の部分ではちょっと組み込めなかった部分の実はございまして、1月に町民の皆さんからも、やはりアイデアをいただいて、それを生かして記念事業を実施していきたいという部分がありまして、1月に入りまして、町民からの皆さんからアイデアをいただきまして、合計で15人、31件のアイデアをいただきました。この中で、実際に球団との交渉等も踏まえて可能と想定して行われることが可能となったのが7件程度ありまして、このうちの大きなものが応援大使の来庁のイベント、これは当初のほうでは組んでおりませんでしたので、トークショー等の大きなイベント、こういった部分が当初の予算で組まず、補正で対応せざるを得ないといった部分でございます。

続きまして、さらなる利用方法ですとか、効果的な利用方法はという部分でございますけれども、なかなか今現状では、手形等パネルとか、スポーツセンターのほうに展示しておりますが、これをさらに再活用するということは、球団側ともちょっと交渉した中では、一時的にも応援大使という部分ではちょっと終了したものですから、これを再活用というのはなかなかちょっとできないのかなと。

ただ、ことしに入りまして、北海道の博物館のほうで、応援大使の部分で活用したグッズ的なものを展示させていただけないかということがありまして、こちらについては球団と交渉の上で了承がいただきましたことから、町のPRも含めて、そういった一部グッズを博物館のほうに展示させていただいたという結果もございます。

それと、これらの今後の取り組みという部分については、特にこの応援大使を通じて、いろいろなアイデアを町民の皆さんからもいただきましたり、それを活用してやってきた経過を踏まえまして、今後、今実際にやっております幕別町の応援大使、こういったものの活用を、こういったノウハウを生かして実施していきたいというのは考えております。

それともう一点、14節の入場料の関係のご質問だったかと思えます。

こちらにつきましては、まずこちらの16万8,000円の中の内訳といたしましては、実は5月11日にもう応援観戦ツアーというのがございまして、これは球団の全て負担ということで、こちらのほうは無料ということで実施しております。

それと、もう一点が、今ここに表記されている応援観戦ツアーの入場料ということで、こちらにつきましては、入場料をこの節で支出しておりますが、実質的には入場料66名分を歳入のほうで見えております。この差については、事前に支払いという形になっていたのですけれども、当日ちょっとどうしても来られないという形でキャンセルの部分が発生しております。

それと、これに加えて駐車場の駐車料金、こちらの部分がかかっておりますので、合わせて16万8,000円というのが合計の金額となっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） まず、庁舎の宿日直の委託ですけれども、機械式にされた。それで、増額されたという説明でございましたけれども、要するに、商標名を言ったらあれなのですけれども、皆さん職員がIDカードを持って庁舎に入るとか、そういう部分の機械だというふうに認識しておりますけれども、それによって、例えば休日等、職員がもしIDカードを忘れたとか、庁舎に入るためにそれがいないために入れないということの事例は起きていないのでしょうか。それによって、例えば忠類であると40分かけて帰らないといけないですよね。そういうふうなことは起きていないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、次に選管ですけれども、比例代表とはいえ、やはり自分が入れた票がゼロになっていたということは、ゆゆしき問題であると思ひまして、これはしっかり検証していただきたいと思って質問させていただきましたけれども、人が行くことですから、本当はミスがあるという前提、前提といいますか、これは仕方がないことだと思うのですけれども、選挙に関しては仕方がないとはこれは言えないと。万全なチェック体制をもって、これは進めていただきたいと思ひます。

それと、その人的部分ですけれども、ずっとこの開票作業に、開票からチェック作業に従事している方々の肉体的疲労ということをやはりしっかり考えていただいて、交代制、それを採用していただきたいと思ひます。その辺は、答弁はよろしいです。

合併10周年記念の関係でございまして、事業で使った金額であり、一番大きかったのが東京ドームでのプロモーション、これは交通費等の部分もございまして、その次に大きかったのが、やはり28年11月21日に応援大使による表敬訪問であります。これが住民の意見で実現されたということに対して、なぜ最初からこれ、来てもらうことが私は一番大事なことだと思うのですけれども、その辺、住民のアイデアによってこれが実現するということに対して、私は不思議に感じるのですよね。せっかく予算をかけて行う事業であれば、やはり住民に、当人が来てもらって、それこそメディアに取り上げてもらって、アピールするということが大事なことだと思うのですけれども、その辺の意見をお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 職員がIDカードを忘れて庁舎に入れなかったことがあるかどうかというところでは、やはり最初、昨年の5月からこちらのほうに入って、最初のころは特にそれが結構あったのですけれども、今、現実的には、それが職員にも周知、行きわたりまして、今現状ではそういった忘れて入れないとかということはありません。

○委員長（谷口和弥） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） トークショーの関係なのですけれども、大変失礼しました。トークショーの部分につきましては、そもそもが実施するという流れの動きは当然知っていた部分ではございます。で、その来たときに、どんなことをしてもらうか、中身、内容性についてのアイデアが実はあったと。そういった部分のちょっと今、先ほどトークショーがあたりも住民の皆さんからあったというような、ちょっと私答弁したのですけれども、中身ですね、こんなことをしてほしい、こんなことをやってほしい、そういった意見がありましたと。それを総称的に、トークショーは当然来られることはわかっていましたが、ただ実際にどういうふうにならぬかを、あるいはいつ来るかは、本当にぎりぎりにならないとわからないという経過がございました。内容についても、逐次その辺は詰めた上ではなければ、なかなか球団側も、有名な選手なものですから、その辺の部分が可能かどうかというの、かなり時間も要するというので、当初からなかなかその辺は詰め切れない部分も実はあったということで、中身については、アイデアについては、内容性についてのアイデア、トークショーはもともと実施

する予定であったということで、内容性の詰めが必要部分について予算化しているということでございます。

○委員長（谷口和弥） 次の質疑をお受けします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 109 ページになるのですが、目で言うと、14 目交通防災費になるのですけれども、13 節委託料、細節 6 防災行政無線保守点検委託料なのでも、防災無線にかかわってということになるのですけれども、8 月 29 日えりも町の襟裳岬の上空を北朝鮮の弾道ミサイルが通過したという脅威がありまして、先日、補正予算の中で、東口議員が、忠類で防災無線が鳴らなかったといった問題について、熱心に質問されていたところなのですけれども、私も 6 月一般質問で取り上げさせていただきまして、忠類にちょっと限らないのですけれども、町内においてということでお聞きするのですけれども、そのときの一般質問では、Jアラートが鳴って、その後忠類の防災無線だとかあと消防署のスピーカーから国民保護サイレンの音が速やかに流れるといった体制について、これはできているのかとお聞きしたところ、その際は即答で、できるといった返答をいただいたと思うのですけれども、実際に町のホームページも見ましても、その弾道ミサイル落下時の行動に関する Q アンド A というところで、以前からも、ちゃんと流れるのだということで明記もされているわけなのですけれども、それであっても、実際には町内である日どこでも鳴らなかったと思うのですが、その辺の回答が違ったものですから、ちょっと説明いただきたいということと。

あと、今後なのでも、先日 9 日、新聞報道によりますと、改めて消防署のスピーカー、そして忠類では防災無線で鳴らしていくということ、決めたというふうに記載しておりました。いずれにしても、Jアラートとは自動で連動はしていないと思います。手動にどうしてもなってくるのだらうと思うのですけれども、今後鳴らないということあってはならないと思いますので、運用どのようになっているのか、またマニュアル化も必要かなというふう思うのですけれども、これについてもお伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 先月 29 日に北朝鮮からの弾道ミサイルが発射された際に、Jアラートは鳴るのですが、町といたしましては Jアラートと連動しておりませんので、小島町議の前の一般質問の答弁においても、消防のスピーカーにより鳴らすという形で答弁させていただいたところでございましたが、技術的には可能ということで消防のほうとも詰めてはいたのですが、防災無線は十勝広域消防の所管の設備ということもあって、そういった技術的には可能ではあるのですが、無線の占有時間などさまざまな関係で調整に時間を要していたということでございまして、19 市町村、広域消防あるわけなのですが、その関係の調整も必要ということで、その調整にちょっと難航していたということで、大変申しわけなかったのですが、8 月 29 日の北朝鮮の弾道ミサイル発射には間に合わなかったということでございます。

小島町議もおっしゃっていましたように、調整がその後つきまして、新聞報道にもありましたように、幕別につきましては、Jアラートによる緊急速報メールを勤務時間外職員が受けたときに、その職員から広域消防のほうに連絡をして、幕別町の消防の広報スピーカーにより国民保護サイレン及びその内容のアナウンスをしていただくことになっておりまして、その後、前回は通過した緊急速報メールが流れたと思うのですけれども、その着弾あるいは通過した情報につきましても、その後流していただくような形で協議が整っております。

忠類地区につきましては、町独自の防災行政無線がございますので、そのやり方につきましては、広域消防からの無線のサイレンではなくて、忠類地域の防災行政無線を使って個別受信機あるいは広報スピーカーで鳴らすということで、最終的に本町地区の内容を決めたときに、広域消防とも、そういう形で忠類地区につきましては対応いたしますということで、最終的に決まったところでございます。

そのマニュアルにつきましては、現在、整備はされておられませんけれども、帯広市あるいは幕別が同じ無線の周波数内ということで、帯広市の担当職員の方とも調整しておりまして、帯広市の方が最初に広域消防のほうに連絡した場合は、幕別から連絡がなくても幕別も鳴らすと。その逆も同じで、幕別から連絡して、帯広市から連絡がなくても、帯広市も合わせて鳴らすという形で整えているところでございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今回、忠類で、先日のその東口議員、熱心にされていましたが、ミサイルは

その通過した後になったから鳴らしても役に立たないといった職員の判断で、結局鳴らさなかったというお答えであったと思ひまして、本当に体制のずさんさみたいのをすごく感じてしまったのですけれども、忠類の地域以外でも結局鳴らなかったわけなのですけれども、その辺の理由は、忠類と同じような理由で鳴らさなかったということでもよろしいのですか。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 忠類地域以外というのは、幕別町内の旧本町地域ということで捉えてよろしいかと思うのですが、旧本町地域につきましては防災行政無線がありませんので、Jアラートが鳴った際に、本来であれば、登録制の災害時にも情報伝達する防災情報メールというのがあるのですが、これにつきまして流すような形で対応していったところでございます。

ただ、ちょっと本来であれば、自動機能で、防災情報メールにつきましても自動起動で、自動で配信することもできると思うのですが、携帯だとかスマホをお持ちの方は、緊急速報メールが流れて、その後に登録制の防災情報メールが合わせて流れるというような形になると思うのですけれども、そういった形で本来は流せるところだったのですが、それにつきまして、設定不具合ということだったので、それについては今回解消しまして、流せるような形をとっているところでございます。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） それでは、マニュアルについては今後整備されるということで、それは早急に行っていただきたいと思ひます。速報メールを職員が受け取って、広域化の職員に連絡をしていくということで、帯広とも連携しながらということでもありますけれども、本当にマニュアル、本当にその連絡も誰がするのか、すごい細かいところからやっぱりマニュアルをきちっとつくっていかないと、また同じようなことが起こってもおかしくないのかなと。もう着弾した後に、もうまた着弾したのに何も鳴らさなかったというふうなことも、今後も起こり得るかもしれませんので、マニュアルはきちっと整備をしていただきたいと思ひます。

情報手段としましては、このミサイルが来た際に、携帯電話が手元になかったり、持たずに外にいたりだとか、あともともと持っていらっしやらない方もいらっしやる、またテレビ、ラジオ等もついていないとかということで、実際、町民の方には、その情報が入ってこないというような場合も十分今後想定されると思ひますので、やはり発射してから短時間で行動しなければならないということもありますので、こういったスピーカー、防災無線等できちんと町から速やかにお知らせすること、大変重要だというふうに思っております。

今後については、再度、念押しでお聞きしますけれども、こういうミサイル等の有事の際、確実に鳴るのだということで、再確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 先ほどの質問の答弁にもなるのですが、Jアラート起動時における対応ということで、マニュアルとかというような形で命名はしておりませんが、フローチャートのように、こういう事態が起きた場合は、こういう職員がこう対応する、そういった連絡網あるいは行動パターンというものをつくりまして、関係職員で共有しているところでございます。マニュアルという形にはならないかもしれませんが、マニュアルのかわりになるようなものは整備しております。

今後につきましては、北朝鮮情勢も緊迫している状態でございますし、今後ミサイルも発射される可能性もありますので、そういったときには、現在調整を終えておりまして、国民保護サイレンそしてその後のアナウンスについては、広報スピーカーあるいは防災情報メール、それから忠類地区につきましては、防災行政無線個別受信機とスピーカーで情報を配信されるということになります。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今、フローチャート、連絡網等はあるという話だったのですけれども、でもやっぱり実際には鳴らなかったという結果でしたので、やっぱりそこは厳粛に受けとめなければいけないというふうに、今後にも生かしていただきたいなというふうに思ひます。

おっしゃられましたけれども、ミサイル等の危機については今後おさまるところか高まる一方でありますので、危機感を持って運用をしていただきたい、そのことを求めまして終わりたいと思ひます。

○委員長（谷口和弥） ほかに、総務費について質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 2款総務費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3 款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 3 款民生費についてご説明申し上げます。

128 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、予算現額 24 億 7,200 万 8,000 円に対して、支出済額 23 億 5,290 万 285 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、臨時福祉給付金及び事務経費など 6,255 万 1,000 円を翌年度に繰り越しいたしております。

1 目社会福祉総務費、本目は福祉施策全般に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 年金生活等支援臨時福祉給付金は、平成 28 年前半の個人消費の下支えに資することを目的として、対象者 1 人当たり 3 万円を 2,922 人に支給しております。細節 7 臨時福祉給付金及び細節 8 臨時福祉給付金経済対策分は、平成 26 年度から実施しております。消費税率の引き上げに際し、低所得者層への負担の影響を鑑み、暫定的、臨時的な措置として給付金を支給するもので、細節 7 では対象者 1 人当たり 3,000 円を 4,238 人に、細節 8 では対象者 1 人当たり 1 万 5,000 円を 1,499 人に支給しております。

130 ページをお開きください。

2 目国民年金事務費、本目は国民年金事務に要した経費であります。嘱託職員 1 名分の賃金などあります。

3 目障害者福祉費、本目は障害者の支援に要した経費であります。

4 節共済費、7 節賃金につきましては、チャレンジ雇用事業に係る賃金及び社会保険料であります。

13 節委託料は、障害者の日常生活支援及び相談支援に係る各種委託業務が主なものであります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 5 地域活動支援センター広域利用負担金は、帯広市、音更町に所在する地域活動支援センターを町民が利用した場合の町負担で、20 節扶助費は、障害者の福祉サービス等に係る支援費を初めとして、日常生活用具の購入や医療機関等への通院に係る交通費に対する扶助が主なものであります。

4 目東十勝障害認定審査会費、本目は十勝東部 4 町で共同設置しております障害支援区分認定審査会の運営に要した経費であります。

134 ページをお開きください。

5 目福祉医療費、本目は重度心身障害者及びひとり親の家庭等の方々に対する、医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

平成 28 年度末の対象者は重度心身障害者が 402 人で、前年度と同数であり、ひとり親家庭等は 854 人で、前年度と比較すると 93 人の減であります。

6 目老人福祉費、本目は高齢者福祉全般に要した経費であります。

本町における平成 29 年 3 月末現在の高齢者数は 8,297 人で、高齢化率は 30.56%となっており、前年度と比較いたしますと 169 人の増、率にして 0.84 ポイントの増となっております。

8 節報償費、細節 2 敬老祝金の対象者は 423 人であります。

次のページになりますが、13 節委託料、細節 6 から細節 11 までの事業は、介護保険を補完する各種サービス事業であり、幕別町社会福祉協議会に委託したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 地域敬老行事奨励金は、地域内の 77 歳以上の高齢者を対象として敬老行事を行った公区等に対して、対象者 1 人当たり 1,000 円の補助をしたものであります。

平成 28 年度では、114 公区中 92 公区と二つの団体にて地域敬老行事に取り組んでいただいております。

なお、対象者に対する奨励金の交付率は 88.1%であり、前年度と比較いたしますと 2.2 ポイントの増となっております。

次のページになりますが、20 節扶助費、細節 2 老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者に係る措置費であり、細節 3 社会福祉法人等介護サービス軽減費扶助は、社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合に、当該法人等に対して扶助したものであります。

7 目後期高齢者医療費、本目は後期高齢者医療制度に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 療養給付費等負担金は、療養給付に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額であります。

8 目介護支援費、本目は要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要した経費が主なものであります。

す。

140 ページをお開きください。

9 目社会福祉施設費、本目は千住生活館の管理運営に要した経費であります。管理人賃金や光熱水費などの経費が主なものであります。

10 目保健福祉センター管理費、本目は保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

142 ページをお開きください。

15 節工事請負費、細節 1 保健福祉センター改修工事は、発達支援センターでの集団療育指導に活用するプレールームと検査室を保健福祉センター内に新たに整備を行ったものであります。

11 目老人福祉センター管理費、本目は老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

当センターの平成 28 年度の利用者数は延べ 4 万 6,512 人で、前年度と比べますと 753 人の減となっております。

なお、当センターには、町内 4 路線で月 2 回ずつ福祉バスを運行しており、利便性の向上を図っているところであります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、本目はふれあいセンター福寿の管理運営に要した経費であります。

144 ページをお開きください。

2 項児童福祉費、予算現額 11 億 2,625 万 5,000 円に対して、支出済額 11 億 413 万 3,791 円であります。

1 目児童福祉総務費、本目は児童福祉全般に要した経費で、次のページになりますが、1 節報酬、細節 1 次世代育成支援対策地域協議会委員報酬は、会議を 3 回開催したことに伴う経費であり、幕別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について委員の皆様の説明をしております。

20 節扶助費、細節 2 児童手当は、平成 28 年度の対象児童数が延べ 3 万 6,217 人で、前年度と比較して 752 人の減となっております。

2 目児童医療費、本目は中学校卒業までの子供に係る医療費扶助及びその事務に要した経費であります。

20 節扶助費、細節 1 子供医療費扶助は、平成 28 年度末の対象者数が 3,692 人で、1 人当たり扶助額が 3 万 315 円となり、前年度と比較すると、対象者数は 47 人の減、1 人当たりの扶助額は 3,705 円の増となっております。

3 目施設型・地域型保育施設費、本目は幕別地域 5 カ所の認可保育所の管理運営に要した経費であります。

平成 28 年度末の入所児童数は 518 人であり、前年度と比較すると 53 人の増となっております。

148 ページをお開きください。

4 目へき地保育所費、本目は幕別地域 5 カ所、忠類地域 1 カ所の保育所の管理運営に要した経費であります。

平成 28 年度末の入所児童数は、幕別地域 5 カ所で 65 人であり、前年度と比較すると 4 人の増、忠類地域 1 カ所では 42 人であり、前年度と比較すると 2 人の増となっております。

152 ページをお開きください。

5 目発達支援センター費、本目は発達の遅れ等に対する相談、支援及び療育などに要した経費であります。

平成 28 年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人員は 82 人で、前年度と比較すると 12 人の減、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は 5 人で、前年度と比較すると 1 人の増となっております。

6 目児童館費、本目は児童館 3 カ所及び学童保育所 6 カ所の管理運営に要した経費であります。

平成 28 年度当初における学童保育所の入所児童数は 6 カ所で 345 人であり、前年度と比較すると 28 人の増となっております。

154 ページをお開きください。

7 目子育て支援センター費、本目は幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費であります。

平成 28 年度の利用状況についてであります。施設開放事業では年間延べ利用人数が 8,228 人で、前年度と比較すると 422 人の減、一時保育事業では年間延べ利用人員が 2,030 人で、前年度と比較すると 251 人の減となっております。

また、昨年 10 月から実施しておりますファミリーサポートセンター事業の利用実績は 64 回、平成 28

年度末の会員数は71人となっております。

3項災害救助費、予算現額6,272万円に対して、支出済額5,270万9,413円であります。

次のページになりますが、1目災害救助費、本目は昨年8月の台風10号により被害、被災した住宅の応急修繕料、災害ごみ集積所運搬等委託料、災害見舞金などが主なものであります。

11節需用費、細節41住宅応急修繕料は、台風10号により被害に遭った住宅の床、トイレ、浴室などを応急的に修理に要した費用であり、22件分であります。

12節役務費は、災害ごみの処理手数料、13節委託料は、災害ごみの収集及び分別、運搬に係る委託料が主なものであります。

20節扶助費、細節1災害扶助は、住宅が床上浸水以上の被害を受けた世帯に対しまして、災害見舞金として1世帯当たり一律10万円を40世帯に支給したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3点ほどお伺いいたします。

130ページ、3項障害福祉費、8節報償費、細節5の障害者職場体験事業謝礼についてと、あと153ページ、6項児童館費、7節賃金、細節6の指導員賃金と、あと155ページ、18節備品購入費、細節1の学童保育所用備品についてお伺いいたします。

一番最初の障害者職場体験事業謝礼なのですが、今年初めて取り組まれたと思うのです。で、参加企業と参加した障害者の方々、そして就労支援につながったのかどうかお伺いしたいと思います。

あと、学童、児童館費の指導員賃金につきまして、一般質問でも何度か求めているものではありませんが、指導員の待遇について、多くの指導員の方々がやめていくというのがありまして、かわりを探るのが大変だという現場の声が大変多くあります。その辺について、改善について考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

あと、学童保育用備品について、内訳についてお伺いしたいと思います。学童が6年生まで拡大されたことで、高学年に対する備品は整っているのかについてお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） ただいまの職場体験事業の内容についてでございます。

障害者の職場体験事業につきましては、平成21年度から体験事業として役場内や町内の民間企業の協力を得て、障害者を実習生として受け入れて、基本的には1日6時間を10日間という期間でもって、職場体験の受け入れを行っている事業でございます。

昨年、28年度につきましては、10人体験をされた方がいらっしゃいます。受け入れ企業としましては、ぴあざフクハラの札内店で2件、タクトビルで1件、サンキさつない店で1件、株式会社小田壺で1件、そのほか図書館でお1人、あと福祉課のほうで4名の方の受け入れを行いました。

この職場体験から就労につながった方は、残念ながら昨年度はおりませんでした。

以上で終わります。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 学童保育の関係でございますが、まず指導員の待遇改善につきましては、特にこれといった待遇改善策については講じておりませんが、受け入れ児童の人数がふえた際には、55人を一つのグループとして2人指導員を多く配置するなど、指導員の増員については心がけてやっております。

また、高学年が受け入れを始めたということで、備品の整備につきましては、昨年につきましては備品としては購入はございませんが、徐々にふやしている状況もありまして、特に図書、コミセンに置いてあります図書とかを利用して、保育を行っている状況でございます。

○委員長（谷口和弥） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） では、一つ目から順番に。障害者職場体験事業の謝礼だったのですけれども、もしかしたら、今回初めて民生費のそこに載ってきたので、平成21年度から始められているということなので、継続的に、

○委員長（谷口和弥） 荒委員、ゆっくりお話してください。

○委員（荒 貴賀） はい。継続的に考えていただいているのだなというふうに感じているところであり

ます。

やはり生涯の生きがいや社会のつながりとして、この障害者と企業と橋渡しをしていくのは大変大きな期待をされる所であり、やはり障害者雇用にかかわる国の助成制度なども、同時に紹介して企業に広げていただけるように進めていただければと思っております。

特に、芽室町では、障害者が活躍できるまちづくりを進めているところでもありますので、町としてもそうしたものを掲げて、ぜひ今後も続けていただきたいというふうに感じております。

学童保育の指導員につきまして、幕別より帯広のほうが収入が安定しているために、若い指導員の方がいなくなったと、当時、この平成28年度に聞いております。やはり年間を通して安定した収入であることは大変重要であると感じます。しかも、準公務員という規定で副職も認められていないという話も聞いています。あと、生活できない職には、やはりなかなか就かないだろうなというようなこともあります。一般質問の答弁では、短期時間の労働者を望む方が多いので、1日や、要は年間を通して収入を多く、要は扶養控除の関係で、そういったものもそんなに多くしないほうがいいという話がありましたけれども、やはり今後、学童保育所で長く経験を積んで、経験者が続けていけるような学童保育につなげていかなくてはいけないと思うので、大変改善を求めていきたいと思う所であり、ここは求めるところであります。

あと、学童の備品につきましては、6年生、高学年に対応はしていないというお話なのですが、やはりしっかり対応していただきたいというふうに思います。

あと、つくし学童が、定員が大幅に超えて児童を預かっているということで、トラブルが絶えないという話もありますので、やはりけがをする子が多いと聞いていますが、町としてはそういう情報があるのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○委員長（谷口和弥） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 学童の指導員の待遇のことなのですが、やはり長く勤めていただける、そういったことが、町にとっても、学童、生徒にとってもいいことだと思います。

ただ、待遇については町全体の賃金体系もありますので、そういった面も考慮しながら改善できるものは改善したい。ただ、全体の中で調整しなければいけないものはありますので、学童の指導員だけ上げるとするのは、ちょっとこの場では明言ができないのですが、全体的な中でできるものはやっていきたいと思っております。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 学童保育の備品の関係ではございますが、今後、徐々にふやしていく予定でございまして、平均的に見まして、やはり5年生、6年生というのは入所数も非常に少ない状況もございまして、その辺も指導員の方とも相談しながら、どのようなものがよいのか相談しながら決めていきたいと思っております。

また、一番人数が多いつくし学童についてなのですが、年度当初はかなり多い状況でしたが、5カ月過ぎまして、徐々にやっぱり高学年のほうから人数が減って行って、今は大変落ちついた状態にあるというふうに指導員のほうからも聞いております。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 学童指導員の賃金については、今は明言することができないというお話がありました。

社会情勢ではあるのですが、夏休みに働いてなかなか外に連れていけないという保護者の方が多くいる中で、やはり学童での生活が大変比重が多くなる、生活が大変長くなるということがあります。近年、幕別の学童でも、お盆を開けて利用促進のために、あけていただいているところではあるのですが、やはり学童のイベントが少なく感じているところもあります。要は保護者の環境が変わっている中で、受け皿となる学童がそうした状況についていってないのではないかと感じがあります。帯広のように、夏休みになりますと、毎週のようにイベントをやっているところもあります。幕別の学童も、あり方についてもぜひ検討していただきたいところでもあります。例えばですけれども、帯広の例で言えば、確かに学童保育は午後から、そしてあと6時半までということで、短いのですよね。そうした中で、時給を計算すると、そんなに低くはないかもしれないのですが、1日の時間が短いので、要は年収計算すると大変低くなります。そうしたところで、帯広ではこういうイベントを持つことで、要は午前中に作業をしてもらい、そして1日、週に1回どこかでそのイベントを行って、学童保育の充実を図っているということで、働いている人たちも、そしてその学童の預かっている子供たちの改善にも努めている

ところでありますので、そうしたところもぜひ研究して考えていただきたいというところであります。

それで、つくし学童につきましては、今、少なくなって安定しているというお話がありましたが、実際けがをして、もうこういうところには預けられないので、ちょっと考えていかなければいけないという保護者の方もいらっしゃいますので、ちょっともう少しつくし学童のほうに綿密に連携をとって対応していただきたいところであります。つくし学童だけでなく、全体に言えることではあるのですけれども、やはり夏休み、冬休みもそういういろいろな活動、特に共働きですとか、片親家庭がふえている中で、学童保育の方向性について、ぜひ今後も検討していただきたいというところであります。

答弁は要りません。

○委員長（谷口和弥） 答弁は要らない。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 私も、学童、もう少し詳しくお聞きしたいのですけれども、こうした6年生まで受け入れるようになったとかというのは、国の法律の制度が変わりまして、町の事業となつて、量の拡充と質の向上を図ること、これを目的に運営指針が設けられたのですね。それで、私、前に質問したのですけれども、その前に、雇用の形態について、新しい制度では、放課後児童支援員という資格が新たにできたのですけれども、果たして働いている方は皆さんそういう方なのか、代替なのか、その辺のところの形態についてお聞きしたいのと、あと、足りているのか足りていないのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。その質問の範疇で関連はいいですか。もし関連があるのだったら、この件であるなら、そのまま続けて質問しないと発言ができなくなってしまう。

○委員（内山美穂子） はい。それと、もう一つ、高学年の受け入れに伴って、新たな取り組みをとることを以前答弁でいただいたのですけれども、あと地域の社会資源を活用して連携していくということも答弁でいただいたのですけれども、その後の進捗状況をお伺いします。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 審査の途中ですけれども、この際、15時5分まで休憩したいと思います。

14:56 休憩

15:05 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 学童保育の指導員の資格の関係なのですが、現在、主任指導員5名、補助指導員が11名と16名おります。そのうち4名の方が、残り4名の方が来年講習を終えて、資格は全ての方が取るというような状況でございます。また、代替の方も、ご自分の将来的に指導員になりたいという方もいらっしゃいますので、そちらの方も3名ほどみずから資格講習を受けに行っているような状況でございます。

また、社会資源を使った保育ということなのですが、現在のところ本町地区においてはなかなかやれていない状況もございますが、エコパークへのバス遠足ですとか、近くで小学生が参加できるイベント等がありましたら、参加しているような状況でございます。また、忠類におきましては、社協のボランティアの活動体験等を行っているような状況でございます。近隣の町村の状況を見まして、今後そのような活動ができるかどうか、検討してまいりたいと思います。

指導員については、現状のところ足りている状況ではございますが、何分、高齢の方が現状のところ多いので、今後かわりになる先生方の補充等、気をつけてやっていかなければ、なかなか代替の確保も難しい状況でございますので、その辺も留意してやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） この研修を受けて資格をいただける制度は、資格がなくても2,000時間、200万以上であれば取れるということで、3人の方がこの制度を利用しているということで安心しましたというか、その3名の方がまたこれから子供さんにかかわっていただきたいと思います。

社会資源の活用に関しては、今後検討していくということであります。

以前、学童についての質問した後に、少しずつではあるのですけれども、ハード面で整備がされてきているということで、現場の方からはよかったという声もお聞きしております。子供が安心して預けら

れる環境の整備は重要だと強く感じておりますので、その中で支援員や代替職員の役割というのは大きいと思っておりますので、今後も働く環境の整備についてつなげていってほしいと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありませんか。

田口委員。

○委員（田口廣之） 6目老人福祉費の19節負担金補助及び交付金のところですか。

137ページ、細節4老人クラブ連合会補助金、それと細節5地域敬老行事奨励金の部分です。

今年度、対象年齢を60歳に下げました。その効果と、60歳から64歳までの方と思うのですけれども、何人ぐらいの方が入られたかということと、敬老会のことで、周知の問題と参加ですね、事情はある方もおられるかもしれませんが、400人以上の方がまだ参加できていません。公区も4公区ふえて、率でいくと80%は超えてはいるのですけれども、いまだやはり参加、開催しない公区がある中で、さきに事業所も含まれているということで説明を受けたと思うのですけれども、何か参加することで、ほかにいい方法ないかというか、お考えがないかお伺いします。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず、1点目の老人クラブ連合会の補助金で、60歳以上の方ということで、昨年度対象年齢を引き下げたので、その効果と人数等についてなのですけれども、まず人数なのですけれども、今年度29年4月1日現在ということにはなるのですけれども、全体で111人ということで、会員数自体が2,367人なので、比率的には5%弱というところではあります。年齢を引き下げたことによって加入された方なのですけれども、農村部のクラブのほうが加入数が多いということで、実際その活性化等に寄与したかといいますと、はっきり変わったというものは、老人クラブ連合会の方々もまだちょっとそういった声は聞こえてはいないということではあったのですけれども、少しずつでも若い会員がふえることで、クラブの新陳代謝、活性化にはつながっていくというふうに思っておりますので、今後も会員獲得に向けて、町としては協力をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、敬老会なのですけれども、こちら、参加者数が88%、公区としても80%ということで、年々ふえていってはいるので、この5年間この奨励金の事業をやっているのですけれども、かなり浸透してきているのかなというふうに、状況としては考えてはいるのですけれども、なおまだ400人前後の人たちが参加をしていないということでもあります。開催していない公区の状況というのをちょっと聞いたりしてはいるのですけれども、未実施公区のほうに以前アンケートを実施したことがありますして、そのときの回答としては、対象の人数が少ないということですか、行事を開催してもちょっと集まりが悪いと、あとは役員のなり手がなくて行事が開催できないだとかという声があるということでもあります。

それで、2事業所というのも、実は特別養護老人ホーム、老人ホームのほうで開催した場合ということで、その2事業所ということなので、なかなかそちらのほうにほかの公区の方々に参加するという形にはちょっとならないのかなというふうには思っているのですけれども。

今後につきましては、一応、春の公区長会議のときに各公区に対象者の名簿を配っていきまして、その際に、なるべく開催していただけるように、こちらのほうからお話をさせていただくとか、あとよく言われているのは、ほかの公区と同時開催ですとか、そういったこともあるという話も聞いていますので、そういったこともお話しさせていただくと。なおかつ、実際にやっているところとしましては、本当に通常の行事に対象者を呼ぶと、それだけでも十分敬老会として対象となるということにはなっておりますので、本当に気軽に参加するような形をとれば、対象となるということ、今後も引き続き周知をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほどちょっと済みません、老人クラブの111人なのですけれども、こちらが60歳から64歳の人ということでもあります。

以上です。

○委員長（谷口和弥） いいですか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 146ページ、3目施設型・地域型保育施設費、19節負担金補助及び交付金、細節6の認定こども園等施設型給付費負担金、このところですが、この負担金はどこに対しての負担金なのか、それと事業内容はどのような事業内容になっているのかお聞きいたします。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 認定こども園施設型給付費負担金につきましては、帯広市にある施設への負

担当でございます。帯広市にある施設に入所している児童の分の負担金でございます。

○委員長（谷口和弥） 今ので答弁はよろしいですか。

○こども課長（高橋宏邦） ちょっと追加でよろしいですか。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） 済みません。

こちらにつきましては、子ども・子育て新制度に移行した幼稚園などに通所する児童に対する給付費でございます。内容といたしましては、帯広市の聖公会幼稚園1名、ひまわり幼稚園に6名、通所している分の負担金でございます。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 平成31年度をめどに、幕別町では、幕別の中央保育所とわかば幼稚園を認定こども園に移行するという計画も聞いておりますが、そういう移行を進めていく上での負担金かと思っ、ちょっと質問をしようと思っ、質問したところですが、今その、帯広のその認定こども園に通っている子供たちへの負担金ということなのですが、幕別町としては、そういう計画、事業内容というのは、まだ計画は進められていないということ、ここにかかわっての計画とかそういうものは今予定していないのでしょうか。この中に計画というのは含まれてはいないのでしょうか。

○委員長（谷口和弥） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） こちらの負担金につきましては、町内で設置する認定こども園に係る分ではございません。あくまでも、他の町村に通所されている児童の分の負担金というふうになっております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お尋ねいたします。

ページ数では152ページ、153ページ、発達支援センターの保育にかかわることではありますが、資料の88ページ、こちらをもとに質問したいと思います。

発達支援センターの平成28年度の通所者が、前年度から比べましたら随分減っています。全体で延べでは358人ということでありまして、発達支援センターはかねてから内容を充実されて、受け入れを広げていくというふうに認識していたのですが、現実には少なくなっているものですから、この要因がどこにあるのか、伺いたいと思います。

また、巡回相談回数なども昨年度55回から今回は40回、小中学校も5回から1回というふうに減っております。この減った理由についてもお示してください。

次に、これは民生費の128ページ、社会福祉費というところでお尋ねしたいと思うのですが、節、目が少ないものですから、生活保護費にかかわりまして、事務そのものは十勝総合振興局になりますので、具体的な項目では出てこないのですが、生活保護費を現金で支給する場合には、幕別町が窓口になって支給されていると思います。この支給日にかかわっての質問なのですけれども、毎月1日が支給日だと思われ、1日が祝祭日にかかわりましたら、幕別町の場合は直後の開庁日というふうにされていると思います。これは間違いないでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） まず、発達支援センターの通所児のことについてのご質問かと思います。

27年度と28年度を比べたときに、通所児童が減っているということで、発達支援センターの通所をする児童を拡大していくということだったのだけれども、どういうふうな形で減っていったのかというご質問かと思います。

こちらにつきましては、町としましても、どういった要因で減ったのかというのはちょっとわからない状況ではあるのですが、年長児の児童が減った中で、その下の子供たちが少しずつ人数がふえていった中で、一番小さな児童が、その年長児が減った分だけがふえたということにはなかった、27年度は94人通所中、年長児35人おまして、それで減った中で、28年度は23人新しい児童が入ってきた中で療育を行っております。なので、年長児が退所して減った分、その分、同じだけの児童が療育にかかわったかという、そこまではいかなかったというところで、ふえていないのかなというふうには思っております。

○委員長（谷口和弥） 巡回訪問の減は。

○福祉課長（樫木良美） ちょっと待ってください。済みません。

巡回訪問の減ですね。巡回訪問の減につきましては、27年度は所属のほうから出された気になる子を訪問する巡回発達相談というものを3回行ったところだったので、28年度につきましては、2回の訪問の巡回相談だったために、回数が減っているところでもあります。

- 委員長（谷口和弥） 生活保護費の支給日の件は。
- 福祉課長（樫木良美） 幕別町におきましては、生活保護の支給日につきましては、土日、祝祭日の翌日の支給になっております。
- 以上で終わります。
- 委員長（谷口和弥） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 年長児の方が出られて、新たに入られた方が出られた数よりも少なかったのだというお答えではなかったかと思えます。
- ただ、資料の中では、年齢別に分かれておまして、3歳児で6人の減、4歳児で16人の減というふうになっていますので、途中の方も減られていて、つまり支援が必要なくなっていて減っているのであれば問題はないと思うのですが、こういった途中の年齢で減ということがなかなか理解できなかったものですからお尋ねしたところです。
- 必要がある人たちがきちっと継続して受けられる体制にはなっていると思うのですが、そこはどうでしょうか。
- それと、巡回も3回が2回というのもちょっと理解できないのですが、単純に資料では、平成27年に保育所、幼稚園で55回訪問されたところ、平成28年は40回で、15回減っていると。それから、小中学校は平成27年度5回なのだけでも、平成28年は1回だという数字になっているものですから、そこはどういう理由であったのかということをお尋ねしたのです。そこはもう一度お答えいただきたいと思えます。
- 生活保護費のほうなのですが、祝祭日の場合は直後の開庁日ということで、これは直前にはならないものなのでしょうか。つまり、恐らく現金が幕別町に総合振興局から来るのでしょうか。で、その現金がいつ来るのか。祝祭日が支給日に当たっていた場合には、事前に現金は振り込むかどうかわかりませんが、届いているのかどうか。
- といいますのは、開庁後に支給しているところというのは、管内の自治体でも4カ所しかないのですよね。あとはほとんど、祝祭日がぶつかっているときには、事前に支払われているのですが、そこはいかがでしょうか。
- 委員長（谷口和弥） 福祉課長。
- 福祉課長（樫木良美） ただいまの巡回相談の話になりますが、27年度に巡回相談を各保育所、幼稚園行ったところだったのですが、28年2回の訪問で十分対応できることがわかったので、回数を減らしたところであります。その後で、必要に応じて所属から要望があった場合については、対応するという形で28年度は行ったことから、回数が減っている状況にあります。
- あと、小中学校の訪問になりますが、こちらは、28年度については学校からの要請がなかったということで、1回となっております。
- 保護費の支給日に関しましては、振興局からの保護費の入金につきましては、支給日が祝祭日の場合につきましては、その前の金曜日の日に、ちょっと勉強不足で間違えないかどうか定かではないのですが、私の記憶の中では、金曜日に入金になって、それを引き出した形で保護費の支払いをするような形になると思えます。
- 委員長（谷口和弥） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（合田利信） 答弁がちょっとあやふやなのですが、今、祝祭日に重なる場合、前日に入金になっているということであれば、町といたしましても、やはり早くお手元に届くような形が最善だと思いますので、そこちょっと今確認はとれていないのですが、そういった形に持っていきたくて考えております。
- 委員長（谷口和弥） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） では、保護費のほうはぜひ確認してください。来月は、ちょうど1日が日曜日なのです。こういうこともありますので、しっかりと確認をしていただいて。というのは、やっぱり、この間も一般質問もさせていただきましたけれども、いろんな事情で保護に至っているわけですから、子供さんを持っていらっしゃる方も、この間のお答えではかなりいらっしゃいました。68人ですね。ですから、そのように、今、部長のお答えのとおり確認をして、手前で支払っていただきたいと思えます。
- わかりました。発達支援センターのほうは、例えば巡回は要請があつて行っているということなので、学校のほうは、支援センターのほうで、カリキュラムを組んで定期的に回る、その必要性があるから回るというのではなくて、学校で必要性が生まれたときに求められていくということですから、当然、求めがなかったら行かないという、そういうことなのですね。

児童が減少しているということについても、これそれぞれ施設の数がありますから、3回が2回になったら、これだけ減っているのだということ、実質的には必要な人にはきちっと対応されているというふうに理解してよろしいですね。わかりました。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 3款民生費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

158 ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額5億709万1,000円に対して、支出済額4億9,158万5,526円であります。

1目保健衛生総務費、本目は保健衛生全般に要した経費であります。

1節報酬、細節1 嘱託医師報酬は、内科医師7名と歯科医師10名に係る経費であります。

13節委託料、細節5は妊婦の一般健康診査、細節6は超音波健診に係る委託料であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3 十勝圏複合事務組合負担金は、帯広高等看護学院の運営に係る分担金であります。

次のページになります。

細節11 帯広厚生病院運営費補助金は、救急救命、小児科、産科などの不採算部門に対する運営補助金となっております。

2目予防費、本目は感染症予防のための予防接種などに要した経費であります。

11節需用費、細節70 医薬材料費は、予防接種に係る医薬品等であります。

13節委託料は、感染症の健診費及び予防接種に関する委託料であります。

162 ページをお開きください。

3目保健特別対策費、本目は健康に関する啓発事業や各種健康診査などに要した経費であります。

13節委託料は、細節6 子宮がん検診委託料を初めとした各種検診に係る委託料であります。

164 ページをお開きください。

4目診療所費、本目は幕別地区3カ所及び忠類地区2カ所の診療所の管理運営に要した経費であります。

平成28年度の開設日数及び受診者総数は、幕別地区の診療所が107日、延べ404人、忠類診療所が264日、延べ8,631人、忠類歯科診療所が230日、延べ3,558人となっております。

18節備品購入費は、忠類診療所の超音波画像診断装置の更新に係るものが主なものであります。

5目環境衛生費、本目は葬斎場、墓地の管理運営に要した経費及び省エネ、新エネの推進に要した経費であります。

次のページになりますが、11節需用費、12節役務費及び13節委託料は、葬斎場の管理運営に係る経費が主なものとなっております。13節委託料のうち細節13は、幕別町地域省エネルギービジョン及び地域新エネルギービジョンの実施状況の検証に係る経費であります。

168 ページをお開きください。

6目水道費です。本目は、水道事業会計への補助金、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への繰出金などに要した経費であります。

2項清掃費、予算現額3億9,908万3,000円に対して、支出済額3億9,646万3,632円であります。

1目清掃総務費、本目はごみの収集及び処理に要した経費であります。

11節需用費、細節30 印刷製本費は、ごみカレンダー1万3,900部、ごみ袋99万4,200枚の製作に係る経費であります。

13節委託料、細節5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集運搬に係る経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3 十勝環境複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを1市8町村で共同処理していることに係る本町の負担分であり、細節4 南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを3町で共同処理していることに係る本町の負担分であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 168 ページ、169 ページです。2 目清掃費の 1 項清掃総務費、19 節の 3 十勝環境複合事務組合負担金です。

資料で言いますと 95 ページになりますが、ごみ処理対策ということで、ごみ搬入量が書かれています。前年からいきますと、ごみの搬入量がふえておりますが、昨年度と比べまして、十勝環境複合事務組合負担金が多少ですが減っております。この理由について伺いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） まず、ごみの搬入量が昨年度に比べてふえていることにつきましては、昨年 8 月に台風災害がございまして、災害ごみがかなりの量出てきたものですから、その関係が大きな要因となっております。

それと、分担金については、昨年度に比べて減額になっている理由でありますけれども、これにつきましては、基本容量割、一定の、5 年間の実績に基づいて 5 年間固定されているもの、あるいはその実績使用量割ということで、1 月から 12 月までの実績に基づいて精算するものでございまして、これらの費用の負担の関係から、詳細についてはちょっとここで申し上げることはできませんけれども、そういった中身でこういった額が変わってきているという状況だと考えております。

○委員長（谷口和弥） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） よくわかりました。

28 年度は台風被害がありましたので、不燃ごみでいいましたら前年度 25% 増というふうになっておりますが、これが災害ごみ、この不燃ごみの 25% ふえたやつが災害ごみになるということですね。はい、わかりました。

また、基本容量割あるいは実績使用量割についてもよくわかりました。5 年間で基本容量割が、たしか平成 28 年で新しく割合が決まっていくということで下がったというふうなことだというふうに思います。

くりりんセンターですが、先日、くりりんセンターで建てかえるといった旨の新聞報道等されました。ごみ、分別の徹底をさらに進めていくことで、あるいは集団回収を促進していくことで、ごみの発生量を低減していくことができ、複合事務組合の負担金を減らすことにつながると思います。

また、建てかえの際に、例えばくりりんセンターの施設、新規焼却炉の規模を小さく、ダウンサイジングをすることができまして、これもまた町の財政負担の低減、小さくすることができると思います。そして、環境にとってもよいということになると思います。

私個人の思いですが、家庭ごみの量の発生抑制の目標を持ち、ぜひ町民への啓発を行うべきだというふうに考えますが、町内ではごみの量の発生抑制の目標を持っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） ごみ処理基本計画ということで、幕別町でも計画を立ててごみの発生の抑制に努めているところがございますけれども、ちょっと今用意しておりませんので、どれぐらいの目標量になっているかということは、ここで申し上げることはできませんが、やはり分別を徹底してですとか、あるいはいろんな生ごみの問題だとか、以前は町でもコンポストだとか電動生ゴミ処理器だとか助成しておりまして、一定の成果が上がったということで現在は助成はしていませんが、そういった啓発だとか発生抑制について町でも取り組んでおりまして、広報紙でありますとか、出前講座は最近を実施してはいないのですが、これまで出前講座でごみの分別、ごみの発生の抑制について、出前講座でお話をさせていただいて、これまでできておりまして、ただ、なかなか量でいきますと横ばい状態で、なかなか減量化につながっていないのが実情でありますけれども、今後につきましては、将来、10 年後には新しい新中間処理施設もできますけれども、10 年後でございまして、それまで今の分別の方法、徹底をこれからも啓発に力を入れまして、ごみの発生量の抑制につなげていきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 4 款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 5款労働費についてご説明申し上げます。

172 ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額2,119万1,000円に対しまして、支出済額1,343万1,446円です。

1目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会や幕別地区連合会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金、細節1は、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託して貸し付けるものであります。平成28年度の新規貸し付けは3件で195万円、貸付残高は6件で272万円となっております。

2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

町の単独事業で、町道や公共施設の清掃及び不要家屋の解体など総額約860万円の雇用対策事業を実施したところであります。

7節賃金は、高校、大学の新規学卒者で就職未内定の方を町の臨時職員として採用し、社会人としての基礎的資質を身につけていただくことを主目的として、平成28年度は4名の方を雇用したものであります。

なお、このうち3名の方が就職につながったところであります。

13節委託料は、季節労働者対策といたしまして、細節5は町道の春先の清掃で54名、延べ138人工の雇用、細節6は冬場の雇用対策として、町道の除排雪、支障木伐採などで41名、延べ235人工の雇用、細節7は冬場の雇用対策として、近隣センター等30施設の清掃、ワックスがけなどで4名、延べ105人工の雇用を確保したものであり、15節工事請負費は、蝦夷文化考古館東側用地に所在していた不要家屋の解体工事を民間企業に発注したものであります。冬場の雇用として3名、延べ30人工の雇用が確保されたところであります。

以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 5款労働費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 6款農林業費についてご説明申し上げます。

174 ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額14億2,193万8,000円に対しまして、支出済額11億3,360万4,971円です。

なお、繰越明許費といたしまして、道営農地整備事業の負担金など2億5,087万6,000円を翌年度に繰り越いたしております。

1目農業委員会費、本目につきましては、農業委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びに事務局運営経費が主なものであります。

2目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種補助金、事務経費等が主なものであります。

176 ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節10は認定農業者が借り入れをいたしました農業経営基盤強化資金288件に対しまして利子補給をしたもの、細節15は町と農協で構成いたします幕別町農業振興公社に対する運営費補助金、細節16は堆肥の切り返しや堆肥及び緑肥、種子の購入に対する補助金、細節23は化学肥料や化学合成農薬の低減、有機農業など環境に配慮した農業生産活動に取り組む農業者団体に対する補助で、4団体に補助したもの、細節24は農業の多面的機能の確保を図るため集落みずからが農

村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金で、忠類地区に係るもの、細節 26 は経営が不安定な就農初期段階の所得の確保を目的とした北海道の補助事業で、4 組 8 人に交付したものであります。

178 ページになります。

細節 28 は TPP 対策の一つとして農業経営体が行う農業機械や施設の導入について融資を活用して導入する場合、融資残の自己負担分に対して補助する国の事業で、1 経営体に補助したもの、細節 29 も同様に農業機械、施設の導入について融資を活用して導入する場合、融資残の自己負担分に対して補助する国の事業で、1 経営体に補助したものであります。

21 節貸付金は、町の単独事業で、農業施設整備や農業機械の導入、家畜の導入などに対して 11 件の貸し付けを行ったものであります。

3 目農業試験圃場費、本目は試験圃場の管理運営に要した経費であります。平成 28 年度におきましては収量、品質、品種比較試験など 17 課題の試験を実施したところであります。

4 目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

180 ページになります。

7 節賃金は、味覚工房指導員 2 名分の賃金、11 節需用費の細節 40 は、地域微気象観測機器、通称マメダスであります。幕別地域 5 カ所の記録計の修繕が主なものであります。

なお、味覚工房の平成 28 年度の利用状況は、利用者数が延べ 826 人で前年比 170 人、17.1%の減で、利用率は 66.1%、1 日平均利用者数は 4.2 人でありました。

5 目畜産業費、本目につきましては畜産振興にかかわる経費であります。

13 節委託料、細節 5 は、家畜排せつ物の処理に係る課題の解決とバイオマス資源としての有効活用を目的に、バイオガスプラントの導入に向けた事業の可能性について調査を行った経費であります。

182 ページになります。

細節 6 は、酪農経営の安定化を図るため、草地の施設など粗飼料生産基盤の整備を北海道農業公社営事業で実施したもので、忠類地区に係るものであります。

18 節備品購入費は、町内の肉牛農家が北海道農業公社の肉用牛貸付事業を活用して導入した肉牛 39 頭に係る譲渡代と利息分であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 14、15、16 は各種畜産関係団体への補助金、細節 19 は優良な和牛の雌牛を保留した農家に対する補助を 34 戸に、細節 23 は雌雄判別精液購入に対する補助を 55 戸に、産後温風式保育乾燥機、カーフウオーマーの購入に対する補助を 16 戸に、細節 24 は収益力の強化のために畜産経営体を実施した施設整備に対する国からの間接補助金で、1 法人が実施したバンカーサイロなどの整備に補助をしたものであります。

細節 25 は町内の専門農協が実施いたしました、衛生環境改善のための施設整備に対する北海道からの間接補助金であります。

6 目町営牧場費、本目は幕別地域 1 カ所、忠類地域 2 カ所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。

184 ページになります。

町営牧場の嘱託職員 5 名と臨時牧夫 6 名分の 4 節共済費、7 節賃金のほか、11 節需用費、細節 5 は町営牧場 3 カ所の肥料代、13 節委託料、細節 6 は町営牧場 3 カ所 858 ヘクタールのうち 458 ヘクタールの肥料散布に係る委託料が主なものであります。

平成 28 年度の預託実績は、乳用牛 869 頭、肉用牛 55 頭、馬 16 頭の計 940 頭で、前年比 99 頭の増となりました。地域別の内訳といたしましては、幕別地域が 384 頭で前年比 39 頭の減、忠類地域が 556 頭で 138 頭の増となっております。

186 ページになります。

7 目農地費、本目は土地改良施設の管理運営並びに国営及び団体営事業の償還に要した経費であります。

11 節需用費、細節 21 は上統内排水機場、幕別ダムの電気料、細節 40 は上統内排水機場の電動機設備や幕別ダムの計測機器類の修繕が主なもので、13 節委託料は、細節 7 の幕別ダムの操作点検にかかわる委託料が主なものであります。

14 節使用料及び賃借料、細節 5 は明渠排水路の床ざらい等のための重機の借上料であります。平成 28 年度におきましては、延長 1,940 メートルを実施したところであります。

15 節工事請負費、細節 1 は 7 地区 11 カ所の明渠補修及び支障木除去などの経費で、細節 2 は上統内排水機場の主原動機 3 機のうち 1 機の分解整備で、平成 26 年度から 28 年度の 3 カ年で 1 機ずつ分解整備を行ったものであり、細節 3 は幕別地区で 5.2 ヘクタールの暗渠排水工事を実施したものであります。188 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は国営かんがい排水事業幕別地区の償還金、細節 4 は森林総合研究所旧緑資源公団営のいわゆる東西線にかかわる事業の償還金で、平成 28 年度をもって終了したところであります。

細節 5 は国営札内川かんがい排水事業における施設維持の協議会に対する負担金、細節 6 は 1 ヘクタール未満の小規模暗渠排水及び支線明渠の整備に対する町単独の事業補助、細節 8 は町内 14 地区の協議会による地区内の明渠など農業基盤施設の維持管理にかかわる活動に対する交付金であります。

28 節繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費、本目につきましては、道営土地改良事業等の負担金及び事務的経費であります。

19 節負担金補助及び交付金の、細節 5 は農道東宝線にかかわる道営農道整備事業負担金、細節 6 から 9、次のページになりますが、細節 10、11 は道営農地整備畑総事業の負担金であります。

2 項林業費、予算現額 8,403 万 2,000 円に対しまして、支出済額 8,215 万 165 円であります。

1 目林業総務費、本目は林業振興にかかわる経費であります。

7 節賃金は、有害鳥獣の住民からの駆除依頼やくくりわなのとめ刺しに係る 4 名の作業員賃金、8 節報償費は、有害鳥獣駆除に係る謝礼、19 節負担金補助及び交付金、細節 9 から 11 までにつきましては民有林振興にかかわる補助金であり、細節 9 は森林組合に対する補助金、細節 10 は除間伐 91.62 ヘクタール、細節 11 は公費造林 86.66 ヘクタールを補助対象として事業が実施されたものであります。

細節 12 は有害鳥獣駆除に対する国からの補助金であります。

なお、平成 28 年度における有害鳥獣の捕獲数は、町内のハンターに依頼した分に加え、町直営分も含めると、鹿 679 頭、キツネ 263 匹、カラス、ハト 1,378 羽となっております。

2 目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。

192 ページになります。

13 節委託料、細節 1 はアカエゾマツ、トドマツの苗木生産業務にかかわる幕別町森林組合への委託料であります。

平成 28 年度におきましては、アカエゾマツ 7,600 本、トドマツ 12 万 2,279 本、計 12 万 9,879 本の苗木を出荷し、約 2,252 万円の売り払い収入を得ているところであります。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたしますが、発言を予定している委員の方は手を挙げていただけますか。

（挙手する者あり）

○委員長（谷口和弥） わかりました。おろしてください。

説明が終わったところですが、この際、16 時 05 分まで休憩いたします。

15 : 54 休憩

16 : 05 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 款農林業費の質疑をお受けします。

若山委員。

○委員（若山和幸） 確認を一つさせていただきます。

どこの項目になるのかはちょっとわからないのですが、農業振興費かなと思ってお聞きします。

農業貨物の車検伸長事業がスタートされていますけれども、現在の状況をちょっとお知らせください。

○委員長（谷口和弥） 1 点でよろしいですか。

○委員（若山和幸） はい。

○委員長（谷口和弥） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 車検伸長にかかわることでございます。

車検伸長につきましては、平成 26 年から事業のほうを開始しておりまして、実証事業ということで

実施いたしているところがございます。

貨物自動車の車検伸長につきましては、今現在、指定状況でございます。28年度につきましては7件の申請がございました。27年につきましては41件、26年につきましては106件、合計で144件の申請がございました。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 若山委員。

○委員（若山和幸） 一昨年私も質問させていただいたことがあったのですが、今の報告を受けますと、なかなか台数がふえていかないと。当初の質問にもさせていただきましたけれども、ある程度の台数がないと総務省のほうも動いてくれないというような現状があったと思うのですが、十勝全体においてどのような状況になっているのか、その実証実験が実際に車検伸長に結びつくような状況になっていくのかちょっとお知らせください。

○委員長（谷口和弥） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 車検伸長につきましては、若山委員がおっしゃいますとおり、十勝全体では、取り組んではいますが、かなり低調な状況でございます。

その中にもあっても、幕別町、144台というのは、ずば抜けて伸長の指定を受けている状況でございますけれども、幕別町につきましては広報紙ですとかホームページ等でごうした伸長制度を周知しているところがございますけれども、十勝全体で取り組まないと効果が上がらないということで、今後におきましても、農業サイド、町村で集まる機会にはそういったことも議題に出しながら、指定が伸びるよう町としても努力していきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 176ページ、177ページ、2目農業振興費、19節負担金補助及び交付金について伺います。2点です。

細節20の有害鳥獣被害対策事業補助金、資料111ページですが、年々ふえたり減ったり、28年度は鹿が677、キツネが197、鳥類が1387と前年に比べて捕獲数が減っている、この状況についてどのように分析をしているのか。といいますのは、決して鹿、キツネが減っているとは思えない。ハンターの方が減っているのかと、いろいろな分析の仕方があるのかなと思いますので、町側の分析をお知らせいただきたい。

次、細節27新規就農者のことでございますが、資料103ページ、人数が書いてあります。26年が3人、27年が3人、28年度が1人ということで、新規就農者の伸びが悪くなっております。この1人の方の職種、農業者には間違いのないのですが、畜産だとか酪農だとか畑作だとかいろいろな職種があるかと思いますが、職種をお知らせいただくのと、なぜ新規就農が伸びないのかという見解もお知らせをいただきたいと思っております。

○委員長（谷口和弥） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 有害鳥獣に関することでございますけれども、鹿で言えば27年度696頭、28年度が677頭、若干減っている状況にはございます。

ただ、鳥類につきましては27年度から28年度、200羽以上ふえている状況にございますけれども、まず鹿につきましては、北海道が行っております生息調査、こちらを毎年、幕別町も実施しまして、ライトセンサーといたしまして、夜ライトをつけて鹿の生息数を確認する調査でございますけれども、こうした調査を各町村がやりますと全道が集計いたしております。この生息調査によりますと、平成22年をピークにどんどんエゾシカが減ってきている状況にございます。頭数でいきますと、22年当時ピークだったときに比べますと、北海道内23万頭ほど減りまして、現在、45万頭生息しているという状況で調査が報告されております。

ただ、おっしゃるとおり減っている状況が見えないということはあろうかと思っておりますけれども、実際こういう頭数が減っているということで、幕別町でいけばかなり道有林沿いが、エゾシカが多く減っている感じはございませんけれども、かなり減っているという実態がございまして、恐らく捕獲も若干減ってきている、頭数が減っている関係で捕獲が減ってきているという状況かなというふうに分析しております。

○委員長（谷口和弥） 経済部参事。

○経済部参事（渡部賢一） 初めに、新規就農者の支援の実績でございます。

先ほど、28年度1名ということでございましたけれども、こちらにつきましては新規就農の支援対策として、例えば5年間の農用地の賃貸料の相当額ですとか、取得した農用地等の5年間の固定資産税相

当額ですとか、そういった形の支援を幕別町の新規就農者の育成に関する条例に基づき行っております。

今行っている支援につきましては、この中で農用地を買って、その後、固定資産税が発生したそのときから5年間の固定資産税相当額を支援しているという方でございまして、対象となる方は平成18年に忠類地区で新規参入いたしました酪農家の方でございます。

なお、この方がちょうど29年度で5年間終わります、次にまた就農するのも忠類の酪農家ということで、この方も固定資産税の相当額の奨励金を助成するということになっております。いずれも酪農家の方でございます。

それから、新規参入者が減っているということなのですけれども、先日、十勝毎日新聞に出ましたけれども、新規就農、十勝が道内最多ということで出ておりました。その中で内訳を見ますと、新規学卒39名、それからUターンが42名、それから新規参入が12名と出ておりましたけれども、幕別町の形としては、この新規参入12名のうちの2名が幕別町でございます。アカデミー等でフロンティアに入ってきている方もいらっしゃいますし、積極的に新規参入者を求めているのですけれども、28年度に関しては幕別町としては、新規参入に関してですけれども、満足いく結果になったのかなと考えてはおりません。

現実なぜ減っているかということがありますけれども、最近、景気が少しずつよくなって、昔は仕事がないから農業をやろうかという方も多くはいたという話は聞いておりますけれども、最近はそんな方もいらっしゃらなくて、ちょっと失礼な言い方になるかとは思いますが、そういった方もいらっしゃるということで聞いております。現実には、実際に就農してみるとそんな簡単なものではないと、それから資金も相当額必要になりますということで減っているのと、あと、幕別町については離農者が出ますと近隣の農家が吸収するのですね。それで、なかなか新規参入する農地が得られないと。現在、新規参入して目指している農家の方も、実は忠類のほうでユリ根農家を目指しているということで、面積が余り多くなくて済む、それから投資も少なく済むというところに入り込んでいるという形なものですから、酪農をやりたいとか畑作をやりたいという方はたまにいますけれども、幕別町ではなかなか土地を求めることが現在難しいということで、少なくなっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 東口委員。

○委員（東口隆弘） キツネだとか鹿の捕獲数が減っているのは頭数が減っているからであろうという話ですが、もしかしたら私のうちに迫ってきているのかなというふうな感じもするところですが、ハンターの人数、猟友会の会員の方、それからくりわなの免許を持つ方の人数がおわかりなら知らせていただきたい。

それから、新規就農に関してですが、忠類で新規就農を目指している方が畑の面積が少なく済むユリ根を目指しているということは存じておりました。それで、景気がよくなってなかなか農家をやってみたいと思う人がいないという話ですが、私がちょっと考えるのは、新規就農もそうですが、経営継承、つまり後継者がいないところもこれからどんどん出てくるであろうというふうに思います。このことについては、私一般質問でもさせていただきました。新規就農を入れる、酪農家に関しては特に莫大な資金が必要であるということ。ご承知のとおり数十頭を飼うのに何億円もかかるという現実、それを乗り越えるためにはどうしたらいいかということをお農家をやりたい人たちは考えなければいけない。また、町の補助、これも考え直すことができるのかどうか分かりませんが、考え直してほしいというのが一つです。

それで、それについての見解も伺いたいのですが、経営継承については、これはなかなか相手が他人であるという話、自分の息子ではない、子供ではない方と継承を組むという障害も、質問内容がちょっと変わるかもしれませんが、新規就農にあわせて考えていかなければならないのではないかと質問をさせていただきます。

○委員長（谷口和弥） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 最初に、猟友会の関係でございます。

28年9月時点の会員数につきましては54名の方が登録をされております。ちなみに平均年齢は59.4歳でございます。

それと、くりわなに関するわなの資格を取っている方の人数でございますけれども、現在29人となっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 経済部参事。

○経済部参事（渡部賢一） 初めに、新規就農者に対する補助の関係ですけれども、幕別町で行っているものにつきましては、北海道、国が行っている青年就農給付金ですとか、今は名前が変わりまして農業次世代人材投資資金という形で、新規就農に対する補助ですとか、先ほど質問に出ました奨励金ですとかそういったもの、それからお金だけではないのですけれども、アカデミーなんかでやっている新規就農者に対するいろんな研修事業だとかそういう形で幕別町としては、ほかの町に比べて大きく遜色があるという考えは持っていません。ただ、実際に新規参入者がふえないということはもう事実ですので、これにつきましては今後とも何かできることがあれば考えていきたいなと考えております。

もう一点なのですが、恐らく東口委員が言うのは第三者継承の話ではないかと思うのですが、我々も昨年以來これについてはいろいろ勉強はしているのですが、現実、道公社の会議に行きましても余りうまくいった例がないのですね。やっぱり他人というのが一番大きくて、自分の財産をそのまま他人に譲る抵抗感もありましょうし、それから自分がやってきたやり方を他人に渡すときに、その後継者の方が、いや、そんなやり方よりこんなやり方のほうがいいよということでけんかになってしまうと。なかなかうまくいなくて、せっかく道公社が間に入って第三者継承をさせようとしてもうまくいかない例があるということで、これは人間対人間のことで、こちらとしても見守るしかないのかなという考えはあるのですけれども、何とか進める機会があれば進めてまいりたいなと考えております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 第三者継承については、もっともっと深く考えていただきたいというふうに思います。先ほども言いましたが、後継者がいないということで離職というか、農家をやめる方はこれからどんどんふえていくであろうというふうに思いますので、深く考えていただきたいと思います。

答弁はいいです。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありますか。

（関連の声あり）

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） 有害鳥獣に関してなのですけれども、今、鹿の頭数が減っているということではあったのですけれども、実際のところは農業被害は実感としてはひどいということでもありますので、今後も防止していただくように強化は続けていただきたいというふうに思うのですけれども、最近テレビの報道等によりますと、旭川だったと思いますけれども、アライグマが繁殖して被害もかなり大きくなってきていると、繁殖力も大変強いということで話を聞いておりますけれども、十勝管内でも何か少しづつそういった被害が出てきている自治体もあるというふうな話も聞くのですけれども、我が町の現状としてはいかがでしょうか。

また、アライグマについても、こういった鳥獣被害の防止対策といった位置づけにしていくということで、もし被害が出てきたらそういう位置づけになるということでもよろしいでしょうか。

あと、そういったアライグマの捕獲方法としましては、くくりわなとか、わなとか、そういったことで、今後どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） アライグマに関する関係でございますけれども、アライグマにつきましては、今から10年ぐらい前でしょうか、道央圏のほうでかなりアライグマが繁殖し始めまして、今現在、十勝も実は確認されている状況でございます。本町におきましても、ことし1頭アライグマを捕獲いたしました。そのほかにも、捕獲はしておりませんが、確認等を何回かしておりますので、アライグマは本町に生息しているかと考えております。

アライグマにつきましては、お話ありましたとおり繁殖力が非常に強くて、特に春の時期、これはアライグマも子育ての時期でございますので、この時期に捕獲することによって、親を捕まえることによって餌がとれない状況でございますので子が育たなくなると、春時期に捕獲するよう本町におきましても努力しているところでございます。

捕獲の方法でございますけれども、アライグマにつきましては特に甘いものが好きだということで、道央圏ではメロンですとかスイカですとか、そういう被害がかなり出ておりますけれども、本町におきましては捕獲方法、箱わなで実施いたしております。箱わなの中に例えば、商品名を出してあれですけれども、キャラメルコーンですとか、そういう甘いものを入れて捕獲を試みているところでございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） 実際、捕獲頭数としては1頭ということではあるのですが、生息しているというふうな認識でございましたので、繁殖力が強いということですから、今後、十分に警戒していただきたいなど、態勢がとれるものでありましたらとっていただきたいというふうに思いますが。

○委員長（谷口和弥） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 繰り返しになりますけれども、アライグマは繁殖力が強いので、今後、特に水辺を好むという習性もございますので、そういったところにわなを仕掛けて、捕獲を実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（谷口和弥） 6款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、第7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 7款商工費についてご説明申し上げます。

194ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額8億5,879万1,000円に対しまして、支出済額8億2,447万1,412円であります。

1目商工振興費、本目は、商工業振興や中小企業融資に係る経費であります。

8節報償費、細節3につきましては、町内登録業者の施行により住宅の新築またはリフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。平成28年度の交付対象の工事実績は、新築2件、リフォーム121件の計123件で、工事費ベースで申し上げますと新築は3,000万円、リフォームは約1億5,717万円となっております。

施工業者数は、新築2社、リフォーム29社でありました。

前年度に比較いたしまして、件数は新築で5件の減、リフォームでは対象事業費を50万円から30万円以上に引き下げたことにより27件の増、工事費ベースでは新築は件数の減により約1億5,630万円の減、リフォームは約851万円の増となっております。施工業者数は新築で2社の減、リフォームは3社の増でありました。

19節負担金補助及び交付金、細節5につきましては商工会への補助金、細節6、7につきましては、中小企業融資に係る保証料及び利子補給の補助金、細節8はパークプラザ整備に係る商工会の借入返済に対する補助金、細節9につきましては、にぎわいのある商店街づくりを推進するため、空き店舗等を活用して事業を行った方に改装費と家賃の一部を補助する事業であります。平成28年度は2店舗分の開店に対して補助を行ったもの、細節10につきましては、退職金共済制度に加入する中小企業の事業所に対し共済掛金の一部を補助するもので、83事業所に対して補助したもので、細節11につきましては、商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助したもので、28年度の発行総額は6,000円分の商品券を8,000セット、総額4,800万円分の発行に支援を行ったものであります。

21節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託して貸し付けを行うものであります。28年度の新規貸し付けは79件3億5,361万円で、28年度末の融資残高は290件、10億4,012万2,000円となっております。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政に係る経費であります。7節賃金の消費生活相談員賃金が主なものであります。

平成28年度から消費生活相談室を、消費者安全法で定める消費生活センターとし、相談時間の延長や夜間相談の実施など相談体制の拡充を行っており、平成28年度の相談件数は前年比10件増の160件、このうち22件、金額にして445万3,148円が相談業務により救済されたところであります。

196ページになります。

3目観光費、本目は、観光物産振興に係る経費であります。

11節需用費、細節21は道の駅・忠類に係る電気料が主なもので、細節40はアルコ236の設備に係る修繕料が主なものであります。

13節委託料は、細節5のアルコ236、道の駅・忠類の指定管理に係る経費が主なものであります。細節10は協定書に規定するリスク分担に基づき、平成27年度の燃料単価、修繕料に係る町の分担額の精算を行ったものであります。

15 節工事請負費、細節 1 は国道 236 号沿いの大樹町側、更別村側 2 カ所の観光案内看板の改修に要した費用が主なもので、細節 2 はアルコ 236 の紫外線装置 UV ランプの交換など、温泉設備等の整備工事を行ったものであります。

19 節負担金補助及び交付金、次のページになりますが、細節 6 は観光物産協会に対する補助金、細節 7 の特産品研究開発事業補助金は、平成 28 年度から補助対象経費や限度額の拡充を行ったもので、2 件に対して補助したものであります。

21 節貸付金は、株式会社忠類振興公社への運転資金に係る貸付金であります。

4 目スキー場管理費、本目は、白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金、細節 3 は白銀台スキー場の臨時職員 8 名分の賃金、細節 4 は白銀台スキー場 4 名分、明野ヶ丘スキー場 1 名分の嘱託職員の賃金、11 節需用費では、細節 21 の夜間照明、スキー場ロッジなどの電気料や細節 40 の修繕料、白銀台スキー場の圧雪車や宿泊ロッジの修繕が主なもので、13 節委託料は、細節 8 の明野ヶ丘公園スキー場のリフト管理委託料が主なものであります。

200 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 から 3 はリフト制御装置の更新など白銀台スキー場の整備に要した経費、細節 4 は明野ヶ丘スキー場のリフト油圧緊張装置の更新に要した経費であります。

平成 28 年度のスキー場の営業期間につきましては、明野ヶ丘スキー場が 12 月 28 日から 3 月 12 日間の 73 日間、白銀台スキー場は 12 月 25 日から 3 月 15 日間の 79 日間であり、ここ数年では営業日数も確保できたところであります。

5 目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、企業が事業所を新增設した場合において、投資額の一定割合及び固定資産税相当額を補助するものであります。28 年度におきましては、平成 23 年度から平成 28 年度までに事業所の新增設などを行った 14 社に対して補助をしております。

細節 5 は、企業が土地を取得して工場の新設など投資を行った場合において、土地取得価格の一定割合を補助するものであります。28 年度におきましては、3 社に対して補助をしております。

細節 6 は、土地開発公社の事業運営にかかわって、借入金の利息や事務的経費に対する補助、土地の販売による簿価との差額分の補填などを行うもので、28 年度はリバーサイド工業団地において 4 件の販売があったことから、大きな額になったところであります。

21 節貸付金につきましては、工業団地内に事業所を新增設する企業が新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものであります。

平成 28 年度の新規貸し付けは 3 件で、28 年度末における融資残高は 12 件、1 億 338 万 7,000 円となっております。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

小川委員。

○委員（小川純文） 7 款商工費、ページでいきますと 200 ページの 5 目企業誘致対策費、土地開発公社関連でご質問させていただきたいと思っております。

今も説明ありましたが、8 番、土地開発公社運営補助金ということで、本年の 3 月に公社の販売価格と帳簿価格の差を是正する、埋める、補助するという中で、4,236 万 9,000 円の補正がされております。それで合わせて 4,500 万円程度の助成、補助になっているのかなというふうに思いますけれども、今も大分、一時貸し付けだとか貸与、また販売で、先ほども 4 件の販売があったということでもありますけれども、現段階におきまして、未販売地の保有状況、また、これを実勢価格で売った場合に、どのぐらいのまた俗に言う補助をして販売をしていかなければならないのか、現時点においての試算になるのかと思っておりますけれども、その点をお聞かせください。

○委員長（谷口和弥） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） ただいまご質問をいただきました土地開発公社所有地の状況でございます。

今、未販売の土地の状況につきましては、リバーサイドの工業団地、札内の東工業団地、そして緑町の宅地の分譲地でございますけれども、合わせまして筆数で 31 筆、面積で 9 万 5,433 平方メートルという所有の状況となっております。

この所有地に対しまして、販売価格と簿価との差額というのが、土地が販売されればその差額の補填というものが必要になってまいります。その補填額につきましては今の筆数を全部合わせますと 2 億

1,000万円ほどの差が生じておりますことから、全て売れた場合、この分が補助の対象となってくると考えております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小川委員。

○委員（小川純文） 今あわせて聞くのをちょっと落としてしまったのですけれども、本年4件売れたということで4,500万円程度補助しているわけですが、4件売れた総額に対してこの4,500万円だとは思いますが、4件の帳簿価格と4,500万円引いた実売価格、実勢価格、その点についても教えてください。

○委員長（谷口和弥） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 28年度に販売された土地4件分に対する内容ですが、販売の額につきましては総額で1億3,061万3,000円となっております。これに対しまして、設定されております帳簿の価格につきましては1億7,505万6,351円となっておりますことから、この差額であります4,444万3,351円、この金額が差額として補助対象となったところでございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小川委員。

○委員（小川純文） 工業団地についても非常に厳しい状況かなと思いますけれども、販売した中で帳簿価格より実売価格が4分の3になってしまう、4分の1を補助しないとこの土地開発公社としての土地の動きができないという現状に至っているのが、ここに出てきた事実かなと思います。

また、先ほど結構物件はあるというお話ではありますが、一時貸与だとか、いろんな面で本当にあいている土地も非常に少ないと思います。その中で、今、4年ぐらい前から20年賃貸ということで、かなりの区画を太陽光発電に長期貸与ということで、20年で毎年の使用料は平米70円程度だったのではないかなというふうに思いますけれども、固定資産税相当額という程度のご説明だったのですけれども、こういう感じの中におきまして、これからこの工業団地というものをどのようにまずお考えになっているのか、あり方、企業誘致等含めて。いろんな企業を誘致するための補助制度というのは、非常にメニューを多く持っております。先ほども企業開発促進補助金というもので金額も出ておりましたけれども、だけれども区画がないという中で、区画も余り少なくなってきた大きな区画もないという中で、どのように今後を考えておられるのかお聞かせください。

○委員長（谷口和弥） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 土地開発公社が保有する土地、それから公社の今後のあり方というところだと思いますけれども、確かに小川委員おっしゃられるように残りの土地というのが、先ほど課長から答弁いたしましたように少なくはなっているというような状況で、販売する土地も少なくはなっております。ただ、去年4件売れて、ことしも既に1件売れているような状況でございますので、まだ残っている土地をなるべく売るべく公社をこのまま残した形で、当面は残っている土地を処分してまいりたいなというふうに考えています。

以前にも、この件については、理事会等々の中で土地開発公社のあり方検討会で議論した経過がございます。その中でも、当面は残っている土地の販売促進に努め、公社の経営としても一時貸し付けしている用地もございますけれども、それから、ある程度の長い期間になりますけれどもソーラーに貸し付けている土地もございます。そういった貸付料の収入もございますので、そういった収入を事務的経費等に充てながら、公社については当面存続していこうという結論を得ているところであり、いましばらく存続していこうというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） 小川委員。

○委員（小川純文） 今、部長のほうから運営のお話も出ましたけれども、平成27年度に3年間で債務負担行為15億円ぐらいだったと思うのですけれども、それが27、28、29で、ことしで一応一区切りがつくという年になっているかと思えます。

また、決算資料のほうで見させていただきますと、11億円という短期借入金も三、四年ずっと続いていたわけですが、先ほど部長からご説明あったように販売があったということで、1億5,000万円ほど短期借入金も減って9億円台に下がってきているという現状ではありますけれども、先ほど言っていた残りの区画等々を販売していても、非常に運営というのは厳しい状況がこの後も続くと思われまます。

これ三、四年前だったと思うのですけれども、国の施策の中で、こういう土地開発公社的なものを清算する場合においては、起債措置というものが一時期国のほうで制度があったように記憶しております。

ただ、そのときは、うちの町も庁舎ですとかその後のいろんな計画がありまして、起債を借りますと固定比率というのですか、そこら辺の割合の絡みもあって、その道には進まないで公社を存続してと、その中で年数をかけないで、余り長い年数の中ではなく町で公社の土地を買い上げていく、要するに町が借入金を返済していくという中で、土地開発公社の整理をつけたいというような方向性も以前にはあったようには記憶はしているのですけれども、今、部長がまだ存続をしていきたいという中で、そこら辺に向けたこの負債というものの整理とあわせた今後の公社の運営というのはどうお考えなのかお聞かせください。

○委員長（谷口和弥） 経済部長。

○経済部長（菅野勇次） 先ほど課長から答弁いたしましたように、簿価と現在保有している土地の販売価格との差というのがトータルで2億1,000万円ほどまだございますけれども、それが少しずつでも売れていけば町からの補助金は出ていくことにはなりますけれども、公社の経営自体は少しずつ、なかなか売れなかった土地がなくなっていった、徐々にではありますけれども、経営自体は楽になっていくということがございます。

それと、事務的経費である程度町からの補助、28年度で言うと130万ぐらいでしょうか、補助している形にはなりますけれども、これも実際にはもう少し多い額なのですけれども、そういった額も一時貸し付けをしている土地の貸し付け収入等で、ある程度賄っているということもございますので、そういったことを踏まえながら、当面、ある程度は経営、確かに苦しいところはございますけれども、やっていけるというふうには考えております。

もしこれが、先ほど小川委員言われましたように当時検討した段階では総務省のほうで起債措置がございまして、公社を解散して整理をする場合についてはその土地を一般会計で買い入れるときに起債措置があるという制度があったのですけれども、今現在はそれもないということもございますので、一度期にかなりの多額な費用を要すると、公社を整理するということになればそういうこともございますので、財政面の問題もありますので、先ほども申し上げましたように、当面は存続していこうというふう考えております。

○委員長（谷口和弥） 小川委員。

大分、今後の話に今の質疑が変わっていった、大分詰めた質問、これまでの到達点についてはこの質疑の中でされてきたのだと思うのです。さらにまだ決算委員会にかかわっての質疑が続きますか。続くのですね。

（「はい」の声あり）

○委員長（谷口和弥） では、簡潔に。小川委員。

○委員（小川純文） そういうことであればあれなのですけれども、言われるとおりの決算の数字がちょっと上がっていないということでもありますので、新たな工業団地に向けての前に、いかに土地開発公社を立て直すかを優先して検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） この際、お諮りします。

本日の委員会は、7款商工費の審査が終了するまで行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議がないようですので、本日の委員会は7款商工費の審査が終了するまで行います。

質疑を続けます。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 195ページ、商工費の2目消費者行政推進費、細節6の消費生活相談員賃金と、あと資料では114ページになります。

平成26年4月から消費生活相談窓口の開設日を拡充し、平成28年からは開設時間を延長して相談体制を強化しています。

そこで、4点質問させていただきます。

まず、クーリングオフとか、そういうものが適用して救済された金額はお幾らになるのか。

2点目、地区ごとの相談件数と延長した夜間の相談件数について教えていただきたい。

3点目が、出前講座の内容について伺いたいと思います。

ごめんなさい、3点です。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） ご質問の1点目ですけれども、クーリングオフ等の救済、詳しくはそれぞれ品目は出ていないのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、今年度におきましては22件で445万円という金額で報告させていただいているところでございます。

各地区ごとの相談ですけれども、札内につきましては月曜日から金曜日まで、幕別につきましては毎週火曜日と木曜日、忠類では第2、第4水曜日ということで、相談の件数につきましてはほとんどが札内での相談の件数が多いという状況でございます。もう一つ夜間の延長を毎月第1、第3、第5の水曜日におきまして19時までということで延長させていただいておりますけれども、夜間のほうの延長した中での相談件数につきましては、28年度は実績がございませんでした。

あと、出前講座なのですけれども、平成28年度につきましては5回実施させていただいております。内容につきましては、消費者被害の防止対策についての説明、あとは悪徳商法に関することが主な内容となっております。主に対象となっているのは老人クラブと忠類での社会福祉協議会の忠類支部、あと出前講座ではないのですけれども、ケアマネ会議におきましても悪徳商法等の被害防止に関する説明をさせていただいている状況でございます。

地区別の件数ということで、札内が多いのですけれども、160件のうち札内が143件、幕別において14件、忠類において3件という内容になっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 地区別の被害の救済金額というのはわからないということだと思うのですけれども、例えば忠類地区が年間で2件、開催日が月に1回ということなのでとても少ないのですけれども、この件数が少ない要因についてどういうふうに捉えているのかということをお聞きしたいです。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 忠類は件数が、相談日も少ないのですけれども、被害も相談の件数も少ないということは、やはり住民の方がそういった悪徳商法なり訪問販売等に対して、きちんとした考えを持っているということで、余り相談する回数が少なかったのではないかというふうに思料するところでございます。

あと、人口的に見てもやっぱり少ないということがございますので、そんなに回数が多くないという状況でございます。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 年々消費者被害というのがふえてきている中で、情報もすごくたくさんある中で、今ご答弁にあるように皆さん賢いということなのかもしれないのですけれども、でも一応件数が少ないということは地域のニーズがないということでもありますし、あとPRが足りないということにもなるかと思うのです。

それで、出前講座も件数が余りふえていないということなのですけれども、消費者被害を未然に防ぐという観点からは、この出前講座とかがすごく大切だと思うのですけれども、いかがお考えですか。

○委員長（谷口和弥） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 消費被害防止につきましては、消費被害防止ネットワークニュースを毎月発行しておりますし、広報においても消費者トラブルにご注意をということで毎月記事を掲載させていただいております。そういうことで、周知については徹底しているところでございます。

あと、出前講座につきましては、広報等でも呼びかけますし、そういったネットワークニュースなども通じて出前講座をやっているということを周知させていただきたいというふうに考えております。

今回、平成29年度におきましては新たな取り組みといたしまして、一応モデル的なのですけれども、札内地区の消費生活センターがございまして、札内の老人クラブとかサロン等でミニ講座ということで気軽に10分程度でもそういった被害防止の講座を受け付けますよということで周知させていただきまして、何回かもう実施しておりますので、そういったことも実施させていただきたいですし、周知させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 周知を徹底しているということだったので、私はそんな徹底しているという認識ではありません。もっとできることがあると思うのですね。相談員の方も拡充されて時間もふえる中で、やっぱりもし相談窓口としていることのほかに、相談員の方が出向いているんなどころで出前講座を待っているのではなくて、出向いているんなどころでPRしたり、そういうことはすごく必

要だと思うのですね。今後、そういうことに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（谷口和弥） この際、お諮りします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

[散会]

○委員長（谷口和弥） 本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

16:59 散会

平成28年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成29年9月14日 開会 10時00分 散会 16時48分

2 場 所 幕別町役場 3階議場

3 出 席 者

① 委員 (17名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	岡本眞利子	東口隆弘
野原恵子	中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	千葉幹雄
寺林俊幸	藤原 孟			

② 委員長 谷口和弥

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	乾 邦廣	教 育 部 長	岡田直之
企 画 総 務 部 長	山岸伸雄 (選挙管理委員会事務局長)	忠 類 総 合 支 所 長	伊藤博明
会 計 管 理 者	原田雅則	経 済 部 長	菅野勇次
住 民 福 祉 部 長	合田利信	建 設 部 長	須田明彦
札 内 支 所 長	坂井康悦	総 務 課 長	新居友敬 (選挙管理委員会書記長)
政 策 推 進 課 長	山端広和	糠 内 出 張 所 長	阿部麗子
地 域 振 興 課 長	小野晴正	商 工 観 光 課 長	亀田貴仁
土 木 課 長	寺田 治	税 務 課 長	川瀬吉治
経 済 建 設 課 長	川瀬康彦	水 道 課 長	笹原敏文
保 健 課 長	白坂博司	住 民 生 活 課 長	山本 充
防 災 環 境 課 長	天羽 徹	都 市 計 画 課 長	吉本哲哉
保 健 福 祉 課 長	金田一宏美	防 災 環 境 課 参 事 (消防担当)	佐藤 繁
農 林 課 長	萬谷 司	農 林 課 参 事	松井公博
学 校 教 育 課 長	高橋修二	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	宮田 哲
生 涯 学 習 課 長	石野郁也	図 書 館 長	武田健吾

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士

4 審査事件 平成28年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 谷口和弥

議 事 の 経 過

(平成29年9月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（谷口和弥） それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

ここで事務局より報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 本日、高橋委員より遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（谷口和弥） それでは、8款土木費に入らせていただきます。

8款、土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 8款土木費について説明いたします。

203 ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額3億9,897万8,000円、支出済額3億8,836万2,883円。

1目土木管理費、本目は町道の維持管理に要した経費でありまして、町道の管理委託料、除排雪機械借上料及び除雪機械購入費が主なものであります。

13節委託料、細節1の町道管理委託料は、幕別地域及び忠類地域の年間の町道管理に要した経費であります。

細節2は、幕別地域の町道に係る清掃業務の委託料、細節6は札内駅自由通路のエレベーター保守点検に要した経費であります。

14節使用料及び賃借料、細節5は除雪機械54台のほか関連機械の借上料であります。

16節原材料費は、縁石や雨水ますの道路路帯施設の損傷による補修及び道路路面の簡易な補修を行うための資材購入に要した経費であります。

18節備品購入費は、幕別地区の除雪トラック更新に要した経費であります。

2目地籍調査費、本目は地籍調査事業に要した経費でありまして、事務的経費のほか、205ページです、13節委託料は地籍情報システムの定期点検、土地の異動に伴う地番図の修正、システムデータの更新に要する経費のほか、細節6は弘和、駒島、勢雄の各一部、34.82平方キロメートルの調査に要した経費であります。

2項道路橋梁費、予算現額4億8,063万1,000円、支出済額4億418万885円。

なお、繰越明許費として、社会資本整備総合交付金事業により整備する、明野6線道路整備事業の工事請負費7,019万円を、翌年度に繰り越しているところであります。

1目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7節賃金は北海道管理河川8河川に設置されている樋門・樋管101施設と、町が管理する樋門6施設の定期点検及び臨時操作に係る管理人61人に支払った賃金であります。

13節委託料は、道路台帳の修正に係る業務委託料、14節使用料及び賃借料、細節5は、泉源通りなど4路線の用地借り上げに要した経費であります。

2目道路新設改良費、本目は町道の改良舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、207ページです。13節委託料は、工事に伴う用地確定業務や、翌年度以降に整備する道路の調査設計などに要した経費であります。

15節工事請負費は、9路線の道路整備事業に要した経費で、社会資本整備総合交付金事業で明野6線道路整備工事1路線、町単独事業で忠類24号線道路整備工事など8路線の整備を行っております。

17節公有財産購入費は、忠類24号線ほか2件の町道整備及び未処理用地処理に伴う用地買収費であります。

19節負担金補助及び交付金は、土木積算システムを運営する協議会の負担金であります。

22節補償補填及び賠償金につきましては、町道整備に伴う立木、立毛の補償に要した経費であります。

209ページです。

3目道路維持費、本目は町道維持補修に要した費用でありまして、14節使用料及び賃借料は豊岡高台線など7路線の道路側溝土砂除去に要した機械借り上げの経費であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、主に道路の補修工事で、相川 20 号舗装補修工事など 158 工事、細節 2 は主に区画線設置工事など 18 工事、細節 3 は災害の採択要件に至らない雨などによる復旧工事に要した経費であります。

4 目橋梁維持費、本目は町管理の橋梁維持管理費でありまして、13 節委託料、細節 1 は幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁定期点検委託業務に要した費用であります。

15 節工事請負費、細節 2 は同じく幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、稲土別橋と川村橋の橋梁補修工事を実施したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は十勝中央大橋の維持補修に係る管理者負担金であります。

以上が道路橋梁費であります。平成 28 年度の道路事業の実績は、道路改良舗装は再築も含めると 869 メートル、歩道整備が再築も含めると 685 メートル、車道オーバーレイが 1,251 メートルとなっております。

3 項都市計画費、予算現額 18 億 3,078 万 5,000 円、支出済額 18 億 1,686 万 3,877 円。

1 目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費でありまして、1 節報酬は都市計画審議会 1 回分の委員報酬であります。

13 節委託料、細節 5 は都市計画の変更に係る資料作成、各種調査・検討及び都市計画図の作製に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、帯広圏広域都市計画協議会のほか各種協議会などへの負担金。

28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフコースなどの管理及び施設補修に要した費用であります。

211 ページ。

13 節委託料、細節 5 公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフコースのほか、フラワーガーデンや果樹の管理に要した経費であります。

細節 6 は、札生北通り堤防緑地の草刈りに要した経費、細節 7 は依田公園など 8 カ所の浄化槽の管理に要した経費、細節 11 は公園 98 カ所、パークゴルフコース 10 カ所などの維持点検管理に要した経費、細節 12 は主に就労センターに委託した公園トイレの清掃や公園花壇の草取りなどに要した経費であります。

15 節工事請負費、細節 1 はローラー滑り台などの遊具の補修に要した経費、細節 2 はパークゴルフコース、公園の浄化槽、トイレ、芝生などの修繕に要した経費であります。

16 節原材料費は、パークゴルフコースの肥料、芝の種、公園の花の苗などの購入に要した費用であります。

213 ページ。

3 目都市施設整備費、本目は公園の遊戯施設などの整備に要した経費であり、事務的経費のほか 13 節委託料は、工事積算に必要な設計単価策定業務や整備する公園の調査設計委託料であります。

15 節工事請負費、細節 1 は幕別町公園施設長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業で実施した、寿町公園ほか 3 公園の遊具などの改築・更新工事費、細節 2 は、ナウマン公園の大型遊具 4 基新設と親水滑り台の基盤整備工事費が主なものであります。

4 目都市防災施設整備費、本目は社会資本整備総合交付金都市防災総合推進事業を活用し、防災まちづくりの拠点施設等の整備に要した経費であります。

13 節委託料、細節 5 は、町道札生北通りの整備に伴う、用地確定測量委託料、細節 6 は、札内コミュニティプラザ敷地内に整備する札内東地区耐震性貯水槽の実設計に要した経費、細節 7、10 は、本年 4 月に供用開始した札内コミュニティプラザの建設工事に係る工事管理委託料、細節 8 は、旧札内福祉センター解体に係る実施設計委託料であります。

15 節工事請負費、細節 1、2 は、本年 4 月に供用を開始した札内コミュニティプラザ整備工事費。

215 ページです。

細節 3、4 は、札内中学校敷地内に整備した札内南地区耐震性貯水槽の整備工事費、細節 5 は、札内コミュニティプラザ敷地内に整備した防災備蓄庫の建設工事費であります。

18 節備品購入費は、札内コミュニティプラザ整備に伴う初度備品購入に要した経費であります。

4 項住宅費、予算現額 2 億 8,670 万 7,000 円、支出済額 2 億 8,602 万 6,429 円、1 目住宅総務費、本目は町営住宅の管理に係る経常的経費が主なものであります。

7 節賃金は、住宅料の徴収に係る嘱託職員 1 名の賃金であります。

2目住宅管理費、本目は町営住宅 876 戸の維持管理及び修繕などの経費であります。

1 節報酬は、公営住宅委員会 2 回分の委員報酬、7 節賃金は、町営住宅 21 名分の管理人賃金、11 節需用費、細節 40 は公営住宅の修繕 358 件に要した費用であります。

217 ページ。

15 節工事請負費は、公営住宅の修繕工事 173 件の工事費であります。

3 目公営住宅建設事業費、本目は春日東団地建替事業、桂町 2 団地ストック改善事業及び忠類白銀町団地解体工事に係る経費であります。

13 節、細節 5 は、春日東団地建替事業に係る新住棟建設工事管理委託料であります。

15 節、細節 1、2 は、春日東団地建替事業に係る新住棟 2 棟 8 戸の建設及び駐車場など外構整備に係る工事費、細節 3 は春日東団地既存住棟 3 棟の解体に係る工事費、細節 4 は忠類白銀町団地既存住棟 2 棟 8 戸の解体工事費、細節 7、8 は桂町 2 団地の居住性向上のための改善工事費であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥）説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 2 点ほどお伺いしたいと思います。

まず、2 目都市環境管理費です。ページ数が 210 ページ、211 ページ、13 節委託料、細節 11 になるのかちょっとわからないのですが、公園環境整備委託料か、もしくは次のページの 212 ページの 15 節工事請負費の細節 2 になるのか、ちょっとその辺は定かではないのですが、お聞きしたいところは明野ヶ丘公園の整備についてお伺いしたいということと、もう一点目は 216 ページ、217 ページ、15 節の工事請負費、細節 1 の公営住宅整備工事についてお伺いしたいと思います。

まず、1 点目の明野ヶ丘公園の整備工事ということで、公園環境委託料ということなのですが、この明野ヶ丘公園は総合公園としてつくられた公園であります。つくられた当時は大変利用も多かったということですが、高齢化が進んでいる現在ではなかなか利用者も少なくなっている現状であります。

しかしながら、マウンテンバイクのコースなどもつくられまして、小学生などには大変人気があるということは、本当に評価される場所であるかと思うのですが、その反面、とても危ないのではないかなというふうに感じたわけでありまして。と言いますのも、木製のアスレチック、いまだに残されておりまして。これはいつから危険というテープが張られ、いつ撤去する予定なのかをお伺いしたいと思うところでありまして。

そして、もう一点なのですが、公営住宅の整備工事ということで、中の整備ではないのですが、公営住宅の札内、本町、忠類とありますが、本町地区で長年空き住宅になっている住宅を教えてください。

○委員長（谷口和弥） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） まず、明野ヶ丘公園の整備の関係ですね。

決算書で言いますと、木製遊具の撤去工事は 28 年やっておりませんので、今現在、木製遊具、岡本委員おっしゃるとおり危険のテープを張って、子供たち入らないようにしております。

この木製遊具については、今、撤去を考えておりまして、明野ヶ丘公園の長寿命化計画の中で、木製遊具を撤去して新たな遊具を設けるかどうかをこれから検討していくということで、現在は使用禁止状態になっておりますので、今の予定でいくと、平成 31 年に撤去する予定となっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 公営住宅の長期にわたる空き家住宅ということでございますが、団地名を申し上げますと、本町地区におきましては新緑町西、新緑町東、新緑町南、寿町、それと札内へ行きまして泉町東、桂町、桂町 2 団地、泉町団地、あと忠類に行きまして白銀町団地、栄町団地ということになっております。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、まず明野ヶ丘公園の関係なのですが、明野ヶ丘公園で、この公園も長寿命化計画に基づいて管理はされていると思うのですが、平成 27 年から 5 年間の計画ということで再整備を検討するというところでありますが、これ 31 年までそのまま放置をしておくのかということ

なのですけれども、もう本当に朽ち果ててひどい状況になっていると思います。そして、土曜、日曜ですと、結構、家族連れなどもあり、またパークをしている人たちもいたりということもありますが、平日ですと、本当にひっそりしている状況であります。

そのような中で、子供たちが、もしあそこで遊んでいて何かあった場合はどのようにするのか、また、危険な遊具が二つ、危険ということでテープ張られておりますが、そのところにワイヤーが張られているのですよね。ワイヤーで滑って遊ぶような遊具だと思うのですけれども、そのワイヤーもそのままになっているということでもあります。

したがって、そのようなところで子供たちが遊んで何かがあったときには、どのようにするのかということをお伺いいたします。

そして、公営住宅ですが、公営住宅につきましては、戸数をちょっと聞きたかったのですが、今、課長教えていただきましたこれだけの公営住宅が空いているということでございます。全棟が空いているわけではないのですが、例えば新緑町西公営住宅ですと何軒かが空いているかと思うのですが、その中でなぜこの質問をしたかということ、長い間空き住宅になっているところの管理なのすけれども、家の周りの管理をお聞きしたいのです。

現実をいいますと、空き住宅になっていて雑草がもう1メートル以上茂っております。景観上も悪いし、また防犯上も大変悪い。そして共同住宅ということもありますので、両方の近所の方にも大変迷惑がかかっているということもございますので、そのような管理は誰がしているのかをお伺いいたします。

○委員長（谷口和弥） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 明野ヶ丘公園の木製遊具の件でございます。

岡本委員おっしゃるとおり、いつまでもあの状態で置いておくのは好ましくないというふうに思っております。

少なくとも、子供たちが判断できない危険性については取り除かなければいけないというふうに思っておりますので、全面撤去できないまでも、部分的にでも危ないところは取り除いて、そういう対策をしたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 空き家住宅の環境整備ということでございますが、空き家の中で、一つは政策空き家ということで、こちらのほうで募集を停止している住宅と、募集中であって人が入っていない住宅と、二通りあるのですが、政策空き家に関しましては、年に2回ほど草刈りとか行うようにしておりますが、随時募集中の住宅につきましては、入居が決まった段階で草刈りとかしているという状況でありますので、確かに委員おっしゃるように、長期にわたって空き家の住宅におきましては、草とか伸びたままになっているという状況もありますので、こちらにつきましては、また職員見回りの際に、状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 公営住宅の件に関しましては、ぜひそのように気をつけて町としても見ていただきたいなというところであります。

そして、明野ヶ丘公園のアスレチックということですが、これですね、以前にも幾つかあったということで、ネットクライマー、スプリング平均台、丸太登り、滑り台というのがあったそうですけれども、それも撤去をされたということでもあります。あと、私が見たところでは、二つ大きなアスレチックということでありました。

これ、子供というのは本当に思いがけないところから入り、思いがけない遊びをすると思うのですよね。ですから、危ないところだけを取り除いてというのではなく、思い切って、これは予算の話にもなると思うのですが、できればもう撤去をしていただければなという、もしものことを考えますと、少しずつやるのではなくて一遍に撤去したほうが景観もまたきれいではないかなと。あの山の上から下を見おろすと、黄色いテープの張った木製の遊具があるというのも、余りよろしくないのではないかなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 明野公園は、開基80周年記念事業として昭和53年から整備が始まった公園で、供用を開始してからもう40年が経つ大変古い公園であります。

岡本委員おっしゃるアスレチックについては、造成当初に整備したものでございますので、木製遊具ということもあって、大変危険な状況になっております。

明野ヶ丘公園の再整備については、長寿命化計画に基づいて部内でもいろいろと検討しておりますが、今後の公園の整備・管理のあり方についても検討をしておりますが、なかなか具体的な内容が定まらない中で、今まで管理しているような状況でございます。市街地から離れていてなかなか目が届きにくいというようなこともあって、危険なものについては、予算を措置した上で適正に管理してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ぜひそのようにしていただきたいと思います。

そして、もう一点だけ最後なのですけれども、ホームページでも「明野ヶ丘公園」と検索しましたら、「アスレチックがある自然に親しめる公園」ということで、いまだに載っておりますので、そこもちょっと削除をしまして、「自然に親しめる公園」でももちろんいいのですけれども、アスレチックというのはどうなのかなということも感じましたので、そういうところもちょっと見ていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

8款土木費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上を持って終了をさせていただきます。

それでは、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

218 ページをお開きください。

9款1項消防費、予算現額7億1,825万8,000円に対して、支出済額6億9,207万3,780円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、糠内分遣所解体工事費2,250万円を翌年度に繰り越しいたしております。

1目常備消防費は、とまち広域消防事務組合の分担金であります。

2目非常備消防費は、幕別消防団に係る経費で、1節の消防団員報酬、9節の災害訓練出動等に係る費用弁償のほか、次のページになりますが、15節工事請負費、糠内分遣所建設工事が主なものであります。

3目水防費は、災害に対応すべく計上した経費であります。本年度決算においては支出がありません。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

寺林委員。

○委員（寺林俊幸） ページにつきましては、219ページ。

2目非常備消防費、11節需用費の中の被服費についてご質問をいたします。

前回は質問の中で、2年にわたって消防団の被服については整備をしていくということでお聞きをしておりました。当初、28年度の予算では、186万2,000円の予算ではございました。決算を見せていただきますと、若干の減というようなことでありますけれども、十分な消防団に対しての被服の整備ができたのかどうかをお聞きいたします。

○委員長（谷口和弥） 消防担当参事。

○防災環境課参事（消防担当）（佐藤 繁） 被服の件でございますが、消防団の新入団員の入れかえが今年度は少なく、この決算の内容となっております。

被服の整備につきましては、防火衣は、今年度、29年度から2年間で整備することになっておりますので、前年度はそれを見越しまして、防火衣は新入団員にはなるべく新しいものを与えずに、古いものを充てて、そういうことをやりながらこの決算となっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 新入団員に対しての、新しい防火衣ではなく古いもので対応して活動に当たっていただいているということでもありますけれども、機能を果たせればそれに越したことはないのでしょうかけれども、しっかりとした機能の確認と、やはり新入団員として入っていただいた以上は、やはりそこには生業を持ちながら協力をしていただいているということもありますので、しっかりとした配慮をしていただいて、今後の団員の確保のためにもつながっていくことかと思いますので、今後に向けてしっかりとした対応をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（谷口和弥） 答弁はいいのですか。

ほかに質疑はありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 1点だけ説明をお願いします。

219 ページ。非常備消防費、12 節役務費の細節 15 消防団員健康診断手数料でございますけれども、これは、現在、何人の消防団員がいて何人の手数料であるか、わかれば教えていただきたい。

○委員長（谷口和弥） 消防担当参事。

○防災環境課参事（消防担当）（佐藤 繁） これにつきましては、消防団員が全部で、現在員では計算しておらず、165 名程度の 80%で考えて 1 人の単価を出して、この金額で出しております。現在、157 人の団員でございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 157 人の大体 80%の人が、これ、健康診断を受けているというふうに。

○委員長（谷口和弥） 消防担当参事。

○防災環境課参事（消防担当）（佐藤 繁） 失礼しました。

予算は全団員の 80%で見まして、受診者は大体 57 名の受診となっております。そのほかに、会社員や何か、自分の会社で受けている健康診断で提出する方もおられております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） それでは、全体的には正確には人数を把握していないという部分があるのか、お聞きします。

○委員長（谷口和弥） 消防担当参事。

○防災環境課参事（消防担当）（佐藤 繁） 会社員の方もおられますことと、毎年受けない方もいるということで、予算的には全員とりたいのですが、そういう目安でとっているのが現状でございます。

○委員長（谷口和弥） 団員全員の中で、この健診を受ける人と、自分たちの事情で受ける人として、受けてない人がいるのかどうなのかということです。

○防災環境課参事（消防担当）（佐藤 繁） 失礼しました。

自己都合により受けていない方もおられます。

なお、消防としましては、11 月から 12 月にかけて 1 回目を行い、未受診の方については 2 月から 3 月にかけてもう一度受診するように機会を設けているのですが、なかなか進んでいないのが現状でございます。

○委員長（谷口和弥） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） この健康診断というのは、団員にある程度消防署から義務づけられているというか、11 月から 12 月あたりには受けてくださいよという連絡は受けていると思うのですが、出動するときに、心筋梗塞とかそういう突然の病気で亡くなられた方がおられたことから、こういうチェック体制になったと思うのですが、やはり全員が受けられるように、やはり消防としてもチェックをしていただきたい。

答弁はいいです。以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 9 款消防費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に 10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（岡田直之） 10 款教育費につきましてご説明を申し上げます。

222 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、予算現額 5 億 4,426 万 3,000 円に対しまして、支出済額 5 億 3,561 万 4,957 円であります。

1 目教育委員会費は、教育委員 4 名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担金であります。平成 28 年度は、13 回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2 目事務局費であります。

1 節報酬は、教育支援委員会及びいじめ防止対策推進委員会の開催に伴う委員報酬であります。

4 節共済費のうち、細節 14 社会保険料は、学校教育推進員等の嘱託職員及び特別支援教育支援員等の臨時職員、合計 70 名分の経費であります。

224 ページをお開きください。

19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 8 の魅力ある高校づくり支援事業補助金は、町内にある高校の魅力ある高校づくりを支援するための補助、細節 9 の教育振興会交付金は、学校教育振興のために町内の小中学校で組織しております教育振興会に交付したものであります。

3 目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅 84 戸の維持管理経費であります。

11 節需用費のうち、細節 40 の修繕料は、学校施設の修繕が全体の約 8 割であり、その他、教員住宅やわかば幼稚園等の修繕に要した費用であります。

226 ページになります。

15 節工事請負費のうち、細節 1 学校・教員住宅補修工事は、幕別中学校手すり補修工事、札内東中学校屋外給排水管補修工事が主なものであります。

細節 2 小中学校等整備工事は、札内北小学校屋内運動場暗幕更新工事。

白人小学校学校林整備工事が主なものであります。

細節 3 忠類中学校改修工事であります。雨漏り対策としてカバー工法による、屋根の改修工事を行ったものであります。

細節 4、学校区内運動場落下物防止対策工事は、札内南小学校、忠類小学校、幕別中学校、札内東中学校、忠類中学校の照明器具、バスケットゴールの落下物の改修工事であります。

4 目スクールバス管理費は、スクールバスの運行に要した経費であります。スクールバス運行 12 路線のうち、13 節委託料で町有車両を貸与して 8 路線を運行するとともに、4 路線について車両を借り上げて運行しており、それらの運行に要した経費であります。

228 ページになります。

18 節備品購入費は、古舞線を運行していた車両を更新したものであります。

5 目国際化教育推進事業費であります。

7 節賃金は、嘱託職員である国際交流員 2 名分の賃金であります。

2 名の国際交流員は、町内 5 校の小中学校を分担して訪問し、英語担当教諭とのチームティーチングにより英語指導を行うほか、幼稚園や小学校にも訪問し指導を行っているところであります。

6 目学校給食センター管理費は、幕別忠類学校給食センターの管理運営に係る経費であり、7 節賃金は臨時職員 19 名、嘱託職員 7 名分であります。

230 ページになります。

11 節需用費は、光熱水費のほか細節 60 の給食材料費が主な経費であります。

13 節委託料は、細節 5 の 6 路線に係る給食配送委託料が主な経費であります。

232 ページになります。

15 節工事請負費は、幕別学校給食センターの厨房床改修工事に要した費用であります。

18 節備品購入費、細節 1 の厨房機器等は、幕別学校給食センターの連続式揚物機や食缶等の更新に要した費用であります。

なお、平成 28 年度の稼働日数と給食提供数は、幕別学校給食センターが年間 206 日で、年度当初の提供数は 2,799 食、忠類学校給食センターは年間 205 日で、年度当初の提供数は 242 食であります。

また、給食は小中学校以外に、幕別学校給食センターは糠内保育所を初め、へき地保育所 4 カ所に毎日、町立わかば幼稚園、私立幼稚園の 2 カ所に、週 2 日提供しているほか、平成 25 年度からは中札内高等養護学校幕別分校に毎日提供しているところであり、平成 28 年度は合計で 9,723 食を提供いたし

ました。忠類学校給食センターは、忠類保育所と駒島へき地保育所の2カ所に毎日給食を提供しております。

2項小学校費、予算現額2億2,776万円に対しまして、支出済額2億2,096万9,471円であります。

1目学校管理費は、小学校9項の管理運営に要した経費であります。

7節賃金の細節2は、学校事務補助職員4名の賃金。

細節6は、支援を要する児童に対し、個に応じた教育を行うため、小学校7校の特別支援教育支援員37名の賃金であります。

234ページになります。

13節委託料の細節1は、学校内外の清掃や管理等の業務を行うため、小規模校を除く6校の小学校に配置している用務員等に要する経費であります。

18節備品購入費のうち、細節2の一般備品は、机や椅子など学校管理上必要な備品整備に係る費用であります。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節5の学校管理交付金は、各学校の環境整備等に要するもの、細節6の学校運営交付金は、学校行事や特別活動などに要する費用を交付しております。

2目教育振興費であります。

18節備品購入費のうち、細節1の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品整備に係る費用であります。

細節2の教育用ICT機器は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター191台分の償還金、細節3は学校図書購入に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は小学校7校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

20節扶助費のうち、細節1から5及び7は就学援助に要した経費であり、申請者294名に対し認定者248名、総児童数に対する認定率は17.3%で、前年度の17.5%に比較して0.2ポイント減少しております。

236ページになります。

2目教育振興費であります。

8節報償費、細節3は全道全国文化スポーツ大会参加に係る個人576名と91団体分の参加奨励金であり、細節4は部活動指導員76名分の謝礼であります。

18節備品購入費、細節1の義務教育教材は、授業等で必要となる教材備品の経費、細節2の教育用ICT機器は、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したコンピューター79台分の償還金などあります。

20節扶助費、細節1から5及び細節7から9までは就学援助に要した経費であり、申請者210名に対し認定者187名、総生徒数に対する認定率は22.2%で、前年度の21.6%に比較して0.6ポイント増加しております。

なお、小中学校合わせての就学援助認定率は19.1%で、前年度の19.0%に比較して0.1ポイント増加しております。

4項幼稚園費、予算現額4,927万4,000円に対しまして、支出済額4,707万4,678円であります。

1目幼稚園管理費は、わかば幼稚園の管理運営に要する経費であり、7節賃金は臨時職員1名、代替職員3名、特別支援教育支援員3名及び嘱託職員である園長の賃金が主なものであります。

なお、平成28年5月時点の園児数は47名で、前年度の50名に比較して3名の減となっております。

240ページになります。

2目教育振興費であります。

19節負担金補助及び交付金の細節3私立幼稚園入園料保育料補助金は、町単独事業であります。就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者の園児61名に対し、入園料7,000円を限度として補助するとともに、16名の園児に対し保育料月額3,500円を補助したものであります。

20節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を補助するものであり、対象園児数は229名であります。

5項社会教育費、予算現額4億49万4,000円に対しまして、支出済額3億9,436万4,064円であります。

1目社会教育総務費は、社会教育委員15名の報酬及び嘱託職員であります生涯学習推進員1名の賃金、各種団体に対する負担金、補助金などに要した経費であります。

242ページになります。

9 節旅費、細節 3 特別旅費は、中学生、高校生のオーストラリアへの海外研修の引率 3 名に要した経費であります。

14 節使用料及び賃借料は、神奈川県開成町、高知県中土佐町の両町から、国内研修受け入れ事業に要した経費であります。

19 節負担金及び交付金、細節 7 はオーストラリアを訪問した中学生 16 名分、高校生 2 名分に対する補助金であります。

2 目公民館費は、糠内駒畠公民館及びまなびや相川と中里の管理運営に要した経費が主なものであり、7 節賃金は公民館及びまなびやの管理人 4 名の賃金、8 節報償費はしらかば大学の講師の謝礼に要した経費であります。

244 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 はしらかば大学創立 40 周年記念事業実行委員会に対する補助金であります。

3 目保健体育費は、スポーツ推進委員 12 名の報酬やパークゴルフ場のクマゲラハウス、プールなどの管理人の賃金、全道全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営経費であります。

8 節報償費、細節 3 全道全国大会参加奨励金は、個人 131 人と 16 団体分に対して支給したものであり、細節 5 は健康講座などの外部講師謝礼のほかに、平成 28 年度から取り組んでおります未来のオリンピック選手を育てる事業における各種教室の講師謝礼を含んだ費用であります。

246 ページになります。

13 節委託料は、細節 10 の町営リンク 2 カ所の造成委託料のほか、運動公園野球場及び陸上競技場などの管理に要した経費が主なものであります。

248 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は幕別運動公園野球場における防護クッションの塗装劣化に伴う工事に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 8 はブラジルのリオデジャネイロオリンピックに出場した、本町出身の福島千里選手、山本幸平選手、桑井亜乃選手の 3 選手を応援するため、壮行会やパブリックビューイングなどを開催した実行委員会への補助であります。

4 目町民会館費は、町民会館と札内福祉センターの管理運営経費であります。平成 28 年度の利用者数は、町民会館が 1 万 1,698 人、札内福祉センターが 3 万 9,408 人であります。

250 ページになります。

5 目郷土館費は、文化財審議委員会の開催に要した経費のほか、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営経費であります。

1 節報酬は、文化財審議委員会 5 名分の報酬であります。

7 節賃金は、ふるさと館の臨時職員 1 名分の賃金であります。

8 節報償費、細節 6 は郷土文化研究員 1 名に対する謝礼であります。

252 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 7 は、ふるさと館の運営に協力をいただいている事業委員会への交付金であります。

6 目ナウマン象記念館管理費であります。

記念館の管理運営に要した経費が主なものであり、7 節賃金、細節 2 は臨時職員 3 名分の賃金であります。

なお、平成 28 年度の入館者数は 1 万 1,518 人であります。

254 ページになります。

7 目スポーツセンター管理費は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター及び忠類体育館の管理運営経費であります。

7 節賃金、細節 2 はトレーニング補助員 3 名と代替職員 1 名分、細節 4 はトレーニング指導員 1 名分の賃金であります。

13 節委託料、細節 11 は昭和 58 年に建設された農業者トレーニングセンターの大規模改修に向けた調査を行ったものであります。

15 節工事請負費は、農業者トレーニングセンターアリーナ及び武道場の床のウレタン塗装に要した経費であります。

なお、平成 28 年度の利用者数は、農業者トレーニングセンターが武道館を含めて 3 万 2,835 人、札内スポーツセンターが 9 万 6,694 人で、忠類体育館が 8,099 人でありました。

256 ページになります。

8 目集団研修施設費であります。

本目は、集団研修施設こまはたの管理運営経費であります。

なお、平成 28 年度の利用者数は 44 件、2,462 人であります。

9 目図書館管理費であります。

図書館本館と分館及び移動図書館に要した経費であります。

なお、国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、図書館を核とした活字と笑いで活力あるまちづくり事業につきましては、平成 27 年度予算から 767 万 2,000 円を繰り越し、事業を実施しております。

1 節報酬は、図書館協議会委員 10 名の報酬であり、協議会につきましては 3 回開催しております。

7 節賃金は、臨時職員司書 7 名、臨時職員 1 名、移動図書館車運転手 1 名の賃金であります。

8 節報償費、細節 1 は交付金事業として開催いたしました落語会 4 回及び編集力養成講座の謝礼が主なものであります。

258 ページになります。

18 節備品購入費、細節 1 及び 2 は、図書館資料 5,067 冊と映像資料 115 点の購入に要した経費であります。

細節 5 のストレス測定器は、交付金事業を推進するため、自律神経の強さやバランスを測ることのできる疲労ストレス測定器を購入したものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 6 図書館事業委員活動費交付金は、町民文芸「まくべつ」第 32 号の発刊に要した経費であります。

なお、平成 28 年度末の蔵書冊数は前年度より 3,012 冊増加し 24 万 418 冊となり、貸出冊数は 17 万 3,682 冊で、町民 1 人当たりの貸出冊数は 6.4 冊と、前年と同数であります。

260 ページになります。

10 目百年記念ホール管理費であります。

百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座等に要した経費であり、8 節報償費は忠類地域で実施した生涯学習講座の 1 講座と文化講演会に係る講師謝礼であります。

13 節委託料、細節 1 は百年記念ホールの指定管理業務に要した経費、細節 5 は百年記念ホール改修工事に係る工事管理委託料であります。

15 節工事請負費は、百年記念ホールの大ホール音響設備改修工事及び自家発電用蓄電池の更新工事に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、NPO 法人まくべつ町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

なお、百年記念ホールの平成 28 年度の利用者数は 14 万 6,108 人で、前年度対比 2 万 5,983 人、率にして 21.6%の増であります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので質疑をお受けしますが、発言を予定している方は手を挙げてください。

（挙手する者あり）

○委員長（谷口和弥） はい、わかりました。おろしてください。

説明が終わったところですが、この際、11 時 5 分まで休憩いたします。

10:54 休憩

11:05 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10 款教育費の質疑をお受けします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1 点だけお伺いいたします。

246 ページ、3 目保健体育費、13 節委託料、細節 7 の運動公園施設管理委託料についてお伺いいたします。

幕別町には多くの運動場がありまして、毎年多くの大会が開催されているところであります。

管理と指導体制はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

聞くとお伺いしますと、管理をしている人によって対応が違いますが、ルールにのっとった使い方をしているけれども、余りにも厳し過ぎて、練習している利用者から、運動用具の利用など細かく指導がされているようであります。規制が多く、改善を求める声が出ていないのかどうか、そしてそうした声が町に届いているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） ただいまのご質問につきましては、そういう声も届いております。そういう声が届くたびに、窓口といいますか、その管理している方に、委員会のほうからちゃんと町民の方なり使用者の方に懇切丁寧に優しく対応していただくように指導はしております。

○委員長（谷口和弥） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） そうですか。努力されているというお話なのですが、やはりこちらにも来るということは、まだまだ改善が行き届いていないのかなというのがありますので、今後ともしっかりと指導していただければと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） ページで言いまして、253 ページ、6 目ナウマン象記念館管理費、細節 1 化石教室等講師謝礼 1 万円ということなのですけれども、この内容と効果について、また、何年前から同じ事業が続いているのか、お聞きします。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 化石の発掘体験でございますが、平成 24 年度からやっております。

これにつきましては、足寄の化石博物館のほうから学芸員の方に来ていただいて行っております。

その効果についてなのですが、特に数字であらわすところが非常に難しいものだと思いますが、お子さんたちに化石に興味を持っていただいている効果はあると思っております。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 記念館は忠類地区を象徴する施設であり、ナウマン象については町の顔になっています。

この記念館の運用を活用するために、もっと PR する必要があるというふうに考えていますが、この 1 万円という金額で足りているのでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 金額につきましては、講師になっていただく先生との協議で特に配慮していただいている金額だとお聞きしております。

○委員長（谷口和弥） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 決算書でいきますと、この教室しか出ていないのでこの質問になっているのですけれども、発掘されて再来年で 50 年を迎えます。

きょうは決特なのでこれ以上は言いませんが、もし 50 周年に向けての記念行事を既に準備しているのであれば、推し進めていただきたいですし、まだであれば、この半世紀という大きな節目を PR のチャンスとみて、しっかりと各機関と連携しながら運用していただきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 推し進めているかどうか、答弁を求めたらどうですか。

○委員（内山美穂子） 答弁を求めます。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） ただいまのご質問につきましては、来年が開館 30 周年で、再来年が発掘 50 周年ということでございます。

一応、内部では、ご協力いただいている北海道博物館等の方と、そういう特別展とか、こういった形でできるか協議は進めているところでございます。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 248 ページ、249 ページにわたりなのですけれども、目では3目保健体育費、19節負担金補助及び交付金の細節7チャレンジデー実行委員会補助金なのですけれども、チャレンジデーそのものについてちょっとお伺いするところなのですけれども、資料 69 ページによりますと、参加率、平成 28 年は 37.4%ということで、初めての勝利をおさめられたと思います。ことしはたしか 51.1%ということで、参加率が飛躍的に上昇しましたけれども、負けてしまったという結果だったと思うのですけれども、ことしで4年目の開催をされたと思います。

それで、ことし参加率上昇されたことにつきましては、特に若手の職員さんなんか随分奔走されて、あちこちで参加を呼びかけられたというふう聞いておまして、その結果、この参加率上昇ということで実を結んだというふうに思ひまして、そのことにつきましては大いに評価をしたいというところがあります。それで、チャレンジデー、改めて効果や総括、どのように捉えられているのか、お伺いしたいと思います。

また、始めるきっかけとしましては、姉妹都市の開成町さんからの声かけで始まったかと思ひます。前岡田町政のときに始めることになったと思ひますけれども、ことしについては開成町さん参加をされなかったというふうにも聞いております。それについて、間違えないかというふうにお聞きしたいと思います。

また、開催に当たり、何日も準備が必要であり、また当日も遅くまで集計等必要だというふう聞いておりますけれども、ボランティアである実行委員会の方やまた教育委員会の町職員の方、この負担というのがかなり大きいのではないかというふうに思っております。そろそろ見直す必要あるのではないかと思ひまして、今後も続けていかれるのかについてもお伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） チャレンジデーのことです。

まず、きっかけとなりました開成町からの誘いで事業を始めているのは、委員おっしゃるとおりです。ことし、開成町さんのほうは参加されなかったとお聞きしております。まず、そこが開成町の動向でございます。

チャレンジデーの効果等につきましては、平成 26 年から始まりまして、徐々に参加率上がってきております。住民の方等に徐々に浸透していつている成果かなと思っております。これがスポーツ等に携わっていただけるきっかけづくりということで、そういう面での効果は出ているのかなと認識しております。

特に、参加率以外の数字で効果というのをあらわすのが非常に難しい事業でございます。実行委員さん及び職員等の負担についてでございますが、確かに一日の朝から夜までありますので、実行委員さん等にはご負担かかっているかと思ひますが、これにつきましては実行委員さんもお理解いただいた上でボランティアとしてご協力していただいておりますので、その点につきましては、私どものほうから強制的にやっていたということではございませんので、ご好意でやっていたことと理解しております。

職員につきましては、特にこのチャレンジデーにかかわらず、土日のイベント等、教育委員会は非常に多ございますので、それなりに勤務時間以外で職員の勤務というのはございますので、特段このチャレンジデーだから、これだけ時間外が多いとか、そういう形ではないということとご理解いただきたいと思ひます。

それとあと、今後も続けていくのかということとございます。現状といたしましては、徐々に参加率上昇して、住民の方にこの行事等を周知されて、スポーツに携わる機会がふえているということで、現時点としては今すぐやめるという考えは持っておりません。これにつきましては、生涯学習中期計画の第5次の中で、事業としても掲載してございますので、それが平成 30 年度までの事業でございます。私どもといたしましては、次期計画の策定の見直しの際に、またそのことについて、今後こういう形で続けるのか、ほかに何か違う手法があるのか含めて検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） きっかけとなりました開成町さんが、もう参加をやめられたということでありました。そのこともそうですし、あとボランティアでされている実行委員の方の負担ですね、ご好意とはいえ本当に、無償ですから、ご負担はかかっていると思うのですけれど、実際にちょっとそういった話もし聞いてはいるのですけれども、教育委員会としまして、もともと土日のイベントも多いという話がありましたけれども、そういったことで、やはりここだけでも、チャレンジデーにとりましてもかなり

の負担がかかって、もともとある上にチャレンジデーでも負担がかかってくるというふうになるかと思うので、笹川財団の補助金も20万円弱出ているのかもしれませんが、この額でやるとなると、結局は労力・時間のほうが、そっちの負担が結構大きくなるっていうような話も聞くのですけれども、そこまで力を入れてやるような事業なのかなというふうに、私は以前からちょっと疑問は感じています。ほかにちょっとやることもいっぱいあるのではないかとというふうに思います。

特に一方では、やはり子供の不登校なんかもふえて、資料によりますと30件にも上って年々ふえて、特に中学校でも多いようですし、いじめも15件ということで、こういった子供の問題も一方でも現実的にあるわけですから、教育委員会としてどこに力を入れるのか、きちんとそこを整理やっぱりしていただきたいというふうに思います。

今のところ続けるということで、第5次中期計画で平成30年までということで、ぜひ本当に必要なのか、私はそんなに必要性はないというふうに思っているのですけれども、見直しのところでぜひ検討していただきたい、そのことをちょっとお答えいただきたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 教育長。

○教育長（田村修一） ご質問の、どこに重きを置くのかということでありまして、教育委員会の中にも、学校教育課、生涯学習課ありまして、それぞれの課において学校教育ですとか力を入れている。

もちろん、生涯学習課においては、社会教育、社会体育、それぞれ取り組んでおりまして、教育委員会といたしましては、それはどこに重きを置くということではなくて、全ての事業に対して重きを置いてやっているということでありまして、

このチャレンジデーにつきましても、少年団本部の方ですとか、商工会の方ですとか、体連などにボランティアとして参加をいただいておりますけれども、これだけの経費といいますか、費用対効果としては、2万7,410人の人口に対しまして、昨年だと1万253人ということで、それだけの方がスポーツに関心を持っていただいたということでありまして、このチャレンジデーの第一の目的は、やっぱりスポーツに対するきっかけづくりということでありまして、ですから、これを継続的に実行することによって、住民の方がスポーツに対する認識を改めてといいますか、関心を持っていただいて、それぞれ健康につながっていただきたいという思いがあります。

しかしながら、事業でありますから、永久にいつまでも続けるというものではありませんので、時期時期におきましては、費用対効果ですとか、そういった面も含めて検証しながら考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点についてお伺いいたします。

1点目は、234ページと238ページ、小中学校にかかわりまして、2目教育振興費、ここは就学援助のことになりますね。

ここなのですが、今、幕別町でも、先ほど報告ありましたけれども、就学援助、全体で合わせて0.1%ほど上昇している、広がっているという報告でしたけれども、就学援助にかかわりまして準備金なのですけれども、幕別町では申請が新1年生では3月11日、それから2年生から中学2年生までは3月18日、小学校1年生では4月19日、入学してから申請の提出ということで、これでは本当に就学援助、生活が大変という方には、学用品ですとか入学にかかわる用品ですとか、そういうものを準備する費用が手だてをとれないという状況が実際に起きております。それで、前倒して、少なくとも3月には支給できる手だてが必要ではないかと考えております。その点、町の考えをお聞きしたいと思います。

もう一点は、管理栄養士の件で、小中学校にもかかわりまして、ページ数はちょっと全般にかかわりますので、わかりません。それで、教育長の教育行政執行方針で、栄養教諭が3人体制にしまして、栄養教諭を活用し食に対する指導の充実に努めてまいりたいと報告されておりました。それで、3人体制となりまして、その指導の効果と、この3人はどのように配置されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） まず、ご質問いただきました1点目の就学援助の入学準備金の関係でございます。

これにつきましては、先ほど委員おっしゃられたとおり、現在、就学援助の支給については、通常の支給ということで行っているところでございます。入学準備金、小学1年生、中学1年生の進学の際に必要な準備金でございます。これについては、現在、十勝管内におきましても、1町が導入をして

いるところであります。また、他の町村におきましても、今、導入を検討しているというような状況は、教育委員会においてもつかんでおります。

今現在、教育委員会のほうにおきまして、導入するに当たって、幾つかの課題が浮き上がっています。3月に支給した場合、入学の際に、他の市町村へ転出をされた場合、また所得については、前々年度の所得で計算をしなければならないというふうに、今、認識をしておりますので、前年の所得の計算をした際に、対象外となった場合等、幾つか課題もあるという中で、現在の教育委員会としては、導入に向けて調査・研究を進めているというような状況にあります。

次の、栄養教諭についてでございます。栄養教諭につきましては、平成25年度に学校管理栄養士が、忠類のほうで栄養教諭ということで忠類小学校に配置をされてきたところでございます。また、平成28年度からは、幕別給食センターにおいても、2名の学校管理栄養士が栄養教諭ということで、それぞれ幕別小学校と幕別中学校に配置をしたところであります。

各学校、給食センターの業務と学校の業務ということで、両方、二足のわらじということで、今、行っておりますけれども、授業について各小学校、中学校における給食時間等での食育の指導、また、学校において、食育の総合の学習などの時間を利用して、食育の授業などを今展開しているところであります。

これについては、各学校とも協議をした中で、授業を進めているというような状況であります。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず、就学援助の入学準備金なのですが、今、計画を立てて準備をしているというお答えでしたけれども、今、課題となっているのは、対象外になった場合ですとか、転出された場合とか、そこが課題だということでしたけれども、今、就学援助を受けている方の中での人数の中で、転出されている方は大体全体でどのぐらいの人数いらっしゃるのか、これまでどのぐらいの人数がいらっしゃったのか、それを押さえていらっしゃるのでしょうか。また、対象外になった場合ということでしたけれども、こういう方たちもどのぐらいいらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

管理栄養士の関係ですけれども、今、お答えの中では、忠類と幕別の小中学校ですよね。それでは、札内の手だてはどのように、札内の小中学校には管理栄養士は配置されて、そういう指導はされていないということなのでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） まず、1点目の就学援助の関係でございます。

ここについては、転出をされる数というのは、教育委員会のほうで、今こちらのほうでは押さえていない状況です。先ほど申し上げましたのは、あくまでも就学援助については前年の所得をもとに、町内に在住されている方に対して、お子さんに就学援助の支給を行っているというようなところであります。前々年度の方がどれだけ転入・転出があるのかということまでは、数は押さえていないという状況です。

あと、栄養教諭の関係につきましても、現在、配置校ということで、幕別小学校と幕別中学校、それと忠類小学校という形で配置をさせていただいておりますけれども、授業等については、札内等については、学校と協議をしながら札内のほうへ出向いて、各学校を巡回教育というのでしょうかね、巡回授業を各3名の方々で行っているというような状況です。

○委員長（谷口和弥） 野原委員。

○委員（野原恵子） 就学援助の件ですけれども、人数は押さえていらっしゃらないということなのですが、そういう可能性があるという心配があるということですね。

士幌町などでは、既にそういう課題もクリアして実施するという、もう今年度から実施するということなので。それと、札幌ですとか、苫小牧、江別などでも、実際に前倒しして支給されているという、そういう自治体もありますので、ぜひ研究をしていただきまして、今、就学援助を受けている方々の家庭というのは、そういう家庭の経済状況のもとで支給されているわけですから、前段で支給されますと本当にスムーズに準備できるということですので、ぜひ実施している自治体の研究をいたしまして、幕別町でも、学校に行っている子供たちを支援していく、そういう意味でもぜひ実施を進めていっていただきたいというふうに思います。

また、栄養教諭の件ですけれども、札内も含めて、全体で小中学校に栄養教諭が指導に入っているということです。実際にその効果がどのようにあらわれてきているのか、スタートしてまだ月日は経っていないということでしたけれども、実際にどのような効果があらわれてきているのか、お聞きしたいと思います。

- 委員長（谷口和弥） 教育部長。
- 教育部長（岡田直之） ご質問の1点目の就学援助の入学用品の関係でありますけれども、今、教育委員会におきましては、委員おっしゃったように、それを前年度に支給する方向で、今、検討しているところでありまして、先進事例を含めて、これ時期はいつからということは今段階では申し上げられませんが、そういった方向で、今、研究も含めまして検討しているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。
- 委員長（谷口和弥） 学校教育課長。
- 学校教育課長（高橋修二） 栄養教諭の関係で効果というところでございますけれども、通常であれば、学校における食育活動については、学校の教員が今までは授業の中で、また給食の指導の中で食育について指導をしてきたというところであります。
- 今回、栄養教諭を配置したということで、具体的には管理栄養士も兼ねているということで、実際に給食をつくっている方、それとまた専門的な栄養、また食育についての知識のある職員が、直接子供に対して指導をするという上で、子供の理解、またそこに居合わせる教員についても、十分な理解を図れるというところに、この栄養教諭の授業における効果があるというふうに、委員会としては考えているところであります。
- 委員長（谷口和弥） 野原委員。
- 委員（野原恵子） その指導の内容とか、子供たちにどのような指導をしているのかということも、実際に私もその現場に居合わせて、研修なんかもしたいなというふうには思っているのですが、学校の中で給食の時間が大変短いという、そういう短い時間での給食をしなければならないということで、やはり子供たちに給食時間の短さで無理があるのではないか、そういう声も聞かれております。
- そういう中での指導ですので、いろいろ課題はあるのかなと思うのですが、最近の研究の中で、子供たちの偏食の問題も一つクローズアップされております。その偏食も、子供たちのわがままではないかですとか、そういうようなことも言われているという、そういう状況の中で、それはやはり特に発達障害のある子供たちなんかは、そのストレスですとか、そういうもので偏食もあるのではないかとということで、やはりそういうところ、もっともっと研究されて、そういう子供たちに添った栄養指導も必要ではないかというふうに考えます。
- それで、管理栄養士さんが入りましたので、そういうところもお聞きしながら、子供たちのそういう課題も、やはり研究して対処していくということも必要ではないか。あわせて、栄養指導と同時に、こういう問題も含めた子供たちに接していただきたいと思っておりますので、そういう指導もぜひこれから課題として取り上げていっていただきたいと思っております、その点についてお伺いをいたします。
- 委員長（谷口和弥） 学校教育課長。
- 学校教育課長（高橋修二） ただいまの関係について、確かに今のお子さんたち、朝食を抜いたり、また偏食や食生活の乱れというところが非常に今クローズアップされているところでありますけれども、そういった部分を含めて、正しい食習慣が身につくようにということで、今後についても引き続き食育、学校また栄養教諭を含めた中で、今後も進めていきたいと考えております。
- 委員長（谷口和弥） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 大きく2点についてお尋ねいたします。
- 初めに、225ページ、10教育費の2事務局費、19の負担金補助及び交付金、8魅力ある高校づくり支援事業補助金、485万円。これは、平成28年度におきましては、江陵高校と幕別高校に対する魅力ある高校づくりの補助金として出されていたものです。そういう形を経ながら、残念ながら再編に向かっているところは承知しているところでありますが、この事業そのものの魅力ある高校という点での目的というのは、学校の形が変わっても継承されるものだというふうに思っております、お尋ねをいたします。
- この時点での使い方とは変わってくると思うのですが、これからどんなふうに魅力ある高校に臨もうとしているのか、このところを1点お伺いします。
- 2点目、ページ数では234ページ、2小学校費の1学校管理費、12の役務費の15教職員の健康診断手数料、小学校では150万9,699円、また同じように中学校でも項目がありまして、これはページ数では236ページになるのですが、93万2,904円が支出されております。前年度に比べまして、金額そのものは大きく変わってはいないのですが、実施にその健診率ですね、教員がどれだけ健診を受けていて、健診を受けた結果、今後、治療を要するとか、そういったことなどはどんな割合であらわれているのか、また、毎年、長年に体調を崩されて休職される先生方もいらっしゃると思っております。そういった状況

は、まずどうなのかということでもあります。

一番お尋ねしたいのは、教職員の多忙化勤務状況というのがずっと問題になって、この間、この議会でもそれぞれの議員の皆さんから取り上げられていたところです。幕別町でも時間外というのが多いということは、そういう中で示されてきているのですが、時間外の中の実際の仕事の内容ですね。例えばクラブ活動にどのぐらいの割合で行っているのか、あるいは教材研究や学校運営にも時間を費やしていると思うのですが、平成 28 年度ではどういう状況であったのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 私から、1 点目の高校に対する補助金の関係で申し上げます。

ご承知のとおり、今、幕別高校と江陵高校、再編統合に向けて先日の配置計画にも位置づけられたところでもあります。もちろん、高校が一つになっても、この補助金についてはもちろん継続してまいりたいというふうに考えております。

どういった魅力ある高校にするかということでもありますけれども、それは魅力ある教育課程、これに尽きると思います。配置計画案に、今、位置づけられまして、道教委、町教委、江陵高校、幕別高校の四者で、今、連絡会というのも立ち上がったところでもあります。さらには、幕別高校の中で、教育課程を作成したりする準備委員会というのもできたところでありまして、そういった中で私たちも積極的にかかわりながら、選んでいただけるような高校、魅力ある高校づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、私のほうから教職員の健康診断の関係を、まず 1 点目、ご説明を申し上げたいと思います。

教職員の健康診断につきましては、教職員、平成 28 年度においては、休職中の職員も含めて全ての教職員が受診をしているところでございます。健診に当たりましては、こちらのほうで予算、手数料として見ております部分については、平成 28 年度については 186 人の教職員分となっております。

また、これとは別に、公立学校共済組合が実施をいたします人間ドックについては、これは道内的な配分がありまして、幕別町においては約 3 割程度の教職員分が組合としてのドック受診の配分ということで、66 名の先生方が教職員組合のドックを受診しているところであります。

あと、残り 1 名の方については、通常、病院にかかっている方で、通院している病院でということ、この方については自己負担で自分の通院している病院のほうで受診をされたというところであります。

あと、健診結果等については、ドックまたは健診の結果を受けまして、必要に応じて各教職員の方々に受検をして病院のほうへ行っているところであります。

あと、部活動にかかわる教員の多忙化の部分については、さきの一般質問等でもございましたとおり、非常に先生方については、部活動また教材研究、授業の準備も含めて、多忙な日々を過ごされているというふうに認識をしているところでありますけれども、これについては、教育委員会としても、なるべく部活動等については道からの通知であったり、十勝管内の校長会等の通知文であったりということ、なるべく教育委員会からは、各学校に折を見ながら、先生方の時間外の解消に向けての取り組みをお願いしているというところがございます。

長期にわたっての休職者の教職員ということもございますけれども、平成 28 年度におきましては 3 名の方々が休職をされております。また、お二方については、病気休暇ということで、28 年度においては 5 名の教職員が学校を休んでいるというような状況でございます。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 初めに、魅力ある高校づくりの継承ということでお尋ねしたのですけれども、現在お答えいただきました中身は、報道等でも伝えられておりました。

幕別町は、今まではそういった補助金を出すといった形でかかわってきたのですけれども、これからまた新しい体制になっていけば、かかわり方、継承されるというふうには言われましたけれども、中身は変わっていくのだろうなというふうに、この金額を見て思っていたところです。

それで、具体的に委員会側で示されている魅力ある学校で、私たちの目に触れているのはコミュニティスクール化であるとか、あるいは普通科の単位制であるとかということでありました。特に町が魅力ある学校にしていくというふうになれば、北海道の運営方針のもとで進む学校でありますから、町がかかわれる仕組みというのが、非常に大事になってくるのだろうというふうに思います。そこで、コミュニティスクール化というのが、町が十分にかかわっていける一つの入り口だと思っているのですが、この点については明快な道の方針もなかったように思います。その辺はどうでしょうか、単位制について

もどうなのでしょう。

次、教職員の勤務状況について伺いました。

健診を通して健康状況あるいは適切な労働時間等になっているのかなという思いから、健診の状況や休暇の状況をお伺いしたところ。さきの一般質問で岡本議員が尋ねられたときに、全体で 52%の方が 80 時間を超える労働をやっているのだというお答えをされておりました。過労死ライン 45 ですから、本当に大変な状況で、一刻も早くこれ解決していかなければならない大事な課題であるというふうに思うのです。

それで、できれば、私、部活のことも聞いたのですが、この 80 時間を超えている先生方、80 時間だけではなくて、長時間勤務の具体的な仕事の中身が、どのウエートが大きくなっているのか、そういうことがわからないと対策がとれない。例えば部活が多いのかどうか、割合ではなかなか示していただけないのですか。

それともう一つ、長時間の管理は誰がされているか。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 私から 1 点目についてお答えさせていただきます。

高校再編の関係で、ご承知のとおり、先月、町長からも改めて要望させていただいたところでありまして、また、両校の同窓会ですとか、町内の経済団体等からも、町ぐるみで要望していただいたところでもあります。その要望につきましては、1 点目が 4 間口の実現、2 点目が単位制の導入であります。3 点目につきましてはコミュニティスクールの導入ということで、今、町を挙げて応援していただいているということでもあります。

今、先ほど申し上げましたように、四者連絡会ですとか準備委員会もちろんありますけれども、その前段でも江陵高校、幕別高校、教育委員会で、随時連携をとってやっているところでありまして、単位制につきましては、幕別高校の中の準備委員会において、学年制と単位制と両方のカリキュラムを検討しているということでありまして、私どもとしては魅力ある教育課程がより実現できる単位制を、最後まで四者連絡会の中で要望してまいりたいという考えであります。

それと、コミュニティスクールでありますけれども、それはやっぱり地域が学校とともに歩んでいくといいますか、地域ぐるみで学校を応援するという制度でもありますし、これにつきましては、道教委も、要望した町といたしましても、方向性は同じというふうに私たち認識をいたしておりますので、こちらについては実現のハードルはさほど高くはないのかなと認識をしております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 教職員の多忙化の部分のこういった内容があるのかという、また管理の体制についてということでございますけれども。

教育委員会のほうで現在押さえている部分については、基本的には教材研究等、授業にかかわる準備、また学級便りなどの通信の作成、それと学級運営にかかわる業務等がありますけれども、一番大きい部分としては、やはり部活動の指導に当たる時間、これが年々大きく増加しているというふうに認識をしております。

また、教職員の勤務体制の管理についてでありますけれども、これについては各学校における管理職、校長先生、教頭先生等の管理職が、日ごろから勤務状況等の把握に努めていただいておりますけれども、なかなか現状では先生方の負担軽減という形にまでは至っていないというふうに思っております。

ただ、引き続き部活動の休養日であったり定時退勤日等を利用した中で、教職員の時間外の縮減等にも努めていきたいということで、教育委員会としては指導してまいりたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員、高校再編のことについては、今後については、大分議論も質疑も深まったのだと思うのです。そろそろ、そっちのほうの質問については整理をしていただきたい、そのように思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 授業というのは継続して進みますので、今まで予算もされてかかわってきたそのものが、どんな形であっても継承されて発展していくことが大事だと思っております、お尋ねしているわけです。

高校再編につきましては、現状につきまして部長からお答えいただいたとおり、一番大切なところといたしますか、町がかかわれるところでのハードルが低いというふうにお聞きいたしましたので、引き続きその点では期待をしながらいきたいと、このように思います。

教職員にかかわりましての多忙化勤務状況をまず改善していくということで、これ、ずっと平成 28

年度ごろから、かなり文科省を中心にして改善に向けた実態調査であるとか、あるいは計画、指標を出すとか、道教委を通していろいろ取り組んでこられまして、実質的にそれが実っていくのはこれからなのだと思うのですけれども、そういった取り組みをされてきたと思うのですよね、28年度の中で。その中で大変疑問に思ってきたことは、これだけ長期にわたった長時間勤務がされてきていたにもかかわらず、タイムカードもない、ICTでのその実態を押さえる仕組みすらなかったということですよ。そういった仕組みづくりも、真剣にやっつけていかなければならないのではないかとこのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 改善の取り組み等の関係でございますけれども、これについては国においても十分、今、働き方改革等、また中教審等でも、これらについての検討、非常に喫緊の課題であるということで、今、取り組んでいるところであります。

これについても、道教委また町教育委員会としても、状況、動向を踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それで、実際にタイムカードもないような現状の中で、具体的に進めていけるとしたら、町としたら、今までは校長先生なり、あるいは教頭先生が、最終的にはその学校の先生の勤務状況を押さえて報告されていたと思うのですけれども、実質的には労働管理という面から見れば、正確に押さえ得るカードの導入などはされていなかったということでもあります。

この間の調査の中で、全国ですけれども、小学校ではタイムカードなどの導入をして、退勤を記録しているという学校が10.3%、中学校では13.3%にまで、ちょっとずつそういう状況になってきたということですので、十分検討してすべき、もちろん道教委との関係はあるでしょうけれども、管理をする幕別町の教育委員会としても、こういう手法をとっていかないと、先ほどお答えいただいた、教員の長期勤務と、それから体調を崩す、これは勤務だけが原因とは思いませんけれども、しかし実際に5人も休まれているというような状況があれば、そういったタイムカードの導入などもきちっと行うべきではないかなという、そういう時期に来ているのではないかと思います、いかがですか。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、委員おっしゃったとおり、私たちも同じ認識ではあります。実際に、労務管理の手法につきましては、タイムカードというのも一例ありますし、今、例えばパソコンのログ取りというのですけれども、立ち上げた時間、閉じた時間、それで管理するという方法もあるということで、中教審の答申にはタイムカードというのが出てきましたけれども、私たちが我が町にとっては、どういったやり方が一番望ましいのか、適しているのかということについては、今、検討を始めたと言ったら遅いですが、今、検討を進めているところであります。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。ぜひ、正確に押さえられる手法ということについて検討していただきたい。

これ、やはり背景にあるのは、教職員はどんな時間で仕事をしても残業と見なされなかった。つまり4%という、初めから給与に対して付加されていて、それが実質的には保障をしているという仕組みなので、タイム時間をきちっと押さえなかったという長い歴史があるのだと思うのです。調べてみたら、これもう四十数年前の決まったことでありまして、それで、一体その4%がどのぐらいの時間給になるのかなというふうにもいろいろ読んでみたら、七、八時間程度。ですから、80時間残業しているというようなことが52%あるという中で、七、八時間というふうになれば、10分の1しか保障されないで、今までずっとこの平成28年も来ているということになるのですよね。

ですから、北海道の平均のお給料が36万1,000円というものはじきました。計算いたしますと、大体この4%というのが1カ月1万四、五千円です。これ、年間ですと、50万弱ですけれども、実際に80時間超えた残業を金額で直していきますと、500万円とかそれ以上というようなことにもなります。そういうことを思えば、やっぱりきちっとしたパソコンのそういった活用した押さえ方も正確なのであると思うのですが、民間などはタイムカードというのが一番多くて、その次に、学校でも入っていますが、ICTを利用したこともタイムカードよりは多いというデータも出ているということがあります。ぜひ、その辺をきちっと短期の中で改善されるようにしていただきたい。

もう一つ、部活のことがありました。部活についてのウエートが大きいということでもあります、

これに向けての改善策はどんなふうにとられてきたのでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 部活動の関係でございますけれども、部活動については、基本的に配置をされた中学校の先生方が学校に設置をする部活動の顧問になるということで、現在、指導を行っております。

ただ、町の取り組みとしては、部活動の指導に当たってはできる限り複数顧問制をとっていただくということで、一人の先生に負担がかからないような形をお願いをしているところです。また、幾つかの学校については、外部からの指導者ということで、学校の教職員以外の方をお願いをしているところでもあります。

今後についても、そういったことで十分学校と協議をしながら、極力、先生方に負担がかからないような形で、部活動についても進めてまいりたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はい、わかりました。部活にかかわりましては、中央教育審議会等もさまざまな見解が出されておまして、週1回の休養、それから放課後2ないし3時間程度のクラブ活動、あるいは休日や早朝、それから休日には朝から夜までという長時間の部活動は避ける、複数顧問、今ありましたけれども、そういったことが目標に出されているようです。幕別町も十分ここを検討していただいて、早期に解決されるように求めて終わります。

○委員長（谷口和弥） 10款教育費の質疑を予定されている委員はいますか。

（挙手する者あり）

○委員長（谷口和弥） はい、おろしてください。

審査の途中ですが、この際、13時ちょうどまで休憩をいたします。

12:01 休憩

13:00 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お願いを申し上げます。

委員の質問並びに説明員の答弁は簡潔にお願いをいたします。

10款教育費、質疑をお受けいたします。

若山委員。

○委員（若山和幸） それでは、245 ページ、3目保健体育費、8節報償費、細節3の全道全国大会参加奨励金についてお伺いいたします。

この金額は、義務教育課程までの全道全国大会の奨励金というふうに認識しているわけですが、28年度におきまして、未来のオリンピック選手を育てる事業というのを展開しております。これを、高校生まで伸ばすことができないのか、検討することができないのか、お伺いいたします。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 全道全国大会の参加奨励金についてでございます。

委員がおっしゃられるように、基準といたしましては、町内に住所を有し居住している方で、小学校、中学校と、もう一つございまして、国際大会に出場する団体または高校生以上の個人の方で、教育委員会が認めた方についても該当は制度上なりますが、たまたま28年度の決算上は該当者がいなかったということでございます。

今、申しましたように、現状といたしまして、町内に住所をお持ちで居住されている高校生の方で、国際大会につきましては該当いたしますが、町外にお住まいの方の場合については、現状の制度といたしましては該当はしないところでございます。

今後の形としまして、他の市町村の実態等を一度調査して、どういう形がいいのかといいますか、どこまでできるのかということを検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 若山委員。

○委員（若山和幸） 町内に住んでいて、高校は帯広であったり、ほかの町村の学校に通って全国大会に行っている優秀な生徒もたくさんおられます。そういうことを考えて、ほかの町村で奨励金を出している町村もあると聞いておりますので、今後に向けて検討していただきたいと思います。

あわせて、保健体育ではありませんけれども、高校生の文化的な部活動においても、全国大会に出場している生徒がどのくらいいるのかというのは、私もつかんでおりませんが、そういう子供たちに対しても、全国大会に限ってでいいですから、今後そのような形になるように検討していただきたいと思いますので、お願いいたします。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） ただいまのご質問で、スポーツだけではなくてということでございますが、我が町の制度といたしまして、スポーツだけではなくて文化にかかわる大会等につきましても、小学生、中学生、同じようなものでありますし、国際大会に出場する団体または高校生以上の個人という場合も、町内にご住所を持ち居住されている方については制度として、現状、行っております。たまたま、先ほど申しましたように、28年度に文化にかかわるそういう該当はなかったということでございます。

○委員長（谷口和弥） 若山委員。

○委員（若山和幸） それはわかったのですが、私の言いたいことは、高校生の文化的な部活をしている子供たちにも、体育と同じように今後検討していただきたいという趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、委員がおっしゃいましたように、まずは実態を調査させていただいて、他の自治体の先進事例などについても調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありますか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 簡潔に1点だけお聞きしたいと思います。

ページ数は256ページの図書館管理費についてお伺いしたいと思います。

この本館ですが、本館の来館数をお聞きしたいと思います。その来館数なのですが、本町の本館といたしましても、たくさんの人たちが来館しておりますので、年々異常気象になっておりまして、空調が大丈夫なのかなという心配がありまして来館数についてお尋ねすること、また、本館で催しもたくさん開催されております。落語や映画会なども開催されていることから、高齢者も利用率が高いと思いますので、高齢者の方などはお手洗いですけれども、和式が二つと洋式が一つというところになっておりますので、ちょっと大変だというような声が聞かれないのか、その部分だけお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 図書館長。

○図書館長（武田健吾） 初めに、来館者数でございます。本館の来館者数になりますけれども、平成28年で1万5,030人になっております。

あと、トイレの関係ですが、委員がおっしゃられたように、女子トイレにつきましては洋式の便座が一つと、あと和式が二つ、男子トイレにつきましては洋、和それぞれ一つずつ、あとはそのほかに障害者用の便座として洋式のものが一つ、あと、幼児用のお話のコーナー、そちらのほうに小さな便器ですが、洋のものが一つございます。

おっしゃられますように、現在、図書館のほうでは、図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業、そういった事業に取り組んでいるところでございまして、この事業を進める上で多くの方に足を運んでいただくこと、これが肝要であります。また、その際に利用いただく環境、これを整えていくことが本当に重要であると考えております。

トイレや冷房につきましても、そういう来館者の方から、例えば高齢者の方で言いますと、やはり体に少し負担がかかるという声を聞いたりもしております。また、逆に子供さんで申し上げますと、今、一般家庭は洋式のトイレがほとんどでございまして、なかなか使い勝手が自分としてはうまくいかないという声も聞いているところでございます。そういったことから、これらトイレ、また、エアコンの整備につきましても進めていくことが、こういった事業、またその事業に当たって来ていただく方々にとって親切、優しい環境づくりになると思いますので、町の総合計画の3カ年計画の中でこれらの事業を順次実施できるよう位置づけまして、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 3カ年計画でできるだけということで答弁をいただきましたので、しっかりとそのところは進めていただきたいと思います。

すごく心配したのが、年々異常気象で、昨年も台風などもありまして、図書館で窓を開けているときに結構あったわけなのですけれども、そういうときは、蔵書は大丈夫なのかなということが心配されたところであります。また、昨日の質問でも、庁舎内で窓を開けると、コピー機が不具合を起こしたというようなこともありましたので、では本はどうなのかなというようなことで、今回、このような質問をさせていただきました。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 答弁はいいですか。

○委員（岡本眞利子） はい、いいです。

○委員長（谷口和弥） ほかの質疑はありますか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 4点質問させていただきます。

1点目、225ページ、1項教育総務費の2目事務局費、19節負担金補助及び交付金の細節11 学校運営協議会交付金についてです。

こちらの部分については、小中一貫にかかわるコミュニティスクールの部分も、学校運営協議会のところでいろいろと審議されているというふうに向っております。小中一貫を幕別町ではコミュニティスクールとともにつくり上げていけないかと検討しているということなのですけれども、30年度モデル事業をということで進めていることも伺っておりますが、29年度、今年度、30年度に向けて、28年度の時点で、今後の見通し相応を含めた十分な体制がとれたのかどうかということの評価を伺います。

2点目、227ページ、同じく教育総務費の3目教育財産費、15節工事請負費の細節1 学校教員住宅補修工事についてです。

こちらの教育委員会のほうから出されている評価の報告書の資料の49ページに、今年度の実績等がありますが、この一千何がしという金額についてですけれども、この資料を見る限りでは教員住宅の浴室改修工事ということが28年度に記されておりますが、これ1項のみの内容なのでしょうか、それ以外にもあったのでしょうか。

それから、いろいろと聞き取り調査を学校現場のほうにした上で補修工事等をされているかと思いませんけれども、声が上がっていたけれどもできなかったもの、あるいは逆にできたものということを含めてご答弁いただければというふうに思います。

それから3点目、253ページ、5目郷土館費の19節で合っているのかどうかというのがちょっと定かではないのですが、ふるさと館のジュニアスクールの件になります。

こちら報告書を見る限りでございますが、ジュニアスクールの参加人数が評価では横ばいとありますが、26年度30名、27年度18名、28年度14名と記載されていて、かなり減ってきているというふうに認識しております。内容は非常に地域で子供たちを育てるという部分で、学校ではなかなかできないことということで、また、歴史のあるものであって、非常に有意義なもので、子供たちにはどんどん参加して欲しいなというふうな思いがあるわけなのですけれども、このようにちょっと残念ながら大きく減ってきているということで、教育委員会の見解、評価について伺います。

最後の4点目ですが、255ページ、7目スポーツセンター管理費、7節賃金になります。

トレーニング指導員の賃金ということでありましたが、こちらは毎年補充、欠員が生じていたりとか、人を探していたりというようなことで、それから人がなかなかいない中で、一人一人の負担がふえていて、より悪循環にというようなことであります。28年度につきましては、ある程度定員にという部分であったかと思いますが、それが何か改善されてという部分なのか、たまたまというふうなことなのかということと、そういったことも含めてかなり十分な人材配置というものができているのか、労働力に見合った賃金が支払われているか、そのあたりについて評価を伺います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、まず私のほうからは学校運営協議会に対する交付金、また、学校教員住宅等の工事についてご説明を申し上げたいと思います。

平成28年度の学校運営協議会交付金につきましては、これについては各町内の学校に設置をしております学校運営協議会の組織ということで、学校の教育目標であったり、学校運営、また、地域との学校運営に関する事項について意見交換をする場ということで、現在、協議会を設置しております。

28年度については、各学校におきましては3回から4回程度の会議、それと中学校区エリアごとに、ブロックごとでネットワーク会議を開催したところであります。28年度の内容といたしましては、小

中一貫、コミュニティスクールの関係は昨年 28 年の 7 月に推進協議会を立ち上げたということもありまして、28 年度に関しては、小中一貫の関係、コミュニティスクールの関係については協議は行ってございません。

次に、教員住宅の関係でございます。

先ほど、委員がおっしゃられたように、教員住宅の改修については、浴室のほうについては 1 カ所改修をしております。ただ、その他教員住宅におきましては、屋根の改修であったり、その他の物置等の改修であったりということで、幾つか改修は行ってきているところであります。

それぞれこの予算の中におきまして、各学校からの要望については、毎年各学校 1 校ずつ、教育委員会のほうにおいて要望等の調査、意見交換を行った中で、各学校からの優先順位、また、教育委員会の中の予算の配分の枠の中での事業の優先順位をつけさせていただいた中で、順次改修を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 私のほうから、3 点目のふるさと館のジュニアスクールについてお答えさせていただきます。

委員がおっしゃるように、資料で出ておりますが、26 年度で 30 人、27 年度で 18 人、28 年度で 14 人ということで、だんだん少なくなってきたのは実態でございます。

ただ、本年度につきましては 22 人ということで、参加していただく小学生がふえております。委員会といたしましては、学校では学べない体験授業を事業委員のご協力を得てやっているところでありますので、これからも応募していただける形をふやすといいますか、各学校を通じて、今後もそういうことで参加される方がふえるような形で努力していきたいと考えております。

それとトレーニング指導員の賃金でございますが、見合っているのかということでございますが、委員会といたしましては、他の日額賃金等とバランス等も考慮した中で単価を定めておりまして、それが見合っているかどうかということにつきましては、これからもちょっと検討していきたいと思えます。

それと、体制につきましては、現在、募集してもなかなか応募がない状況ではございますが、現状維持で何とか事業が回るような形で対応しております。

○委員長（谷口和弥） 小田委員。

○委員（小田新紀） 1 点ずつ確認ですけれども、まず 1 点目の運営協議会ということで、平成 28 年度は実績なしということで確認できましたが、それだけに 30 年度にある程度モデル事業ということで掲げている中で、28 年度が実績なしということで、29 年度、今年度、また計画的に進めているとは思いますが、本当に教育委員会だけの問題ではないと。コミュニティスクールもかかわってくると、本当に町を挙げてという中で、幕別町としてどうしていくかという中で、まず幕別町の職員の皆さんの中にどこまで理解が進んでいるのか、浸透されているのか、そして何よりも地域、学校を含めて、今それを努力されているところだというふうには存じてはいるのですけれども、この 28 年度の時点で、そういった中で、ちょっと余りにも短すぎるのではないかというような感想を持ちます。

ほかの町、例えば、今、十勝で先進地と言われている浦幌町、国のほうも浦幌町の事例を国のモデルの見本ということで指し示しているわけですけれども、浦幌町におきましても、2 年や 3 年でつくり上げたものではない、あるいは明確な課題があって、町の中に大きな課題があって、その解決をするためにこのコミュニティスクール、小中一貫というのが適しているというような判断の中で取り組んでいると。そういった中で、この事業自体はすばらしい事業だなというふうに思いますし、学校を将来的には地域が助けていく、そして地域にとってそのコミュニティをしっかりとつくっていくという面ですばらしい事業だというふうな認識はあるのですけれども、それだけにすごく大きな議論、熟慮というのを重ねていかなければいけないというふうには、国もそういうふうには言っているわけですが、熟慮が必要だと言っているわけで、私が言いたいことは、当然、実現目標はあるかと思えますけれども、ただ、何も焦る必要もなく、そういった議論を積み重ねた上ででき上がったものを大事にという部分で、実現目標ありきということで今後進めて行かなくてもいいのではないかというふうには思います。そのあたりの見解だけ伺えればと思います。

それから、2 点目の教員住宅という部分ですけれども、優先順位をつけてやられているということはおわかりました。

同じ質問になりますけれども、いろいろな要望が上がってきている中で、どのくらい達成できている

のかという部分、まだできていない部分がどのくらいあるのかということも含めて、もう一度伺いたいと思います。

また、資料にもありましたが、耐熱工事という部分も一年に一つずつぐらいしかできないということでありました。かなり教員住宅が寒い、そしてこれから先生も減っていくので、なかなかその辺の運用も難しいところなのですけれども、実際一戸建ての家より灯油代が高いというぐらいに教員住宅は寒いので、私もかなり経験があるのですが、そのあたりも含めて、できるだけ要望に立って、優先順位というところもしっかり分析していただきたいというふうに思います。

それから三つ目ですが、29年度はふえたということですが、これは28年度までの評価を鑑みて、そして何か手だてをしてふえてきたのか、たまたまことしふえたのか、そこについて伺いたいと思います。また、手だてをしたのだったら、どのような手だてをされたのでしょうか。

それから四つ目ですが、トレーニング指導員ということで、ほかのバランスというのも重々わかります。ただ、こちらのトレーニング指導員については、資格というのも結構教員免許を持っていたりというような資格も必要ですし、それから、やっぱり若者を雇用できるという部分の、町にとっても大きなメリットがあるというふうに思います。また、それとともに、かなりの肉体労働であり、日によっては、日中、午前中、いわゆる朝から夕方までの勤務というときもあれば、昼から夜までの勤務というように、本当にしっかりとなかなか定まらない中で、ましてや、今、答弁にありましたとおり、ぎりぎりの中で何とか頑張ってもらっているという部分で、負担が大きいという部分は聞いております。では、なぜ人が集まらないかといえば、やはり条件がなかなか厳しいということが考えられるわけなのですけれども、そういったことも含めて、改めてご見解を伺いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） まず、1点目のコミュニティスクールの関係でございます。

委員がおっしゃられますとおり、管内でも導入をして先進的に進めている町村もございます。このCS、コミュニティスクールにつきましては、現在、教育委員会のほうで進めている小中一貫教育との兼ね合いの中で、今後検討していくという予定でございます。

そして、これらの導入については、当然町といたしましても、地域や学校と十分協議をしながら進めていかなければならないという認識でおります。

あと、2点目の教員住宅の改修工事の関係でありますけれども、確かに委員がおっしゃるとおり、全てその年の予算の中で改修等を終えることができてはいない状況であります。なかなか予算にも限りがあるということもございまして、ただ、改修に当たりましては、各学校との話し合いもさせていただいた中で、やっぱりどうしても教員住宅の改修となりますと、子供たちの教育活動に影響がないようにということで、学校のほうもどうしても学校の改修が優先されるというようなところもあります。

ただ、委員がおっしゃられるように、確かに教員住宅ももう年数を経過しているところであります。これについても、教育委員会としては、計画的にリフォーム等を実施してまいりたいということで、総合計画の3カ年の計画等にも要望等を上げているというような状況でございますので、今後についても積極的にやっていきたいと考えております。

○委員長（谷口和弥） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石野郁也） 3点目のジュニアスクールの人数の増加の関係でございますが、特に学習内容で大幅に何かを変えたということではございません。委員がおっしゃるように、たまたまという結果なのかもしれませんが、ただ、毎年毎年必ず同じ数が応募していただけるということでもないとは思いますが、その辺は、ただ、言えるのは、学習内容等を見直した結果ではないということでございます。

それと、4点目につきましては、待遇について魅力がないからなかなか人が集まらないということが現状ではないかということですが、これも適正な単価というのが幾らなのかというのを、他の市町村を調査・研究したいと思います。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小田委員。

○委員（小田新紀） コミュニティスクール、一貫教育に関しましては、いろいろところで話し合いもされていますので、その動向を見守りながら、ただ、改めてですけれども、性急なこととはしないで大きな議論をしっかりとやっていただきたいというふうに求めます。

それから、教員住宅については、だんだん内容が悪いと住まないという、この幕別町が帯広や音更といったところに近いという部分もありますので、一概には言えないのですけれども、やっぱりそれだけ

に住宅が住みづらいと当然住まない、離れていく、幕別から違う町から通うというような先生がふえてきてしまうということで、学校自体の改修とともに、たくさんの意見を聞きながら対応していただきたいというふうに思います。

あと、ジュニアスクールですが、非常にいいものなので、やはりことしはたまたまふえたということではありますが、同じ人数というよりも、もっともっとふやしていくべきだというふうに思います。26年度までの資料しかちょっと私もわかりませんが、30人という数自体も、今の幕別町の小学生の数から考えたら決して多いというふうな認識にはありません。今、土日、少年団等もやっていない子たちもたくさんいますので、そういった子たちに社会経験ができるように、よりふやしていくということを考えていかなければいけないかなというふうに思います。

もし答弁があれば、お願いします。

○委員長（谷口和弥） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今のジュニアサタデースクールの関係でありますけれども、やはり周知も大事でしょうけれども、一番大事なのは、授業の中身、内容だと思います。やはり子供たちが参加したくなるような魅力ある中身に、これからもどんどん変えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑がある委員はいますか。
（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 質疑がないようですので、以上をもって10款教育費については終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費について入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費、14款災害復旧費の説明を一括して求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 11款公債費についてご説明申し上げます。

262ページをごらんください。

11款1項公債費、予算現額20億2,842万7,000円に対しまして、支出済額20億2,650万1,909円です。

1目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

2目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、3月31日から4月3日までの4日間で、1件7億5,000万円の借入実行に係る利子であります。

3目公債諸費は、起債償還に係る支払手数料であります。

次のページになります。

続きまして、12款職員費につきましてご説明申し上げます。

12款職員費、1項職員給与費、予算現額18億6,591万3,000円に対しまして、支出済額18億6,156万1,209円です。

1目職員給与費は、特別職及び218人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金、19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをごらんください。

続きまして、13款予備費についてご説明申し上げます。

13款1項予備費、予算現額500万円に対しまして、支出はございません。

続きまして、14款でございます。

14款災害復旧費についてご説明申し上げます。

268ページでございます。

本款は、昨年8月に本道を襲った四つの台風、7号、11号、9号、10号の災害復旧に要した経費です。

14款災害復旧費、1項農林業災害復旧費、予算現額8,896万4,000円に対しまして、支出済額5,972万2,404円です。

なお、年度内に完了できなかった明渠の災害復旧工事など、2,401万8,000円を繰越明許費として29年度に繰り越しております。

1 目単独災害復旧費、14 節使用料及び賃借料は農業用排水路に堆積した土砂の除去に要した重機等の借り上げ経費であります。

15 節工事請負費は、明倫地区ほか 15 地区の明渠排水 48 カ所及び南勢牧場管理用道路の復旧工事を行ったものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は被災された農業経営体が融資を活用して被災施設や機械の復旧を行う場合に、国の補助に町単独で補助率の上乗せ支援を行ったもので、56 経営体に対して補助を行ったものであります。

細節 4 は、台風の影響により湿害を受けた農地の緊急的な排水改善を支援するため、補助率のかさ上げを行った上で、小規模な暗渠整備などの事業に補助したもので、12 戸の農家に対して支援したものであります。

2 項土木災害復旧費、予算現額 2 億 1,457 万 8,000 円に対しまして、支出済額 9,346 万 2,432 円であります。

なお、繰越明許費として、途別新川線ほか 2 路線及び札内川河川緑地の災害復旧費用 1 億 2,004 万 5,000 円を、施工時期が冬期に及んだことから、翌年度に繰り越しているところであります。

1 目単独災害復旧費、本目は台風の大雨により被災した道路、公園の応急仮設工事や本復旧に要した経費であります。

11 節需用費は、被災箇所の応急に使用する土のう袋の購入と、被災箇所に設置するバリケードの購入に要した経費であります。

13 節委託料の細節 5 は、美川駒島線の災害復旧の設計に要した経費、細節 6 は札内川河川緑地の早急な被災状況把握のため、ドローンによる空中撮影及びレーザー測量による現況調査業務に要した経費であります。

14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、道路側溝の床ざらい及び砂利道の復旧に要した経費であります。

細節 6 は、樋門の閉鎖等による道路及び家屋の冠水を防ぐために設置した、ポンプに要した経費であります。

15 節工事請負費のうち、細節 1、2 は台風 7 号による大雨で被災した途別新川線など 26 カ所の道路災害復旧に要した経費、スマイルパークなど 8 公園の公園災害復旧に要した経費、細節 3、4、5 は台風 10 号などによる大雨で被災した、稲士別高台線など 21 カ所の道路災害復旧に要した経費、沖田川の河川災害復旧に要した経費です。

次のページになりますが、札内川河川緑地ほか 4 公園の公園災害復旧に要した経費であります。

16 節原材料費は、砂利道の復旧に必要な切り込み砂利等の購入に要した経費であります。

2 目補助災害復旧費、本目は 8 月 16 日から 17 日にかけて台風 7 号による大雨により被災した、途別新川線の本復旧に要した経費でありまして、13 節委託料は途別新川線の道路災害復旧の実施設計に要した経費であります。

15 節工事請負費は途別新川線の道路災害復旧工事に要した経費であります。

3 項その他施設災害復旧費、予算現額 3,963 万 9,000 円、支出済額 3,415 万 9,197 円でございます。

1 目単独災害復旧費は、本目は台風による農業、土木災害復旧以外の施設の復旧に要した費用であります。

11 節需用費、細節 40 は図書館外部排水路修繕、忠類保育所外壁補修等が主なものでございます。

12 節役務費、細節 15 は道路や公園の倒木処理等に係るごみ処理が主なものでございます。

15 節工事請負費は、細節 1 は相川南近隣センター災害復旧工事、札内スポーツセンター屋根補修工事等が主なものでございます。

18 節備品購入費、細節 1 は浸水等により修理不能となったストーブの購入等が主なものでございます。

19 節負担金補助及び交付金は、被災された中小企業者が早期復旧と経営の安定化を図るため、北海道の中小企業総合振興資金の融資を受けた場合に、その保証料と利息を町が単独で補助するもので、1 件に対して補助したものであります。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数 265 ページ、職員費であります。3 節職員手当等の細節 11 時間外勤務

手当 9,484 万 9,656 円、前年度から比べまして、475 万飛んで 831 円が増額となっております。28 年度は大きな災害がありましたので、当然こういったところで残業はふえているというふうに理解するところではあります。軽減に向けてずっと取り組んでいってきた経過もありまして、この内容について課ごとにどのぐらいの残業が行われたのか、あるいは 1 人当たり、これは健康を害するというところでずっと取り上げてきていたのですが、最高の残業時間というのは、どのぐらいになっていたのか伺います。

次、ページ数で 269 ページの災害復旧であります。

この科目に出されている細かな節の中の該当ということにはならないのですけれども、前回の災害で、大変大きな被害が出ました猿別川水門の閉めおくれによる冠水に対する被害の補償の手だてが、ずっととられてきたと思います。たしか説明いただいていたときには、72 個人、16 法人に対する被害を確定し、補償をしていくということが開発局との関係で約束されてきたことだとは思いますが、なかなか進捗していないというようなことをお聞きいたします。この時点で、今、どれだけ進捗されているのか、何人の方が解決され、未解決がどれだけ残っているのかということ、未解決の理由も含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 平成 28 年度の時間外の関係でございますが、課別の時間外ということで、まず総務課が 1 番でございます。総務課で 4,499 時間行っております。それから農林課が 4,523 時間、それから学校教育課で 3,105 時間と、上位 3 ということでいけば、こういう形になっています。

それから個人別ということでいけば、最高時間としては 902 時間ということになっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） それでは、私のほうからは、猿別水門の閉めおくれによる浸水被害が増加した賠償の件についてご説明をさせていただきます。

昨年 12 月 20 日の帯広開発建設部による説明会の後、町のほうでご案内をさせていただきまして、3 カ所ですさらに詳細な説明会を被災者に対して実施をさせていただきました。本年 3 月には、事業所 16 カ所、個人 72 個人、合わせて 88 事業所、個人の申し出を受けたところではございますが、現在、帯広開発建設部においては、83 の個人及び事業所と賠償の交渉を行っているところであります。

83 というのは、代表して賠償の交渉を行っているような状況もございまして、83 でございます。実際に賠償契約になる場合には、例えば土地と建物の所有者が違うだとかということもございまして、契約そのものはもう少し数が増えるようにお聞きしております。

帯広開発建設部においては、説明会の後、担当のほうで各地域に入らせていただきまして、被災した家屋、それから家財、農地の調査を順次進めていただいております。ことしの融雪後には、被災した状況の確認のために、さらに詳細な調査ということで業者に委託いたしまして、各宅地の高さの調査だとかもあわせて実施していただいております。それから人員をふやして、被災した家財、家屋の調査も何度も入っておりますが、なかなか時間も経過しているということで、被災した家財などの把握に努めているのですけれども、把握し切れないような状況がありまして、なかなか賠償に至っていないというふうにお聞きしているところでございます。

しかし、帯広開発建設部では、2 件については、内容が固まりつつあるので、なるべく早い時期に額などについて提示していきたいということでお聞きしておりますし、ほかの方々についても、農地のことも含めて、年度内には少なくとも賠償交渉、早ければ金額の提示まで行いたいというふうにお聞きしております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 先ほど、時間数をこちらのほうでお知らせしたのですが、ちょっと間違いがございまして、順番は農林課が 1 番、総務課が 2 番ということでございます。申しわけございませんでした。数字はそのままです。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） おっしゃっていただいた数字、農林課が 4,523 時間でありましたので、こちらが一番多かったということだと思います。ただ、平成 28 年度機構改革、6 部制から 4 部制に変えたときでしたよね。そして新たに連携しながら仕事を進められるということなのですから、農林課、そして総務課がそれぞれ 4,500 時間近くやっているということは、もちろん災害の影響もあるとは思いますが、しかし、これだけを見れば、やはり恒常的な仕事が多いのかなというふうに思います。申すまでも

なく、902 時間という時間は、当然過労死ラインを超えております。こういったことに対する見解や認識を毎度求めてきてはいるのですけれども、全くその状況が改善されないということについては、さらに掘り下げた改善計画が要るのではないのでしょうか、どうでしょうか。

次、災害についてであります。2 件は内容が固まりつつあるということですので、ほとんどまだという段階だということですね。ただ、年度内ということにめどがつくということは、よかったなというふうには思うのですが、しかし、この賠償の損害が確定して補償がされない限り、次の生活の手だてが打てないという状況にある人もいと聞いております。これは、またそのときに、損害については全体の 4 割というようなことが提示されてきまして、そういったことも何回も調査しなかったら、納得できる価格にならなかったのかなというようなことも思いまして、これだけおこなっている理由の中に、こういった 4 割程度というような線引きをされたことが大きな障害になっていなかったのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 時間外の削減に向けての対策ということでありまして、平成 24 年から対策としてノー残業デーというものを実施してきております。ただ、これが実際に徹底的にやってきたという形ではなくて、やっぱりそれが実施としてはやられてこなかったということもありまして、まずは今年度、このノー残業デーを徹底的に周知を図った上でやっていこうということで、ノー残業デーは、毎週水曜日に事前協議をしていただくと。それで、この日にもしやむを得ない事情で残業するということになれば、協議書を上げていただいて、それで実際にそういった協議をした上で認めるというようなことで、まずはノー残業デーをきちっと徹底させようということで始めております。

また、職員の健康管理においても、夜 10 時以降の残業についても、基本的には認めないと。ただ、やむを得ない場合もあるでしょうから、それも同じように協議をしていただいて、それをもって認めるというような形で、そういった面を徹底的にやっていく、この日には全庁アナウンスをしたり、総務課のほうで見回りをしたりということで、ある程度そういったことも含めて、こういった取り組みを強化するというので、今年、努めております。

5 月からそういった形をやっておりますけれども、現実的にこればかりということではないのですが、時間外としましては月当たり約 1,000 時間ぐらい、去年の対比では減ってきております。このノー残業デーの実施だけではないとは思いますが。やはり所属長、管理職ときちっと連携がとれるようになっていまして、そういった面からも、この今のノー残業デーの実施が、職員、それから管理職にとってこの時間外を削減していくという意識づけになっていっているのではないかなと。

今後も、やはり管理職と連携をとりながら、そういった職員に対しての周知を徹底していきたいというふうに思っております。

○委員長（谷口和弥） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 猿別、相川、昨年、猿別、相川に限らず、昨年、大雨で大きな被害を受けた方がたくさんいらっしゃるわけですが、特に相川、猿別の方については国の賠償がなされないと、なかなか再建に向けて進めないというのはおっしゃるとおりでございまして、町といたしましても、なるべく早く賠償交渉がまとまるようにということで常々お願いしているところでございます。

昨年の閉めおくれによる影響の拡大でございまして、開発建設部の調査、検証では、閉めおくれにより浸水被害が拡大した割合として 4 割というふうに言っておりますので、一律その水没したというか、浸水したところが 4 割分しか補償されないということではなくて、4 割のところもあれば全額のところもあるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

現在のところ、賠償交渉のおくれの主な原因としては、やはりその家財については、浸水被害に遭ったあと、皆さんがそれぞれ家から出して、町もお手伝いをさせていただきまして、速やかに片づけたわけですので、そのときに何が合ったかというのが目録として残っていないわけで、それをそのときの記憶だとか、そういうことを頼りに開発建設部も一緒に合わせて調査をさせていただいておまして、その確定に時間がかかっているというふうにお聞きしておまして、その浸水被害の割合が問題となって、賠償交渉がおこなわれているというふうには、現在のところお聞きしておりません。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 残業のほうであります。時間では全体的に減ってきているのだと。ただ、残業代の総支出金額そのものが 400 万円以上ふえていたので、その金額から推察して全体ではふえているのだなというような押さえを、私自身はさせていただいたのですが、減ってきているということでありまして、以前はノー残業デーに合わせまして、その課単位での、いわゆるその仕事をお互いに連携しなが

らやる中で減らしていくということが強かったのだと思うのですよね。こういうものが、新しい機構体制の中で、うまく作動したのかどうかという思いもありました。効果が少しずつ出ているということでありますので、最後にこの時間について、どうあっても 902 時間というのは、過労死ラインは 420 時間でしたか、450 時間ですか、超えているところにやはり問題がありますので、ここは是正をすべきだと。

それで、この質問で最後になりますが、実際に最高は 902 時間ということではありますが、500 時間を超えて残業なされた方は、どれだけいらっしゃいましたか。902 時間に近い数字から示していただきたいと思います。

災害のほうであります。

交渉されているのは、直接被害に遭った方と開発局と、代理の方が立っている場合もあるということではありますが、そこに応援の必要な人もいるのではないかと思います。町がそういう点で手助けをされてきているのかどうか。つまり、高齢のひとり暮らしですとか、実際にはここに住めなくて離れたとかということも聞いておりました。そんなことも含めて、経過としては、部長の今の説明でよくわかりました。さらに具体的な交渉のときに、町もどこまでかかわってこられたのか、その個人対役所との交渉の中で、幕別町の応援というのがどのぐらいされてきたのか伺います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 500 時間以上された人数でございますが、平成 28 年度では 15 人ということになっております。

時間数でございますけれども、次の方が 730 時間、それからあと平均すると約 600 時間が平均の時間になっています。

○委員長（谷口和弥） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 被災に遭われた地区の中には、単身で暮らしておられるお年寄りも数名いらっしゃいました。各地域での説明会の折にも、公区長からも単身の高齢者に対する懸念というのは出されていたところでありまして、町もその辺については心配をしておりました。

ただ、町として、個人の賠償の中に直接交渉に入るといふわけにはいかないものですから、どのような対応があるのかなということには心配していたわけでございますけれども、その後、各被災者や開発建設部に確認させていただいたところ、現在のところ、単身でお住まいにはなってはいたけれども、実際の交渉については息子さんですとか親族の方が交渉の窓口になっているということで、今のところ、高齢の当事者が直接交渉を行っているということはないということでお聞きしておりますので、以上でございます。

○委員（中橋友子） わかりました。

○委員長（谷口和弥） 質疑を予定されている委員の方はいますか。

（挙手する者あり）

○委員長（谷口和弥） はい、手をおろしてください。

審査の途中ですが、この際、14 時 10 分まで休憩をいたします。

13 : 58 休憩

14 : 10 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑をお受けします。

小島委員。

○委員（小島智恵） 1 点伺います。

265 ページ、3 節職員手当等、細節 7 住居手当についてでありますけれども、ご存じかもしれませんが、新聞報道によりますと、お隣の池田町さんでは町内に居住する職員に限るといふうにしまして、町外在住者は今後 3 年かけて、こういった住居手当を廃止するというところで新聞報道がございました。それで、我が町では、住居手当を支払われている町外の在住の町職員の人数について、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

それと、観点としましては、災害時の観点です。それと、町では定住対策の施策を打っておりますけれども、定住促進といった観点からも、町内に居住していただくのが望ましいというふうには思うのですけれども、今後の住居手当のあり方、お考えについて伺いたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） まず、町外に住んでいる職員につきましては、全体で 25 人、全体の 10% でございます。そのうち、住宅手当を支払っている職員については 11 人ということになっております。

それと、住居手当を今後どうしていくかというところでございますけれども、今現在では、職員の住居要件については、通勤可能であれば町内でなければならない、町内に住みなさいということの強制はできない、していないということでございますので、今で言う手当については、職員が職責を果たすための手当ということで、どこに住んでいても、それによって差別をするということは考えておりません。

また、住居手当が定住対策ということも一つありますけれども、町外に住んでいる職員も、さまざまなことで町内に住むということがベストであるということは、それぞれの職員が思っているところがございます。しかしながら、それぞれの職員が婚姻でありますとか、また、家族、親の介護、その他それぞれがいろいろなやむを得ない理由も持っているところがございますので、そういった状況で考えますと、現時点では町内、町外で区別するという考えは持っておりません。

また、災害時の対応でございますけれども、災害ハンドブックとあって、町の職員に配られているのですが、やはり町外に住んでいて、勤務時間外で招集がかかった場合は、その住んでいるところから近い場所に参集するというようなことで職員には周知をしているところでございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） 昨年、台風の大きな災害、水害があったばかりですし、ああいって大規模災害となりますと、橋が通行できなくて支障を来す等々、いろいろあるのだと思うのですけれども、今後もそういったことが起こり得るかなというふうに思ひまして、速やかな災害対応を考えますと、やはり町内に住んでいただくということが、まず望まれるのかなというふうに思うところでありますし、あとまた、町で定住対策をやっていますけれども、実際に勤務している町職員は強制できないという話ではあったのですけれども、実際、何というのですか、すごく矛盾を感じるのですね。町の施策ではそう打っているのですけれども、勤務する職員自身は、別に町外に住んでいようが特にそこは町のほうで制限をしないという、住居手当のほうも町内に住んでいる方とも同額支払われているということで、何かすごく矛盾を感じるのですけれども、もう一回その矛盾点をお伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 町外居住者に対するご質問でございますけれども、委員がおっしゃっていることも、私は全く理解しないということではございません。

ただ、一方では、やはり居住の自由だとか、そういうものもあるということも一方ではあると。結果、そういう災害時だとか、あと定住施策という面においては、確かにそういう面はございますけれども、結果、職員一人一人のさまざまな自由というものもあるのも現実でございますので、そこはなるべく町内に住んでいただきたいということではお願いはしているところではございます。そういう面で言うとお願いの範疇なのかなということで、絶対幕別町に住まなければならないとか、住んでいなければ手当は出さないというのは、私としてはそこまでの強制力をもって住んでいただくということが、相対として本当にプラスとなるかどうかというのは、ちょっと疑問として残っております。

ただ、池田町さんがそういう施策をやったというのは、一つの手法として、見解としては受けとめ、今後、特に新規採用職員等においては、なるべく本町に住んで、さまざまな公区活動だとか地域活動に参加していただくよう、きちっとお願いはしていきたいというふうに考えております。

住民感情という面からは、確かにそういう面もございますけれども、一方では、やっぱり居住の自由というのがあるということで、そこはご理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（谷口和弥） 小島委員。

○委員（小島智恵） 職員に対して、現状でも話はしているということですね。今後、新規採用される方についても努力はしていくと。そういう現状であっても、住居手当を 11 名が手当てされているということで、そういう現状ではありますけれども、なくすとなるとかなり抵抗感が出てくるかなというふうに思うのですけれど、例えば、手当を町内外で差をつけて、町外の方はちょっと少なくするとか、何かそういう方法もあるのではないかなというふうには思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 繰り返しになりますけれども、結果、差をつけるというの、出す出さないというのは同じことになってしまうのかなというふうには思うのですね。ですから、繰り返しになりますけれども、住民感情という面では、そういう気持ちはわかりますので、そこについては、職員にお

いては、今、委員からお話があったように、定住政策というものも一方ではやっている、また、災害対策に対する出動ということもございますから、なるべくならば町内に住んでいただきたいということは、お願いしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑のある委員はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費、14 款災害復旧費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、歳出、1 款議会費から 14 款災害復旧費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計、歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 歳入のご説明を申し上げます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 14 億 2,867 万 2,676 円に対しまして、収入済額 13 億 6,528 万 8,771 円であります。

不納欠損額につきましては、80 件で 535 万 3,738 円、収入未済額は 5,803 万 167 円であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 12 億 87 万 5,042 円で、前年比 4,922 万 2,099 円の増となっております。給与所得及び農業所得の増が主な要因であります。

2 目法人税であります。現年課税分の調定額は 1 億 6,042 万 4,100 円で、前年度に比較して 93 万 7,000 円の増となっております。前年並みでございます。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績で申し上げますと、個人の収納率では 99.11%で、前年比 0.34 ポイントの増、また、法人につきましては、収納率 99.84%で、前年と同様であります。

2 項固定資産税、調定額 11 億 8,281 万 7,925 円に対しまして、収入済額 11 億 4,790 万 6,884 円あります。

不納欠損額が 57 件で 242 万 9,999 円、収入未済額は 3,248 万 1,042 円あります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 11 億 2,427 万 1,900 円で、前年度より 2,649 万 6,700 円の増となっております。新築家屋、太陽光発電施設の軽減期間終了等によるものであります。

なお、現年課税分の収納率は 99.56%で、前年比 0.26 ポイントの増となっております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、調定額、収入済額とも同額の 2,160 万 1,100 円で、前年に比較し 100 円の増であります。

この交付金は、JR の軌道敷地や道営住宅、幕別高校用地などに係る固定資産税相当額が国や道から交付されるものであります。

3 項軽自動車税、調定額 7,367 万 547 円に対しまして、収入済額 7,182 万 6,624 円、不納欠損額は 29 件分で 15 万 5,100 円、収入未済額は 168 万 8,823 円あります。

現年課税分の調定額では 7,211 万 1,400 円で、前年より 1,426 万 9,500 円の増となっております。グリーン化特例の税率改定によるものであります。

なお、現年課税分の収納率は 99.14%で、前年度比 0.42 ポイントの減となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 9,250 万 3,864 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で 420 万 484 円の減であります。主な要因は喫煙率の低下などに伴う販売総本数の減少によるものであります。

5 項入湯税、調定額 1,272 万 3,250 円に対しまして、収入済額も同額であります。

次に、15 ページをごらんください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 8,086 万 1,000 円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で 373 万 5,000 円、率で 4.4%の減であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 1 億 9,597 万 1,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額で 207 万 9,000 円、率で 1.1%の増であります。

1 7 ページになります。

3 款 1 項利子割交付金、調定額 303 万 1,000 円に対しまして、同額の収入であります。

前年度比、金額にして 171 万 5,000 円、率で 36.1%の減であります。

19 ページになります。

4 款 1 項配当割交付金、調定額 563 万に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 384 万 8,000 円、率で 40.6%の減であります、株式等の配当所得の減によるものであります。

21 ページになります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 339 万 4,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 449 万 2,000 円、率で 57.0%の減であります、株式等譲渡所得の減によるものであります。

23 ページになります。

6 款 1 項地方消費税交付金、調定額 4 億 5,125 万 4,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額に対して 4,286 万 9,000 円、率で 8.9%の減であります。

25 ページになります。

7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 1,398 万 6,700 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 389 万 9,572 円、率で 21.4%の減であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場は、昨年の台風の被害の影響により、利用者数につきましては 1 万 830 人で、前年度と比較しまして 1 万 3,622 人の減、帯広国際ゴルフ場利用者数は 2 万 7,446 人で、昨年と比較しまして 2,865 人の減となったところであります。

27 ページであります。

8 款 1 項自動車取得税交付金、調定額 4,665 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 493 万 4,000 円、率で 11.4%の増であります。

29 ページになります。

9 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 30 万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度収入額と同額であります。

31 ページになります。

10 款 1 項地方特例交付金、調定額 1,730 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 48 万 3,000 円、率で 2.7%の減であります。

33 ページになります。

11 款 1 項地方交付税、調定額 59 億 9,674 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成 27 年度との比較では、普通交付税では 1 億 2,160 万 9,000 円、2.1%の減、特別交付税では 1,102 万 5,000 円、2.5%の増となったところであります。

35 ページになります。

12 款 1 項交通安全対策特別交付金、調定額 401 万 6,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比 31 万 6,000 円、率で 7.3%の減であります。

37 ページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 1 億 758 万 4,677 円に対しまして、収入済額 9,959 万 4,080 円、収入未済額 799 万 597 円であります。

1 目農林業費分担金、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 1 億 3,633 万 5,301 円に対しまして、収入済額 1 億 2,224 万 6,202 円、不納欠損額 92 万 6,030 円、収入未済額 1,316 万 3,069 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者に係る負担金及び常設保育所保育料が主なものであります。

なお、不納欠損は、保育料が 24 件であります。

39 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 5,028 万 6,354 円に対しまして、収入済額 2 億 3,596 万 1,854 円、不納欠損額 37 万 7,250 円、収入未済額 1,394 万 7,250 円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

不納欠損につきましては、2 目民生使用料の 2 節児童福祉使用料、細節 2 のへき地保育所保育料及び細節 3 の学童保育所保育料、合わせて 26 件となっております。

また、収入未済額の主なものは、公営住宅使用料などとなっております。

41 ページになります。

2 項手数料、調定額 8,317 万 820 円に対しまして、同額収入であります。

本項は、1 目総務手数料は戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2 目民生手数料の介護予防サービス計画等作成手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、4 目農林業手数料は嘱託登記手数料、次のページになりますが、5 目土木手数料、建築確認関係手数料が主なものであります。

45 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 7 億 427 万 412 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金であります。

2 項国庫補助金、調定額 8 億 61 万 4,775 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、細節 3 の地方創生加速化交付金、細節 4 の情報セキュリティ強化に係る補助金などが主なものであります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 1 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費補助金や細節 3 地域生活支援事業費補助金、次のページになりますが、細節 7 臨時福祉給付金、2 節児童福祉費補助金の細節 1 の地域子ども・子育て支援事業交付金、3 節災害救助費補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金などが主なものであります。

3 目衛生費補助金は、疾病予防対策に係る補助金であります。

4 目土木費補助金では、各種道路事業や公園、公営住宅などに係る補助金、5 目教育費補助金では、1 節教育総務費補助金の細節 2 屋内運動場落下物防止対策に係る改善交付金、次のページになりますが、4 節幼稚園費補助金は、就園奨励費補助金などが主なものであります。

3 項国庫委託金、調定額 688 万 9,805 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では外国人の中長期在留者事務に係るもの、2 目の民生費委託金は基礎年金にかかわる委託金が主なものであります。

51 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 4 億 8,490 万 824 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金につきましては、障害者支援分や児童手当に係る負担金が主なものであります。

2 目農林業費負担金につきましては、農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものであります。

3 目土木費負担金は、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2 項道補助金、調定額 6 億 1,595 万 332 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金、1 節総務費補助金、細節 1 は防災備蓄品の整備、細節 2 は新庁舎建設に係る地域づくり総合交付金になります。

2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金では、細節 1 の地域生活支援事業費補助金や、次のページになりますが、細節 4 の重度心身障害者の医療費補助金など、2 節の児童福祉費補助金では、乳幼児等医療費道補助金、放課後の児童対策に係る地域子ども・子育て支援事業交付金などが主なものであります。

3 目衛生費補助金は、健康増進事業に係る補助金、4 目農林業費補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1 節農業費補助金では、細節 6 の中山間地等直接払事業や、次のページになりますが、細節 9 新規就農者に対する青年就農給付金、細節 10 担い手確保・経営強化支援事業補助金は、TPP 関連政策の事業で融資を受けている農業用施設、機械を導入した融資残に対する補助事業などが主なものであります。

2 節畜産業費補助金では、細節 8 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金は畜産・酪農の体質強化を図るための省力化機械等の導入に係る補助金、細節 9 地域づくり総合交付金は十勝畜産農協が行った施設整備に対する間接補助などが主なものであります。

3 節土地改良事業費では、細節 3 の地域の活動組織が行う農地の保全活動に対する多面的機能支払推進交付金事業補助金、細節 6 の担い手への農地集積、集約化を図るための基盤整備に対する農業者の負担軽減対策である農業経営高度化促進事業補助金などが主なものであります。

次のページであります。4 節の林業費補助金は各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などあります。

5 目商工費補助金は消費者行政に関する交付金、6 目土木費補助金は札内福祉センターの改築に係る交付金、7 目教育費補助金は学校支援地域本部事業に係る補助金、8 目災害復旧費補助金は、細節 1 経営体育成支援事業は、昨年の台風被害を受けた農業施設、機械の復旧に当たり、融資を受けて実施した

際に融資残に対する緊急支援としての補助金であります。

3 項道委託金、調定額 6,695 万 5,399 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金では、2 節徴税費委託金の道民税徴収事務や、次のページになりますが、4 節の参議院選挙費に係る委託金、3 目の農林業費委託金では、3 節土地改良事業費委託金の道営土地改良事業に係る監督等補助の委託金が主なものであります。

5 目土木費委託金では、1 節道路橋梁費委託金の細節 1 樋門管理に係る道委託金が主なものであります。

63 ページになります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1,789 万 6,079 円に対しまして、収入済額 1,699 万 3,879 円、収入未済額 90 万 2,200 円であります。

1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

2 目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

2 項財産売払収入、調定額 9,296 万 1,302 円に対しまして、収入済額 8,581 万 8,252 円、収入未済額 714 万 3,050 円であります。

1 目不動産売払収入、1 節その他不動産売払収入は、除間伐材、皆伐材の売払収入であります。

2 節土地売払収入は、札内中央町、旭町の分譲地の売り払いが主なものであります。

2 目物品売払収入は、主に苗木などの売り払いに係る収入が主なものであります。

65 ページになります。

18 款 1 項寄付金、調定額 2 億 8,370 万 4,106 円に対しまして、同額収入であります。

主にふるさと寄付金の収入であります。

67 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 7 億 2,480 万 7,000 円に対しまして、同額収入であります。

1 目の財政調整基金繰入金は一般財源の調整分として、2 目の減災基金繰入金は当該年度の公債費に、3 目のまちづくり基金繰入金は一般財源の調整のほか、札内川河川敷ゴルフ場の復旧工事に当たった増資などに、4 目の庁舎建設基金繰入金は新庁舎建設事業に充当するために繰り入れしたものであります。

2 項特別会計繰入金、調定額 3,100 円に対しまして、同額収入であります。

1 目介護保険特別会計繰入金は、介護保険制度の低所得者保険料軽減に係る負担金の精算に伴う繰入金であります。

次のページになります。

20 款 1 項繰越金、調定額 2 億 3,793 万 5,366 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、調定額 347 万 2,188 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 1,002 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 5 億 5,116 万 580 円に対しまして、収入済額 5 億 4,779 万 21 円、収入未済額 337 万 559 円であります。

各種貸し付けへの返済による収入であります。

次のページになりますが、4 項受託事業収入であります。調定額 818 万 9,440 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 目衛生費受託事業収入、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入、4 目教育費受託事業収入は、学校給食に係る受託事業の収入などであります。

5 項雑入、調定額 4 億 9,327 万 8,572 円に対しまして、収入済額 4 億 4,642 万 1,917 円、不納欠損額 157 万 9,599 円、収入未済額は 4,527 万 7,056 円であります。

なお、不納欠損額につきましては、学校給食費 11 件分でございます。

次のページになります。

1 目雑入は、1 節の住民健診等負担金から 79 ページの 6 節国民健康保険特別会計負担金までの、他の科目に属さない収入であります。

次に、83 ページをお開きいただきたいと思います。

22 款 1 項町債、調定額 22 億 7,894 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務債から87ページの10目災害復旧債まで、各種事業等に充当するための地方債の借り入れであります。

なお、9目臨時財政対策債は、普通交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

また、89ページに未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 実質的な財源が少しでも多くなればいいという思いで、一つだけお尋ねするのですが、当初の一番最初の説明で、地方債として一般会計で191億円何がし、特別会計で110億円を超える地方債があるという説明がありました。これの資料では、17ページにそれぞれの金利が、一定の幅がありますが、5段階に分けて説明がされております。ここでは、4%を超えるもの、あるいは4%以下、3%以下ということになっているのですけれども、現実には、今、金利そのものはもうここ10年以上は、厳密に言いますと1990年にゼロ金利というものが出されて、2001年に0.5%、2008年には0.3%と、ずっと低利できています。そういうことを考えると、この4%を超える、あるいは4%以下、3%以下というのも、当時の借りた金利でありますから、これはもうやむを得ないものとは思いますが、大変高いものだというふうに思います。

そこで、まずその4%を超える金利の中で、一般会計、特別会計、最高金利はどれだけのものが残っていて、金額では幾らなのかということと、町は財源を生み出すために、繰上償還と借り換えというものを両方行っていると思います。平成28年度においては、これがどのぐらい実施されたのか、借り換えでは幾らの金利のものが幾らの安いものにかえられて、そして財源が生み出されたのかお伺いしたいと思います。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） ご質問の金利でございますが、5%超え、4%超えで最高の金利だというふうに思いますが、最高の金利で申し上げますと、5.2%の借入金利がございます。

それと、28年度の繰上償還の実績でございますが、1億129万6,000円を繰上償還しております。なお、この繰上償還につきましては、銀行借入資金、いわゆる銀行縁故債の資金ということとなります。

それと、これからそういう高い金利については繰上償還をしていったらいいのではないかとということでございますけれども、実を言いますと、国の、昔の大蔵融資とか、財務融資とかという部分とか、それとか機構からの借り入れだとか、そういう金利につきましては、基本的には繰上償還ができない仕組みになっております。これはなぜかと申しますと、国のほうにおいて、その金利をいろいろな事業に充てていっているという形がありますので、国の財政状況も、これ変化してくるというものがありますので、自由に借り換えをするというのはなかなかできないという仕組みでございます。

過去に、確かに、平成19年だったと思いますけれども、19年、20年、21年ぐらいの3年間ぐらいで、国のそういう高い金利、あときは5%超えのものだったと思いますが、そういうものは借り換えが可能になったときもあります。それは、国が予算づけをして、要は、今後自治体が払う金利相当分を補助金として、国の内部のほうで補助金というのですか、金を振りかえる形でやって、そして、その市町村は完全に繰上償還するものと借り換えするものと分けて、国の制度の中でやらせていただいたというような仕組みがございまして、そういう新たな制度ができない限り、なかなか国のそういう償還というものはできない仕組みになっているということで、そこはご理解いただきたいなというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最高で5.2%と、これは相当前のときのものではないかなと。特に、特別会計、水道会計などで高い金利を払ってきた記憶があるのですけれども、たしか以前、今、部長がお答えいただいた、限られた期間に繰上償還で借り換えができたというのは、もう一つ、その起債制限比率との関係

で、起債の金額によって、つまり借金の割合の高いところについては認めるけれども、そうでないところは認めないという時期もあったのだと思うのです。これは解消された。

今、機構のものだとか、いろいろ借り換えできないのだというのですけれども、全く地方自治体の意思では、この金利について何とか安くしようとしても、どうにもならないという、もうコンクリートされたものなのですか。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 基本的には、やはり財務資金等についてはできません。

ただ、唯一、絶対できないかという、お願いすればやっていただけることもあります。ただし、将来、未来にわたっての金利相当分を保証金として取られてしまうのです。そうすると、繰上償還をしても、効果が出てこなくなってくると。

要は、先ほど言いましたように、国はその金利をもって運用していく事業がありますから、その金利が入ってこないということになりますと、これはやっぱり国のほうでは困ってくるのです、いろいろな財政運営上。ですから、その分は保証金として下さい。であれば、繰上償還を認めますよというような仕組み。ですから、私が申し上げたのは、実質できないというのは、そこにあると、やっても意味がなくなってしまうといったところで、できないというふうに考えていったほうがよろしいのかなというふうに思います。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） なかなか、昔から3割自治のせつなさというのをやってきましたけれども、地方自治体といえども、地方自治体の意思で、このたくさんの金利を解消していくというのは難しい、自主財源が少ない、何て言うのですか、悲しさといいますか、そういう状況なのですね。

総額で、一般会計、特別会計を合わせましたら300億円になりますから、ですから、全部が4%などとは思いませんけれども、例えば、今回の資料の真ん中の3%というふうに見たにしても、10年、20年、返す年数でももちろん金額は変わってきますけれども、300億円の3%、9億円、これが10年で90億円、20年でその倍とかというふうになるのですけれども、実質金利などは、今、0.1%というようなことで、国が当てにしているというのはわかるのですけれども、今で言えば本当に丸々入ってくると言いますか、そういう状況ではないかと思うのです。ですから、仕組み的にできないということを求めるということはなりませんので、ぜひそういった今日の金利に合った財政運用というような、もっと金利を下げてくださいというような、そういった働きかけといいますか、そういうことをやりながら、実質的には今の財政状況に合った運営になることが望まれるのではないかというふうに思います。

そういう働きかけをしていただきたいことと、ことし、この28年度の予算の中で実質的に繰上償還は1億129万円ということでありました。これは繰上償還ですから、安いものに借り換えたということでもないのかなとは思いますが、このことによって運用できるお金というのは、こういう財政措置をとったことによって生み出される財源というのは、幾らぐらいになるのでしょうか。

○委員長（谷口和弥） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 委員がおっしゃっている、その高い金利のことなのですから、過去に借りた金利、高い時代のときの金利なのですね。ですから、今、残高でいうと5、6億円だと思えますけれども、それが残っているということで、最近借りている部分で言いますと、財務系の資金でも0.01%で借り入れていると。また、銀行縁故債でも、平成28年度債として借りているものは0.45%で借りているということで、最近借りているのは、大体0.数%ぐらいの金利ですので、さほど大きな、高金利の金利は借りていないということをご理解いただきたいと思います。

また、1億円を借りて、それを繰上償還したときのプラスになる部分が幾らになるかということかと思うのですけれども、それは、要は利息分として何年の起債かによって違うかと思えますけれども、大体うちが借りているのは、建物系でいうと15年とか、それぐらいのものが多いのですが、それでいくと550万円程度の利息軽減になるということでございます。

申しわけありません、失礼しました。働きかけをというものがあつたかと思えます。申しわけありませんでした。

国にそういう高い金利を借り換えできるように働きかけをということで、先ほど、私が申し上げました、過去19年、20年、21年と3年間を調べましたら、やっておりました。それと同じような制度がまた出てくればいいのですけれども、まだ、当時は7%、8%というものがございましたので、それで借り換えていただけたのですけれども、現在は、今、ご説明しましたように、1%以下がほとんどの資金でございますので、余り高い金利のウエートがないということにおいて、そこを要望するというのは相

当難しいし、また、国も国で財政計画というのを立てて、さまざまな事業をやるということもございませうから、そこはなかなか難しい部分でなかろうかなというふうに考えます。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大きくりでわかりました。繰上償還をやっていた3年間は、7%とか、記憶にあります、高い金利だったということが。ですけれども、そのときはもちろん今日のように0.0コンマというような金利で新しく借りることはできなかった、もうちょっと高かったときではないかなというふうに思うのですよね。そうすると、地方の財政が厳しいと、交付税も前年度から比べて下がっていると、いろいろなことを思えば、国が厳しいというのも、それは国もそういう利息を当てにした政策の打ち方をされているわけですから、当然ですけれども、やっぱり地方の実情は地方から上げていくということが一番ではなかろうかと思えます。これからも、長期で見ながら、財政運用をしていかなければならないと思えますし、合併特例債がいよいよ一本算定になってもう10年が過ぎましたから、なっていくこともありますし、それから、これから庁舎等についての支払いもふえていくということになれば、かなり財政的な運用も考えていかなければならないというふうに思います。そういったことを念頭に、可能な限りの自主財源といいますか、こういったことについても、なかなか風穴は開けられないようですけども、努力を求めて質問を終わりたいと思います。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 総括質疑については、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際、15時10分まで休憩いたします。

14:59 休憩

15:10 再開

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成28年度幕別町国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成28年度における年間平均としての被保険者数は7,337人であり、前年度と比較いたしますと383人の減、率にして5.0%の減となっております。

また、同様に年間平均としての被保険者世帯数は4,036世帯であり、前年度と比較しますと179世帯の減、率にして4.2%の減となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款国民健康保険税から10款連合会支出金までの歳入合計については、調定額38億2,225万8,519円に対して、収入済額36億6,567万8,754円となっております。

5ページをお開きください。

歳出総括についてであります。

1款総務費から11款予備費までの歳出合計については、予算現額37億9,981万9,000円に対して、支出済額35億3,511万4,428円となっております。

次に、6ページの右下の欄外をごらんください。

平成28年度決算における歳入歳出差し引き残額は1億3,056万4,326円であります。

このうちの1億3,000万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰り入れまして、残りの56万4,326円につきましては、平成29年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明申し上げます。

29 ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 8,911 万 3,000 円に対して、支出済額 8,565 万 2,429 円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 9 人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要した経費であります。

31 ページをお開きください。

2 目連合会負担金、本目は医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2 項徴税費、予算現額 696 万 5,000 円に対して、支出済額 660 万 3,104 円であります。

1 目賦課徴収費、本目は国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であり、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分に係る負担金であります。

3 項 1 目運営協議会費、予算現額 35 万 8,000 円に対して、支出済額 15 万 6,015 円であります。国保運営協議会の運営に要した経費であります。

35 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、予算現額 19 億 6,055 万 7,000 円に対して、支出済額 17 億 9,053 万 3,976 円であります。

1 目一般被保険者療養給付費及び 2 目退職被保険者等療養給付費については、被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要した経費であります。

3 目一般被保険者療養費及び 4 目退職被保険者等療養費については、被保険者が補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に要した経費であります。

5 目審査支払手数料、本目は医療費の支払い等の事務に要した経費であります。

2 項高額療養費、予算現額 2 億 3,040 万円に対して、支出済額 2 億 1,991 万 1,759 円であります。

1 目一般被保険者高額療養費及び 2 目退職被保険者等高額療養費については、高額療養費に要した経費であります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費及び 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費については、世帯の 1 年間における医療給付と介護給付の自己負担額の合算額が一定の基準を超える場合に、その超えた分を本人に戻すもので、それに要した経費であります。

37 ページをお開きください。

3 項移送費、予算現額 21 万円に対して、支出はありません。

4 項出産育児諸費、予算現額 2,101 万 1,000 円に対して、支出済額 1,093 万 8,314 円であります。

1 目出産育児一時金は、平成 28 年度の実績では 26 件であります。

5 項葬祭諸費、予算現額 150 万円に対して、支出済額 72 万円であります。

1 目葬祭費、平成 28 年度実績は 24 件であります。

39 ページをお開きください。

3 款 1 項後期高齢者支援金等、予算現額 3 億 9,717 万 3,000 円に対して、支出済額 3 億 9,717 万 1,418 円であります。

後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費に対する町保険者としての支援金分と事務費に係る拠出金であり、支払基金に支出したものであります。

41 ページをお開きください。

4 款 1 項後期高齢者納付金等、予算現額 28 万 4,000 円に対して、支出済額 28 万 2,469 円であります。前期高齢者が保険者間で偏在していることから、保険者間の負担の不均衡を調整するための納付金と事務費に係る拠出金であり、支払基金に支出したものであります。

43 ページをお開きください。

5 款 1 項老人保健拠出金、予算現額 2 万 1,000 円に対して、支出済額 1 万 2,707 円であります。

老人保健制度は既に廃止されておりますが、過年度の精算等に係る医療費及び事務費に係る拠出金であり、支払基金に支出したものであります。

45 ページをお開きください。

6 款 1 項介護納付金、予算現額 1 億 4,867 万円に対して、支出済額 1 億 4,866 万 9,925 円であります。国保被保険者のうち 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者に係る保険料負担分を支払基金に納付したものであります。

47 ページをお開きください。

7 款 1 項共同事業拠出金、予算現額 8 億 9,395 万 6,000 円に対して、支出済額 8 億 4,276 万 7,087 円であります。

1 目高額医療費拠出金、本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が行う再保険事業に対して必要経費を拠出するものであり、1 件 80 万円を超える高額医療費が対象となります。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、本目は 1 目と同様のものですが、1 件 80 万円以下的高額医療費が対象となります。

49 ページをお開きください。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、予算現額 1,901 万 3,000 円に対して、支出済額 1,362 万 8,182 円であります。

こちらは生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の事業に要した経費であります。

2 項保健事業費、予算現額 583 万 7,000 円に対して、支出済額 558 万 8,690 円であり、被保険者の健康の保持増進を図るために要した経費であります。

51 ページをお開きください。

9 款 1 項公債費、予算現額 5 万円に対して、支出はありません。

53 ページをお開きください。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 1,470 万 1,000 円に対して、支出済額 1,247 万 8,353 円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金、平成 28 年度の実績は 38 件分であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、これについては実績はありません。

3 目償還金、本目は前年度の医療費等の確定に伴う国及び道への精算還付金であります。

4 目一般被保険者還付加算金、平成 28 年度実績は 5 件分であります。

5 目退職被保険者等還付加算金、実績はございません。

55 ページをお開きください。

11 款 1 項予備費、予算現額 1,000 万円に対して、支出はありません。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7 ページにお戻りください。

7 ページ、1 款 1 項国民健康保険税、調定額 9 億 5,394 万 3,161 円に対して、収入済額が 7 億 9,976 万 1,935 円、不納欠損額は 120 件で 1,273 万 4,356 円、収入未済額は 1,697 件で 1 億 4,144 万 6,870 円であります。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額 6 万 1,600 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 1 億 4,150 万 8,470 円であります。

1 目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率であります。1 節の医療給付費の現年分については 97.1%で、前年度と比較しますと 0.56 ポイントの増、3 節の後期高齢者支援金分については 97.27%で、前年度と比較しますと 0.53 ポイントの増、5 節の介護納付金分については 97.07%で、前年度と比較しますと 0.48 ポイントの増となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率については 97.18%で、前年度と比較しますと 0.54 ポイントの増となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。1 節の医療給付費分につきましては 96.63%、前年度と比較しますと 0.5 ポイントの減、3 節の後期高齢者支援金分については 96.61%で、前年度と比較しますと 0.44 ポイントの減、5 節介護納付金分については 96.39%で、前年度と比較しますと 0.77 ポイントの減、これらの現年課税分の合計の収納率については 96.58%で、前年度と比較しますと 0.54 ポイントの減となっております。

なお、一般被保険者と退職被保険者とを合わせた現年課税分の収納率については 97.17%で、前年度と比較しますと 0.52 ポイントの増となっております。

9 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額とも 5 億 5,603 万 4,026 円であります。

1 目療養給付費等負担金、本目は療養給付費等に係る国の定率負担分であり、負担率は 32%であります。

2目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率負担分であり、負担率は4分の1であります。

3目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等に係る国の定率負担分であり、負担率は3分の1であります。

2項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに7,439万1,000円であります。

1目財政調整交付金、本目は市町村間の財政力格差の是正を全国レベルにて調整した上で交付されるものであります。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金、本目は平成30年度から国保の運営主体が北海道に移行することから、その準備に伴う国民健康保険システムの改修に係る補助金であります。

11ページをお開きください。

3款1項療養給付費等交付金、調定額及び収入済額とも3,686万669円であります。

退職被保険者等の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されているものであります。

13ページをお開きください。

4款1項後期高齢者交付金、調定額及び収入済額ともに7億7,267万577円であります。前期高齢者の療養給付費等に対する財源として、支払基金から交付されているものであります。

15ページをお開きください。

5款道支出金、1項道負担金、調定額及び収入済額ともに2,327万997円あります。

1目高額医療費共同事業負担金、本目は高額医療費共同事業拠出金に対する北海道の定率負担分であり、負担率は4分の1であります。

2目特定健康診査等負担金、本目は特定健康審査等に係る北海道の定率負担分であり、負担率は3分の1であります。

2項道補助金、調定額及び収入済額ともに1億7,846万7,000円あります。

1目都道府県財政調整交付金、本目は市町村間の財政力格差の是正と地域の実情に応じた調整を、全道レベルにおいて行った上で交付されたものであります。

17ページをお開きください。

6款1項共同事業交付金、調定額及び収入済額ともに7億9,990万9,806円あります。

1目高額医療費共同事業交付金、本目は1件80万円を超える高額医療費に係る国保連からの交付金であります。

2目保険財政共同安定化事業交付金、本目は1件80万円以下の高額医療費に係る国保連からの交付金であります。

19ページをお開きください。

7款繰入金、1項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに3億8,112万6,671円あります。

1目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1節は低所得者等に適用されている国税の軽減措置相当分、2節は保険者に対する国の支援分、3節は国保事務に係る担当職員の人件費相当分、4節は出産・育児の給付に係る町の負担分、5節は保険者の責めに帰することができない事情による国保財政の負担増に対する支援分、6節はその他として国保財政の財源不足等に対処したものであります。

21ページをお開きください。

8款1項繰越金、調定額及び収入済額ともに4,049万5,442円あります。

23ページをお開きください。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに258万6,576円あります。

2項預金利子及び3項受託事業収入については、調定額及び収入済額ともにゼロ円あります。

4項雑入、調定額250万2,594円に対して、収入済額10万4,055円、収入未済額239万8,539円あります。

4目一般被保険者返納金、本目は社会保険加入により、国保加入の資格を喪失した後に被保険者として受診をした場合、当該者から給付費相当分を返納してもらったもので1件分であります。

25ページになりますが、6目の保険医療費保険医療機関返納金、本目は医療機関の不正請求より返還金が生じたもので1件分あります。

7目雑入、本目は償還払いの一般療養費のうち高齢受給者の公費負担分が国保連から交付されたものであります。

27ページをお開きください。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、調定額及び収入済額ともにゼロ円であります。

以上で、国民健康保険特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 国民健康保険特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 3 号、平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

58 ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成 28 年度末における被保険者数は 4,136 人であり、前年度と比較しますと 88 人の増、率にして 2.2%の増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款後期高齢者医療保険料から 5 款諸収入までの歳入合計については、調定額 3 億 5,303 万 8,456 円に対して、収入済額 3 億 5,287 万 8,663 円となっております。

60 ページをお開きください。

次に、歳出の総括についてであります。

1 款総務費から 4 款予備費までの歳出合計については、予算現額 3 億 5,663 万 9,000 円に対して、支出済額 3 億 5,238 万 2,082 円となっております。

61 ページの右下の欄外をごらんください。

平成 28 年度決算における歳入歳出差し引き残額は 49 万 6,581 円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

72 ページをお開きください。

初めに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,080 万 2,000 円に対して、支出済額 1,050 万 910 円あります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 1 人分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 100 万 4,000 円に対して、支出済額 92 万 3,381 円あります。

後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要した経費であります。

76 ページをお開きください。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 3 億 4,268 万円 3,000 円に対して、支出済額 3 億 4,077 万 5,391 円あります。

事務費負担金と保険料納付金分を広域連合へ納めるものであり、保険料納付金分については、本町の被保険者から徴収した保険料分と保険料軽減に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

78 ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 205 万円に対して、支出済額 18 万 2,400 円あります。

保険料の還付金は、21 件分あります。

80 ページをお開きください。

4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円に対して、支出済額ゼロ円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

62 ページをお開きください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、調定額 2 億 5,093 万 9,200 円に対して、収入済額は 2 億 5,077 万 9,407 円、不納欠損額はゼロ円、収入未済額は 11 件で 15 万 9,793 円あります。

なお、収入済額に過誤納金還付未済額 36 万 8,300 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 52 万 8,093 円であります。

現年分の収納率は、過誤納金還付未済額 36 万 8,300 円を除き 99.92%で、前年度と比較しますと 0.11 ポイントの増となっております。

なお、広域連合会全体の現年分の収納率は 99.38%で、前年度と比較しますと 0.12 ポイントの増となっております。

64 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともゼロ円であります。

66 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額とも 1 億 146 万 9,000 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたものであり、2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れたものであります。

68 ページをお開きください。

4 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 44 万 7,856 円であります。

70 ページをお開きください。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、3 項預金利子並びに 4 項雑入については、調定額及び収入済額ともゼロ円であります。

2 項償還金及び還付加算金については、調定額及び収入済額ともに 18 万 2,400 円であります。

過年度の保険料に係る還付金 21 件分であり、広域連合から収入され、対象者に還付したものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 28 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 平成 28 年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

83 ページをお開きください。

初めに、概要についてであります。

平成 28 年度末現在における第 1 号被保険者は 8,284 人であり、前年度と比較しますと 170 人の増、率にして 2.1%の増となっております。

要介護等認定の状況については、平成 28 年度末現在で要支援 1 から要介護 5 までの認定を受けている方は 1,650 人であり、前年度と比較しますと 38 人の増、率にして 2.4%の増となっております。

第 1 号被保険者に対する要介護認定者の割合は平成 28 年度末現在で 19.51%であり、前年度と比較しますと 0.07 ポイントの増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款保険料から 10 款諸収入までの歳入合計については、調定額 23 億 6,963 万 315 円に対して、収入済額 23 億 6,506 万 9,630 円となっております。

85 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 5 款諸支出金までの歳出合計については、予算現額 23 億 5,195 万 6,000 円に対して、支出済額 21 億 9,644 万 9,899 円となっております。

次に、86 ページの右下の欄外をごらんください。

平成 28 年度決算における歳入歳出差し引き残額は 1 億 6,861 万 9,731 円であります。

このうちの 1 億 925 万 5,452 円を地方自治法の規定に基づきまして、介護給付費準備基金に繰り入れまして、残りの 5,936 万 4,279 円につきましては、平成 29 年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

107 ページをお開きください。

初めに、歳出についてであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 2,398 万 8,000 円に対して、支出済額 2,373 万 6,118 円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 2 人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 103 万円に対して、支出済額 100 万 3,241 円であります。

1 目賦課徴収費、本目は保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

109 ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、予算現額 3,099 万 6,000 円に対して、支出済額 2,943 万 8,547 円であります。

1 目東十勝介護認定審査会費、本目は審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 人分の人件費など審査会の運営に要した経費であります。

111 ページをお開きください。

2 目認定調査等費、本目は認定調査に要した経費であります。

12 節役務費、細節 15 主治医意見書作成手数料は、1,921 件分であります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 31 万円に対して、支出済額 27 万 2,985 円であります。

協議会の委員報酬など、協議会の運営に要した経費であります。

113 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 18 億 9,825 万 8,000 円に対して、支出済額 17 億 9,668 万 7,948 円であります。

1 目居宅介護サービス等給付費、本目はホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、本目は認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスに係る保険給付費であります。

3 目施設介護サービス給付費、本目は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費、本目は要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 1 億 5,146 万 9,000 円に対して、支出済額 1 億 2,555 万 4,250 円であります。

1 目介護予防サービス等給付費、本目は要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、本目は介護予防、小規模多機能型居宅介護に係る保険給付費であります。

3 目介護予防サービス計画給付費、本目は要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

115 ページをお開きください。

3 項その他諸費、予算現額 272 万円に対して、支出済額 205 万 9,094 円であります。

1 目審査支払手数料、本目は介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払ったものであります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 5,200 万円に対して、支出済額 4,581 万 3,516 円であります。

利用者の月額負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 1,000 万円に対しまして、支出済額 728 万 7,901 円であります。

1 年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 40 万円に対して、支出済額 35 万 5,528 円であります。

介護保険給付対象外の滑りどめバスマット購入などの経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 1 億 1,280 万円に対して、支出済額 1 億 124 万 5,060 円であります。

自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して基準費用額と負担限度額との差

額分を補足給付として支給したものであります。

117 ページをお開きください。

3 款 1 項基金積立金、予算現額 4 万 1,000 円に対しまして、支出現額 4 万 389 円であります。
介護給付費準備基金へ積み立てしたものであります

119 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、予算現額 1,047 万 1,000 円に対して、支出済額 872 万 7,329 円であります。

1 目介護予防高齢者施策事業費、本目は要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者等に対する介護予防事業に要した経費が主なものであります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 2,621 万 2,000 円に対して、支出済額 2,312 万 5,367 円であります。

1 目包括的支援事業費、本目は成年後見制度の啓発を初めとした各種相談等に要した経費であります。

121 ページをお開きください。

2 目任意事業費、本目は札幌市にあるシルバーハウジングへ生活指導員を派遣していることに要する経費やグループホームに入所されている低所得者に対する家賃補助が主なものであります。

3 目地域包括支援センター運営費、本目は介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名及び嘱託職員の人件費が主なものであります。

125 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 3,125 万 7,000 円に対して、支出済額 3,109 万 9,526 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金、本目は平成 27 年度以前分の保険料還付未済分 37 件を還付したものであります。

3 目償還金、本目は平成 27 年度の保険給付費等の確定に伴う国・道支払基金への返還金であります。

2 項繰入金、予算現額 4,000 円に対して、支出済額 3,100 円であります。

1 目他会計繰入金、本目は一般会計への繰入金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

87 ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 4 億 8,927 万 8,873 円に対して、収入済額は 4 億 8,471 万 8,188 円、不納欠損額は 96 件で 73 万 1,200 円、収入未済額は 121 件で 382 万 9,485 円であります。

現年度分の収納率は過誤納金還付未済額 6 万 5,900 円を除き 99.67%で、前年度と比較しますと 0.22 ポイントの増となっております。

89 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額及び収入済額ともに 762 万 2,000 円であります。
東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

91 ページをお開きください。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともに 7 万 6,800 円であります。
道営とかち野団地内のシルバーハウジング生活援助員派遣に係る手数料であります。

93 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに 4 億 178 万 7,758 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金、本目は介護給付費に対する国の負担分であり、負担率は施設分が 15%、それ以外が 20%であります。

2 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 1 億 2,977 万 1,220 円であります。

1 目調整交付金、本目は市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されたもので、本町への交付割合は 5.69%となっております。

2 目地域支援事業交付金、本目は要介護者にならないように予防するために行われる事業に対して国から交付されたもので、1 節の介護予防事業に対しては 25%、2 節の包括的支援事業・任意事業に対しては 39%の交付率となっております。

95 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額及び収入済額ともに 6 億 799 万 5,507 円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金、本目は40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分で、負担率は28%であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、本目は介護予防事業実施に伴う支払基金からの交付金であります。

97 ページをお開きください。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額及び収入済額ともに3億859万264円であります。

1 目介護給付費道負担金、本目は介護給付費に対する道の負担分で、負担率は施設分が17.5%、それ以外が12.5%であります。

2 項道補助金、調定額及び収入済額ともに786万8,610円であります。

1 目地域支援事業道交付金、本目は要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対して道から交付されたもので、1 節の介護予防事業に対しては12.5%、2 節の包括的支援事業・任意事業に対しては19.5%の交付率となっております。

2 目権利擁護人材育成事業道補助金、本目は成年後見実施機関における人材育成とフォローアップ事業に係る道補助金であります。

99 ページをお開きください。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに4万389円で、介護給付費準備基金利子であります。

101 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに3億1,634万9,228円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節は介護給付費に対する町の負担分で、率は12.5%であります。

2 節と3 節は、要介護者にならないように予防するために行われる事業に対する町の負担分で、率は2 節が12.5%、3 節が19.5%であります。

4 節は、低所得者に係る保険料軽減分であります。

5 節は担当職員の人件費及び事務経費相当分であります。

103 ページをお開きください。

9 款1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに1億11万2,091円であります。

105 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに1万500円であります。

1 目第1号被保険者保険料延滞金、本目は保険料に係る延滞金であります。

3 項雑入、4 目雑入、本目は生活保護で第2号被保険者の認定調査費に係る12件分の費用に対して道から収入したものが主なものであります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） はい。ページ数113ページの保険給付費になりますが、3、施設型介護サービス給付費。毎年伺っておりますけれども、施設に希望されている方が入所されているということではあります。希望しても入れない状況はいまだ解消されていないと思います。その実態について示していただきたいと思います。

もう一つは、ページ数にしまして120ページの2、包括支援事業の13委託料、6成年後見推進事業委託料、成年後見人制度というのは、まだまだ新しい制度ではあります。町としては成年後見人の養成講座も行って養成もし、実際にその仕事をしていただいているということがあると思います。平成28年度では、その実績について伺います。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず1点目の施設の入所状況、実態についてということでもありますけれども、平成29年7月現在になりますけれども、まず介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームにつきましては、入所者が広域型で77名、次に地域密着型介護老人福祉施設、こちらにつきましては札内と本町、忠類に3施設ございまして、入所者が合わせて86名、次に介護老人保健施設につきましては、札内に1カ所ありまして59名が入所しております。

次に、待機者の状況につきましてなのですが、同じく平成29年7月末現在で、町内の特別養

護老人ホームの待機者につきましては121名、その中で特に入所の必要性の高いとされております要介護4と要介護5の方につきましては56名、そのうち入院、ほかの施設に入所されております50名の方を除きますと、6名の方が在宅で入所を待機されているというような状況であります。

続きまして、成年後見人の事業状況ということなのですが、こちらにつきましては幕別町社会福祉協議会のほうに委託をして実施しております、平成28年度の相談実績としましては、来所者としての相談が1名、電話での相談が7名、その他1名ということで合計9名というところとなっております。相談者の内訳なのですが、本人、親族が4名、近隣住民、知人が1名、あと介護福祉関係者として4名ということで合わせて9名といった状況となっております。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず施設の待機者のほうであります、制度が変わりまして介護度3以上でないと入所できない原則というふうに変えられております。

したがって、今重度の方4、5の中で56人が待機され、6名が自宅ということではあります、認知症など4、5に達しなくても、あるいは3、4、5に達しなくても希望されて、その状況にあるような、いわゆる利用できないで認知を持ちながらも自宅で待機している、そういう事例はございませんか。全体としては、緩和はされてきているのだろうとは思いますが、それはあくまでもそういった入所を申し込める人が3以上になった、つまり分母が下がることによって全体が下がっているという状況ではないかと思うのですが、その辺の見解はいかがでしょう。

成年後見人のほうなのですが、これはこれからますます要望の高い事業になってくるだろうというふうに思います。養成されて後見人の方を町内で、講習も受けていただいているのだろうと思うのですが、その実績も示していただけませんか。

○委員長（谷口和弥） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） まず施設の関係だったので、要介護3の方も確かに待機者としていらっしゃる、人数としては47名となっております。その中で、在宅で待機されている方が24名といった状況となっております。

3以上でないと今度は原則入れないということで、分母の関係がちょっと変わったことによってという話もありまして、確かにそういった状況もございますけれども、実は、毎年毎年、待機者というのが百数十名ほどいらっしゃる状況にはあるのですけれども、その方たちというのは、ずっと同じ方が待機をしているというような状況ではありません、例えばなのですけれども、去年で言いますと、平成28年度中に実際特別養護老人ホームのほうに入所された方が何名いらっしゃるかと申しますと、退所されたのが77名いらっしゃいまして、入所者が78名ということで、いわゆる78名が去年既に施設のほうに入所されているということで、そうは言いますが実際にはまた百二十数名が待機者ということなので、新しく毎年毎年、待機者が入れかわっているというような状況にあるのかなというふうに思っています。

その入所の状況も、大体平均待機期間でいえば1年3カ月程度と、で、最短では0.8カ月での入所もあるということなので、一概には言えないとは思いますが、1年ちょっとではある程度施設のほうには入所できるというような状況にありますので、待機している中でも、短期入所など各種居宅介護サービスを活用することで、入所までの間、本人ですとか同居して介護をする家族の方等の負担を軽減できるような形で、今後も町として包括支援センターなりが支援をしていきたいというふうには考えているところであります。

もう一点目です。成年後見制度の関係なのですが、今現在、20名の方が市民後見人として活動支援を行っております。どういった内容を行っているかといいますと、成年後見実施機関運営協議会という形でそういった協議会を開催したり、あとは研修会としてフォローアップ研修会、それと啓発活動として出前講座ですとか看護学生の実習を受けたりですとか、町民向けの講座などを実際に行っているというところであります。

こちらにつきましては、今年度も養成講座を行って人数をふやすということで、今取り組んでいるところであります。

以上です。

○委員長（谷口和弥） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 待機者のほうはわかりました。後見人が20名の方が講習等を受けていられるということですが、実際にこの方たちが成年後見人の任務、役割を果たされている、その必要とする方の後

見人に実際になって事業が進んでいるという事例はどのぐらいありますか。

○委員長（谷口和弥） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 成年後見なのですが、実際に市民後見人として後見を行ったことはまだございません。まだまだ、なっていた方には制度の普及、広報に力を入れていただく、まず相談のほうに力を入れていただくのがまだ実際のところでありまして、市民後見にはなかなか難しいところですが、帯広でも1件ぐらい事例はあったのですが、やはり市民後見の方がそのまま後見のほうを行うのは、まだまだ難しいのかなという思いがありますが、できるだけ後見の方がそういったことを進めるよりも、社会福祉協議会と協議しながらやっていかないと、これからますます高齢者もふえますので、そういった対応は必要だと思っておりますので、社協とも協力しながらやっていきたいと思っております。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 介護保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際16時10分まで休憩いたします。

休憩 15:59

再開 16:10

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第5号、平成28年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。
建設部長。

○建設部長（須田明彦） 平成28年度幕別町簡易水道特別会計決算について説明いたします。

128ページをお開きください。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算現額4億750万8,000円、調定額4億1,005万7,356円、収入済額4億894万1,283円であります。

130ページをお開きください。

歳出は、1款水道費と2款予備費の予算現額4億750万8,000円に対し、支出済額4億142万8,514円であります。

歳入歳出差し引き残額は、751万2,769円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から説明申し上げますので、145ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額4億740万8,000円、支出済額4億142万8,514円、1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理並びに整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設等に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

12節役務費は、各施設の遠方監視に係る電話料、水質検査費などが主なものであります。

13節委託料、細説1は各施設の管理点検委託業務、細説5は検針委託業務に要する費用であります。

147ページ、細説12及び13は糠内及び大豊の浄水場の各種機器更新に係る実施設計業務委託料。

15節工事請負費、細説1は検定満了量水器138カ所分の取りかえ工事費、細説3は幕別簡水糠内浄水場の機器類更新工事費であります。

細説4は美川地区の配水管布設工事、細説5は新和簡水の減圧弁施設更新工事、細説6は忠類簡水の忠類浄水場における計装設備更新工事であります。

細説7は、大豊簡水の大豊浄水場における計装設備更新工事が主なものであります。

16節原材料費、細説1は、量水器の新設として16個分の費用であります。

細説2は、検定満了量水器138個分の費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細説4は、更別村の給水区域より配水されている駒島・元忠類地区における維持管理に係る負担金。

23節償還金利子及び割引料、細説1は平成28年度分の起債償還金、細説2は同じく平成28年度分の起債償還に係る利子であります。

149ページ、2款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

133 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 205 万 2,000 円に対し、同額収入で消火栓更新工事に係る負担金であります。

135 ページ、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 9,453 万 2,571 円に対しまして、収入済額 9,341 万 6,498 円であります。

駒島ほか4 地区 1,188 戸分の使用料と滞納繰越分で、現年度分の収納率は 99.74%であります。

2 項手数料、調定額 28 万 8,000 円に対しまして、同額収入で設計手数料であります。

137 ページ、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 6,704 万円に対しまして、同額収入であります。一般会計繰入金であります。

139 ページ、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 1,204 万 4,802 円に対しまして同額収入で、前年度繰越金であります。

141 ページ、5 款諸収入、1 項雑入、調定額 9 万 9,983 円に対しまして同額収入で、施設用地使用料のほか災害時相互応援協定に基づき応急給水した費用であります。

143 ページ、6 款町債、1 項町債、調定額 1 億 3,400 万円に対しまして同額収入で、幕別簡水ほか4 地区の整備に係る事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計決算について説明いたします。

151 ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの予算現額 11 億 1,343 万 7,000 円に対しまして、調定額 11 億 4,453 万 6,273 円、収入済額 11 億 2,777 万 6,323 円であります。

153 ページ、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算現額 11 億 1,343 万 7,000 円に対し、支出済額 11 億 584 万 6,551 円であります。

歳入歳出差し引き残額は、2,192 万 9,772 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、170 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 878 万 1,000 円、支出済額 744 万 3,297 円、1 目一般管理費、本目は会計全般の管理に要する経常経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、19 節負担金補助及び交付金、細節 6 は十勝川流域下水道の運営に係る経費として、十勝環境複合事務組合への負担金、細節 7 は下水道使用料収納業務等に係る経費として、水道事業会計への負担金であります。

172 ページ、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額 9,870 万 3,000 円、支出済額 9,711 万 8,660 円、1 目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費で、担当職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料は、浄化センター及び札内中継ポンプ場の機器更新に伴う実施設計に要した委託料、新町污水枝線工事の実実施設計に要した委託料であります。

15 節工事請負費は、新町の污水管新設工事のほか浄化センター及び札内中継ポンプ場の機械、電気設備の更新工事、運動公園及び依田マンホールポンプ所のポンプ更新工事に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細説 3 は十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであります。

174 ページ、2 項下水道管理費、予算現額 1 億 3,202 万 4,000 円、支出済額 1 億 2,745 万 6,812 円、1 目浄化センター管理費、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理費であり、年間流入水量 68 万 8,100 トンの処理に要した経費であります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区における中継ポンプ場の維持管理費であり、年間流入量 178 万 7,000 トンを十勝川浄化センターへ圧送するために要した経費であります。

3 目管渠維持管理費、本目は污水及び雨水管渠、マンホール、公共ます、雨水排水ポンプ所等の維持管理に要した経費であります。

176 ページ、15 節工事請負費、細説 1 は管渠や公共ますの補修を行ったもので、公共ますにつきましては、130 カ所の補修を実施しております。

178 ページ、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 7 億 8,382 万 9,000 円、支出済額 7 億 8,382 万 7,782 円、起債償還の元金及び利子でありまして、1 目は元金、2 目は利子であります。

180 ページ、4 款予備費、1 項予備費、予算現額は 10 万円で、支出はありませんでした。次に、歳入についてであります。

156 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 99 万 6,200 円に対しまして、収入済額は 91 万 4,060 円、不納欠損額は 8 万 2,140 円であります。

1 目都市計画負担金、公共下水道の受益者負担金で、現年分の負担金収納率は 100%であります。

158 ページ、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3 億 4,786 万 9,629 円に対しまして、収入済額は 3 億 3,119 万 1,819 円であります。

幕別処理区及び札内処理区の使用料と滞納繰越分で、現年分の使用料収納率は 98.58%であります。

160 ページ、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 2,490 万円に対しまして、同額収入であります。

下水道建設に係る社会資本整備総合交付金であります。

162 ページ、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 4 億 3,431 万 8,000 円に対しまして、同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

164 ページ、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 1,338 万 2,988 円に対しまして同額収入で、前年度繰越金であります。

166 ページ、6 款諸収入、1 項雑入、調定額 26 万 9,456 円に対しまして、同額収入で、幕別浄化センター管理棟に設置している水道施設の監視装置に係る電気料が主なものであります。

168 ページ、7 款町債、1 項町債、調定額 3 億 2,280 万円に対しまして同額収入であります。

1 目都市計画事業債は、公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債であります。

2 目は資本費平準化債、3 目は下水道事業債の特別措置分であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明いたします。

182 ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 6 款町債までの予算現額 2 億 2,194 万円に対しまして、調定額 2 億 2,214 万 4,796 円、収入済額 2 億 2,209 万 196 円であります。

184 ページ、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算現額 2 億 2,194 万円に対し、支出済額 2 億 1,878 万 9,069 円であります。

歳入歳出差し引き残額は、330 万 1,127 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明いたします。

歳出から申し上げますので、199 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 549 万 4,000 円、支出済額 537 万 2,088 円、1 目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

19 設負担金補助及び交付金、細説 3 水洗便所設置補助金は 6 件分の水洗便所改造に係る補助金であります。

201 ページ、2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額 9,070 万円、支出済額 8,903 万 306 円、1 目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、15 節工事請負費、細説 1 排水処理施設整備工事は合併浄化槽 32 基分の整備費であります。

2 項排水処理管理費、予算現額 6,192 万 8,000 円、支出済額 6,066 万 9,615 円、1 目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費であり、13 節委託料は、合併浄化槽 748 基分の保

守点検、清掃を行った経費であります。

205 ページをお開きください。

3 款公債費、1 項公債費、予算現額 6,371 万 8,000 円、支出済額 6,371 万 7,060 円、起債償還の元金及び利子に係る費用で、1 目は元金、2 目は利子であります。

207 ページ、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

187 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 434 万 5,000 円に対し同額収入で、受益者分担金であります。

189 ページ、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2,700 万 8,300 円に対しまして、収入済額 2,695 万 3,700 円、排水処理施設の使用料で、現年分の使用料収納率は、99.93%であります。

191 ページ、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 1,619 万 3,000 円に対し同額収入で、一般会計からの繰入金であります。

193 ページ、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 129 万 300 円に対しまして同額収入で、前年度繰越金であります。

195 ページ、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 500 万円に対しまして同額収入で、水洗便所改造資金貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、調定額 70 万 8,196 円に対しまして同額収入で、消費税還付金であります。

197 ページ、6 款町債、1 項町債、調定額 6,760 万円に対しまして同額収入で、排水処理施設整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 28 年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 平成 28 年度農業集落排水特別会計決算について説明いたします。

209 ページをお開きください。

歳入は、1 款使用料及び手数料から 5 款町債までの予算現額 6,990 万 7,000 円に対しまして、調定額 7,036 万 2,464 円で、収入済額 6,999 万 399 円であります。

211 ページ、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算現額 6,990 万 7,000 円に対し、支出済額 6,842 万 4,860 円、歳入歳出差し引き残額は、156 万 5,539 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、224 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 52 万 3,000 円、支出済額 48 万 8,826 円、本目は農業集落排水事業に係る事務的経費であります。

226 ページ、2 款事業費、1 項排水処理管理費、予算現額 4,670 万 9,000 円、支出済額 4,536 万 2,754 円、1 目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であり、年間処理水量は 12 万 7,534 トンで、前年度より 1 万 3,866 トンの増であります。

15 節工事請負費、細説 1 処理施設補修工事は、忠類浄化センターの処理施設機械設備の更新に要した費用であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本目は污水管渠、マンホール及び汚水ますの維持管理に要した経費と、忠類地域分譲地の公共ます設置工事に係る経費であります。

15 節工事請負費、細説 1 管渠補修工事はマンホール 2 カ所、汚水ます 3 カ所の補修に要した費用であります。

細説 2 忠類地区分譲地公共ます設置工事は、公共ます 7 カ所の新設に要した費用であります。

228 ページ、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 2,257 万 5,000 円、支出済額 2,257 万 3,280 円、起債償還の元金及び利子に係る費用であり、1 目は元金、2 目は利子であります。

230 ページ、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

214 ページをお開きください。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,741 万 9,340 円に対しまして、収入済額 1,704 万 7,275 円、533 戸分の農業集落排水処理施設使用料と滞納繰越分で、現年分の収納率は 99.20%であります。

216 ページ、2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 3,989 円に対しまして同額収入であり、農業集落排水事業償還金利子であります。

218 ページ、3 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 85 万 5,506 円に対しまして同額収入で、農業集落排水事業償還金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 4,752 万 6,000 円に対しまして同額収入で、一般会計繰入金であります。

220 ページ、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 135 万 7,629 円に対しまして同額収入で、前年度繰越金であります。

222 ページです。

5 款町債、1 項町債、調定額 320 万円に対しまして同額収入で、忠類浄化センターの処理施設機械設備の更新と、忠類地域分譲地の公共ますの整備に係る事業債であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 平成 28 年度幕別町水道事業会計の決算についてご説明をいたします。

初めに、242 ページをお開きください。

このページから 245 ページまでは、平成 28 年度の幕別町水道事業報告書であります。

初めに、1 概要（1）総括事項についてであります。

平成 28 年度の経常収益は 5 億 4,663 万 2,000 円で、前年度の 6 億 2,485 万 6,000 円に比べて、7,822 万 3,000 円、12.5%の減でありました。

この主な要因といたしましては、他会計補助金である高料金対策補助金が皆減となったためでありませんが、詳細につきましては 244 ページ、事業収入に関する事項をごらんください。

経常費用につきましては、5 億 2,424 万円で、前年度の 5 億 3,620 万 6,000 円に比べ、1,196 万 6,000 円、2.2%の減でありました。

この主な要因といたしましては、特別損失が皆減となったほか、その他営業費用のうち資産減耗費が 533 万 8,000 円の減、支払利息が 409 万 3,000 円の減となったためであります。詳細につきましては 245 ページ事業費用に関する事項をごらんください。

次に、有収率につきましては、漏水調査の継続実施により 9 カ所の漏水修理を行い、82.7%となっております。

今後も、漏水の早期発見と修理に万全を期し、有収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

243 ページ、次に 2、工事（1）建設改良工事の内訳についてであります。

量水器取りかえ工事につきましては、13 ミリから 75 ミリまでの量水器 2,166 件を、本年度工事費 5,149 万 2,866 円で取りかえたものであります。

配水管布設工事につきましては、本年度工事費 1 億 5,086 万 7,620 円で 2,600 メートルの配水管の布設を実施したものであります。

次に、平成 28 年度の幕別町水道事業会計の損益計算書について説明いたします。

236 ページをお開きください。

平成 28 年度幕別町水道事業会計損益計算書は、平成 28 年度における損益計算から経営成績を明らかにした書類であります。

平成 28 年度における経常利益は、2,239 万 3,118 円で当年度純利益につきましても同額であります。前年度純利益と比較し、6,625 万 7,369 円の減額となったものであります。

その主な要因といたしましては、営業外収益、他会計補助金の高料金対策補助金が、平成 28 年度は

対象から外れ、前年度の8,162万9,000円が皆減となったことが大きな要因でございます。

なお、前年度の未処分利益余剰金が9億2,897万3,088円でありましたことから、当年度純利益を合算した、当年度末未処分利益余剰金は9億5,136万6,206円となったところであります。

237ページ、このページから239ページまでは、平成28年度幕別町水道事業会計の貸借対照表であり、平成28年度末の資産や負債及び資本の状況から、財政状況を明らかにした書類であります。

最初に資産の分であります。

1、固定資産合計55億2,418万9,531円、2、流動資産合計7億5,165万4,555円、固定資産及び流動資産を合計した資産合計は62億7,584万4,086円となったものであります。

238ページ、次に負債の部であります。

3、固定負債は平成30年度以降に償還を予定している企業債残高で19億438万3,177円、4、流動負債合計2億1,557万3,478円のうち1億5,651万8,889円が、平成29年度に償還予定の企業債となっております。

5、繰延収益につきましては、合計16億6,041万4,382円となり、固定負債、流動負債及び繰延収益を合計した負債合計は37億8,037万1,037円となったものであります。

次に、資本の部であります。

6、資本金につきましては12億9,923万7,333円、余剰金につきましては239ページ、余剰金合計11億9,623万5,716円で、資本金及び余剰金を合算した資本合計は24億9,547万3,049円となり、負債資本合計62億7,584万4,086円は資産合計と一致するものであります。

続きまして、246ページをお開きください。

平成28年度幕別町水道事業会計キャッシュフロー計算書であります。

現金の流れに着目し、財政状況をあらわしたものであります。

業務活動による収支では3億5,341万611円の増額、投資活動による収支では2億4,852万941円の減額。

247ページ、財務活動による収支では1億5,804万531円の減額となりました。

以上により、平成28年度における現金及び現金同等物は5,315万861円の減額となり、年度末における残高は6億1,827万3,834円となったところであります。

今後につきましては、財政収支を見据え、管路の耐震化、耐用年数を超えた施設の更新時期を検討し、今後も安全・安心な水の供給に向け安定した経営を図ってまいりたいと考えております。

次に、248ページをお開きください。

平成28年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税を抜いた額となっております。

初めに、収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益4億4,537万8,377円、9,967戸の水道使用料であります。収納率は98.74%であります。

3目その他営業収益500万9,092円、加入者負担金が主なものであります。

2項営業外収益、3目長期前受金戻入7,420万3,676円、前年度までに固定資産の取得に充当した補助金等を収益化したものであります。

7目雑収益2,201万142円、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

次に、支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び上水費1億6,371万6,138円、本目は、浄水の受水に係る経費でありまして、29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、28年度は249万2,894トンを受水しております。

2目配水及び給水費3,012万9,547円、1節給料は職員1名分の人件費、13節委託料は、水道台帳修正業務、施設管理委託料及び上水道漏水調査業務などであります。

16節修繕費は、配水管の漏水修理に要した経費であります。

250ページ、5目総係費4,621万7,176円、1節給料は職員2名分の人件費、13節委託料は、検針業務に係る費用、15節賃借料は、検針業務に係る検針機器15台分の借上料、31節貸倒引当金は、平成29年度の不納欠損による損失に備えるため計上したものであります。

6目減価償却費2億2,690万5,627円、有形固定資産に係る減価償却費であります。

7目資産減耗費605万4,039円、配水管の布設がえなどにより、固定資産を除却した費用であります。

2項営業外費用、1目支払利息5,121万2,661円、企業債の償還利息であります。

252 ページ、平成 28 年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

初めに、収入であります。

1 款資本的収支、6 項負担金、1 目負担金 494 万 6,400 円、消火栓更新工事に係る工事負担金であります。

253 ページ、次に支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 2 億 197 万 4,475 円、主なものといたしまして、平和通りほか 5 路線の配水管更新整備、水道未整備地区の開始を図る無水地区対策として西猿別、明野地区において 2,357 メートルの配水管整備に要した費用であります。

2 目営業設備費 5,149 万 2,866 円、2,166 件分の検定満了量水器の購入及び取りかえに係る費用であります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金 1 億 5,804 万 531 円、企業債の元利償還金であります。

以上で、平成 28 年度幕別町水道事業会計決算について説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 水道事業会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りします。

認定第 1 号、平成 28 年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。

したがって、平成 28 年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 2 号、平成 28 年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。

したがって、平成 28 年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 3 号、平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。

したがって、平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 4 号、平成 28 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。

したがって、平成 28 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することと決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 5 号、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(谷口和弥) 異議なしと認めます。

したがって、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 6 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(谷口和弥) 異議なしと認めます。

したがって、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 7 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(谷口和弥) 異議なしと認めます。

したがって、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 8 号、平成 28 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(谷口和弥) 異議なしと認めます。

したがって、平成 28 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 9 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(谷口和弥) 異議なしと認めます。

したがって、平成 28 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 9 号までの平成 28 年度幕別町各会計決算 9 議件の審査を全て終了いたしました。

審査終了に当たり、一言お礼を申し上げたいと思います。

各委員におかれましては、2 日間にわたる審査に際し、終始熱心に審査をいただきましたことを心からお礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことにお礼申し上げます。

ふなれな委員長ではありましたが、皆様のおかげをもちまして無事審査を終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

まことにありがとうございました。(拍手)

[閉会]

○委員長(谷口和弥) これをもちまして、平成 28 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

16 : 48 閉会